

清水港みなと機能継続計画

—緊急物資輸送・港湾物流編—

別 冊

清水港地震災害対策マニュアル



県中部地区への緊急物資等の輸送拠点として
機能するために

平成 27 年 2 月

清水港防災対策連絡協議会

目 次

I 共通編

I -1 マニュアルの目的等	1
I -1.1 目的	2
I -1.2 対象者	2
I -1.3 対象期間	2
I -1.4 使い方	2
I -1.5 改訂方針	2
I -1.6 事務局	2
I -2 初動	3
I -2.1 避難	3
I -2.2 安否確認	3
I -2.3 連絡手段の確保	3
I -2.4 みなと機能継続計画の発動	3
I -2.5 協議会事務局の立ち上げ	4
I -2.6 【情報連絡様式の記入方法】	5
I -3 地震・津波への事前対策	6

II 個別編

II -1 民間事業者

II -1.1 清水港運協会	
II -1.2 清水港上屋利用組合	
II -1.3 静岡県倉庫協会 清水支部	
II -1.4 清水海運貨物取扱同業会	
II -1.5 清水水先区水先人会	
II -1.6 清水港曳船三社会	
II -1.7 静岡県内航海運組合	
II -1.8 静岡県旅客船協会	
II -1.9 清水港船舶代理店会	
II -1.10 清水港船舶情報センター	
II -1.11 建設業協会等(清水建設業協会・清水港港湾建設工事安全協議会 ・日本海上起重技術協会中部支部)	
II -1.12 清水港石油災害防止会	
II -1.13 清水コンテナターミナル	

II -2 行政機関

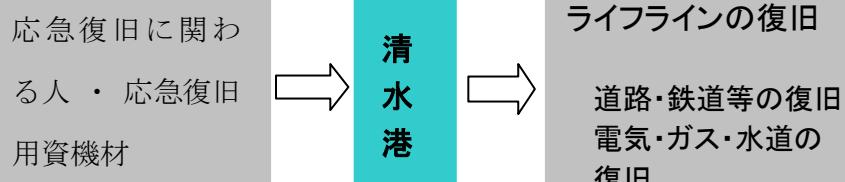
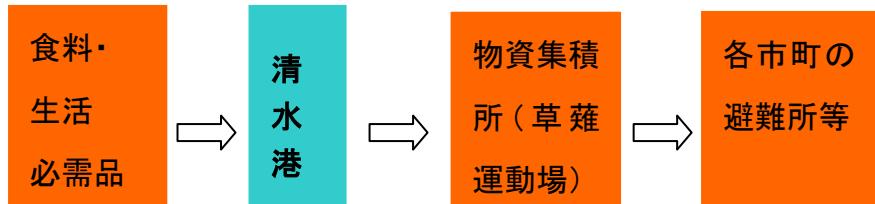
II -2 清水港管理局・県庁港湾局

I 共通編

I-1 マニュアルの目的等

I-1.1 目的

大規模地震が発生した場合、清水港は、県中部地区が必要とする食料や生活必需品、応急復旧資機材等の重要な輸送拠点となります。



これまで、静岡県では耐震岸壁等の施設整備を進めてきましたが、港は道路等と違って、施設だけでは災害時の役割を果たしていくことはできません。

このマニュアルは、港湾に係わる行政機関と、日頃、港を舞台に事業を展開する多くの民間事業者が、相互に連携して緊急対応業務を実施していくために必要な事項を明記することを目的としています。

なお、このマニュアルは、大規模地震が突発的に発生することを前提としていますが、予知されたときの予防措置についても整理しています。

このマニュアルにより、いずれの場合にも対応できるよう体制を整えておくことが、円滑な対応を行うために役立つものと考えます。

I -1 マニュアルの目的等

I -1.2 対象者

このマニュアルは清水港の地震防災に関する諸団体の防災担当者や行政担当者を対象にしています。

I -1.3 対象期間

このマニュアルは、大規模地震の発生が予測される段階から、地震発生後約2週間の応急復旧の作業を対象としています。

I -1.4 使い方

マニュアルの分担により、平常時から各団体や組織内の連絡体制や業務分担を決めてください。

また、警戒宣言発令時や地震発生時には各団体の箇所に記載されている手順に従って災害対策業務を進めてください。

I -1.5 改訂方針

今後、清水港防災対策連絡協議会として図上訓練などを実施し、それらを通じて内容の見直しを行ない、より実践的なものにしていきたいと考えます。

皆様の御協力をお願いします。

I -1.6 事務局

清水港防災対策連絡協議会の事務局は、静岡県清水港管理局です。

I -2 初動

I -2.1 避難

地震が発生したら、迅速に避難し身の安全を守ってください。

I -2.2 安否確認

各会員は自組織の安否確認を行ってください。

I -2.3 連絡手段の確保

各会員は、通信手段を確保し、使用可能な手段を清水港管理局に報告する。通信手段が使用できない場合は、伝令を使用してください。

協議会の会員は、災害時の通信手段として複数の連絡手段を事前に確認してください。（電話、携帯電話、メール、FAX、衛星電話）

協議会会員は、衛星電話を設置することを推奨します。

I -2.4 みなと機能継続計画の発動

地震・津波災害が発生した場合、必要に応じて協議会会長がみなと機能継続計画の発動を宣言します。

航路啓開と緊急物資輸送については、「清水港地震災害対策マニュアル」に基づき行動してください。

I -2.5 協議会事務局の立上げ

協議会事務局は、清水港管理局に設置します。

参集が必要な場合は、清水港管理局に参集してください。

※なお清水港管理局は、閉庁時（夜間・休日）に突発型地震が発生し、津波警報及び避難勧告が発表された場合、静岡市清水防災センター（静岡市清水消防署）を臨時参集場所としています。

清水港管理局の臨時参集場所
静岡市消防局清水防災センター



協議会事務局の連絡先

①清水港管理局

住所 静岡市清水区日の出町 9-25

電話 054-353-2202, 2203

FAX 054-354-0380 (災害時優先電話兼用)

災害時のメール shimizuko-bousai@pref.shizuoka.lg.jp

通常時のメール shimizukokikaku@pref.shizuoka.lg.jp

衛星電話(ワイトスターII、弁当箱型) (1台あり) 090-5853-2589

衛星電話(アイサットポンプロ、携帯電話型) (2台あり)

固定電話、携帯電話、衛星電話(ワイトスターII)からかける場合

010-870-7767-47358、010-870-7763-24872

衛星電話(アイサットポンプロ)からかける場合

00-870-7767-47358、00-870-7763-24872

②静岡市消防局清水防災センター（静岡市清水消防署）

住所 静岡市清水区東大曲町 6-8

電話 054-363-3211

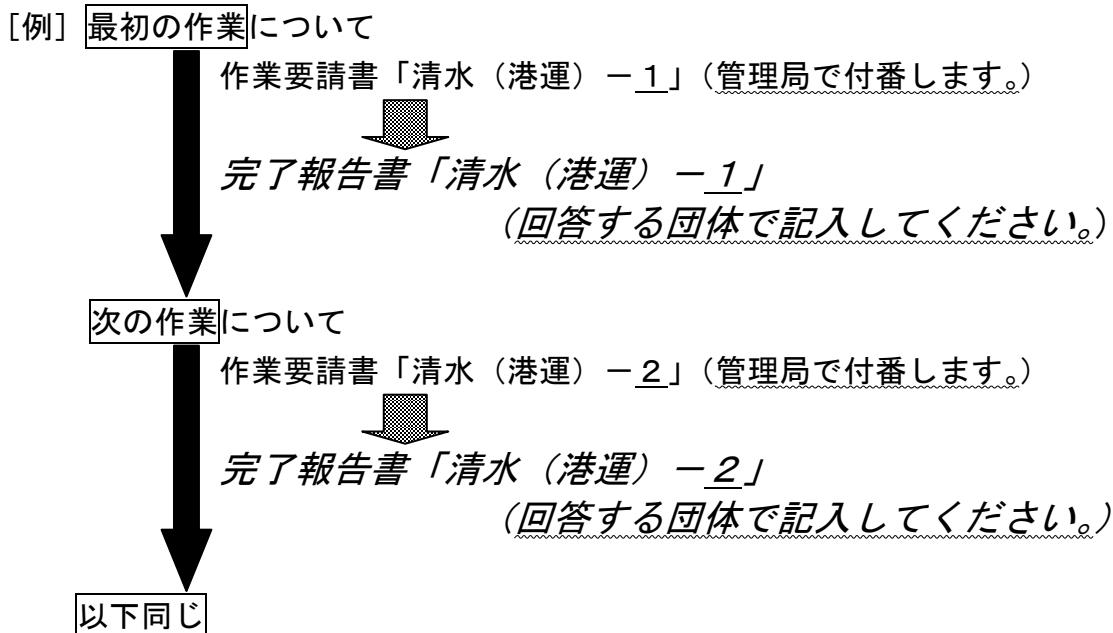
I -2. 6 【情報連絡様式の記入方法等】

(1) 作業依頼番号

県から依頼する作業の依頼から完了までを管理する番号です。

①清水港管理局で番号を付けます。

②完了報告までは、同じ番号を使ってください。



(2) 保管

各依頼書及び完了報告等は、精算が完了するまでは、必ず保管してください。

I-3 地震・津波への事前対策

地震・津波への事前対策として以下の事項についても体制を整えておく。

① 平常時における地震・津波対策

- ・地震・津波の影響の予測
- ・事務所、建屋内及び岸壁上の貨物・資機材等の転倒防止策の徹底
- ・在泊船舶、木材等貨物の状況の把握
- ・岸壁上の漁具類、係留用ロープ類の流出防止策の徹底
- ・警戒体制等の発令時の、関係者への連絡体制の確保
- ・避難場所、経路の確認
- ・従業員等関係者に対する教育、訓練等
- ・その他災害防止のため必要な措置の確認

② 津波注意報、津波警報、大津波警報が発令

- ・本マニュアルのⅡ章個別編に記載のある民間団体等や清水港管理局は、その記載に基づき行動し、時間の余裕がない場合は、人命の確保を優先とし必要な対策をとる。
- ・津波に対する船舶の対応は次頁の表（清水港台風・津波等対策協議会会則別表4-1）に基づき必要な措置をとる。
- ・津波は、繰り返し襲ってくることから、津波警報が解除されるまで港内には近づかない。
- ・津波警報解除後は、本マニュアルⅡ章個別編に従って行動する。
- ・各部会員は、地震・津波による港湾区域内の陸上災害及び船舶海難、人身事故、油の流出等海上災害並びに航路障害物等に関する情報を関係機関・団体等に通報するとともに、可能な範囲でこれに協力する。

【その他】

東海地震に係る情報が発表された場合は10頁を参照。

清水港台風・津波等対策協議会則 別表4-1

津波に対する措置

津波警報・注意報の種類及び警戒体制の区分	発表される津波の高さ (津波の高さや他の区分) 数値での発表 (津波の高さや他の区分)	津波来襲までの時間の余裕			船舶の対応		
		大型船、中型船(漁船を含む) 港内着岸船		(作業船を含む) 航行船、浮標係留船 (作業船を含む)	小型船 (プレジャーポート、小型漁船等) 航行船、锚泊船		
		一般船舶 (作業船を含む)	危険物積載船 (作業船を含む)		港外退避 港内着岸船	航行船 港内着岸船	
津波注意報 (第1警戒体制)	1 m (2.0m <予想高さ ≤ 1.1m)	有り (表記しない い)	無し (表記しない い)	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避 作業中止、係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止、港内避泊 (場 合によっては港外退避)	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難(場合によつては港外退避)
津波警報 (第2警戒体制)	3 m (1m <予想高さ ≤ 3 m)	高い 高 い	無し 無し	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止、港内避泊 (場 合によつては港外退避)	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難(場合によつては港外退避)
大津波警報 (第2警戒体制)	5 m (3 m <予想高さ ≤ 5 m) 1.0 m (5 m <予想高さ ≤ 10 m) 1.0 m超 (10 m <予想高さ)	有り 有り 無し 無し 備 考	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止、港内避泊 係留避泊又は陸上避難 事業者側で予め対応マ ニユアルを作成	作業中止、港内避泊 係留避泊又は陸上避難 陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難(場合によつては港外退避)	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難(場合によつては港外退避)

〔用語の定義等〕

津波来襲までの時間の余裕
有り : 大津波・津波警報が発表された時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)がある場合

無し : 大津波・津波警報が発表された時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が無い場合

※ 避難に要する十分な時間は、船の大きさ・船型等により異なるため、普段から自船の十分な時間を把握しておくこと。

大型船 : タグボート等の補助船・パイロットを必要として単独での出港が困難な船舶をいう。

中型船 : 大型船及び小型船以外の船舶をいう。

小型船 : プレジャーポート、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。

危険物積載船 : ばら積み危険物積載並びに火薬類及び放射性物質を搭載している船舶とする。

陸上避難 : 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。(港外退避中に航行困難となつた場合は港内避泊)

港外退避 : 港外の水深2.0 m以上で、十分広い海域、油合いで避難する。(港外退避中に航行困難となつた場合は港内避泊)

港内避泊 : 外港地区(第3区)の流速が大きい港口や狭水路付近を避け、水深が深く潮流が比較的小さい泊地に航路帯を避けて锚泊し、錨、機関、スラスターにより津波に対抗する(小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避け)

係留強化 : 係留強化、機関の併用等による係留状態のまま津波に対応する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗組させる場合も考慮する)。

陸揚げ固縛 : プレジャーポート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

【注意事項】

1 VHF装備船は、VHFを駆動すること(国際VHF 1.6ch)。

2 AIS搭載船は、常時AISを行なうことを止めること。

3 港外退避中の大型船・中型船は、小型船等から支援の要請があつた場合は、可能な範囲でこれに応じる。

4 外国籍船の関係者は、本表(英語版)を活用して外国人船員に対する啓発・周知に努める。

東海地震に係る情報(観測情報、注意情報及び予知情報)が発表された場合

- 各部会員は、下表（清水港台風・津波等対策協議会会則 別表4-2）に基づき必要な措置をとる。
- テレビ、ラジオ等で情報を収集する。
- 静岡市の同報無線情報に注意する。

東海地震に対する措置

区分	実施事項
東海地震に関連する調査情報（臨時） (注意喚起) (情報収集体制)	<p>1 在泊船舶は、情報収集連絡体制を強化すること。</p> <p>2 VHF装備船は、VHFを聴取すること（国際VHF 16ch）。</p> <p>3 AIS搭載船は、常時AISを作動させ、適正な入力を行うこと。</p>
東海地震注意情報 (第1警戒体制) (準備体制及び避難体制)	<p>1 危険物等の荷役は中止すること。</p> <p>2 在泊船舶は、避難準備体制を完了し、警戒宣言の発令に備え、厳重な警戒体制をとること。</p> <p>3 港外退避準備を終えた危険物積載船舶については、自主的な避難行動の開始に努めること。</p> <p>4 危険物積載船舶以外で出港に水先人及びタグボート等を必要とする船舶についても、危険物積載船舶と同様の対応に努めること。</p> <p>5 その他の在泊船舶であっても、前記3項及び4項の船舶の避難行動の妨げにならないように、自主的な避難行動の開始に努めること。</p> <p>6 港外退避運航において、船舶間で競合が生じた場合は、危険物積載船舶を最優先とすることに努めること。</p> <p>7 工事作業用資機材等の流出防止措置を講ずること。</p> <p>8 危険物積載船舶は、自主的に注意情報発表をもって入港を差し控えることとし、その他の船舶であっても、それと同様の対応に努めること。</p>
警戒宣言発令 (第2警戒体制) (避難体制)	<p>1 すべての荷役は中止すること。</p> <p>2 在泊船舶のうち、小型船舶、雑種船以外の船舶は、原則として港外の安全な場所に避難すること。</p> <p>3 小型船舶、雑種船等は、港内の安全な場所に避難するとともに、係留強化又は陸揚固縛（場合によっては港外退避）等の措置を講ずること。</p> <p>4 工事作業用資機材等の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。</p> <p>5 小型船舶、雑種船以外の船舶は入港しないこと。</p>

清水港運協会

港運協会

TEL 054-354-3265

FAX 054-352-3655

事務局:清水区入船町 11-1 鈴与(株)内

清水港運協会 活動マニュアル

- [主な役割]**
- ◎ 取扱荷物等の被災前の予防措置
 - ◎ 取扱荷物の被害状況調査
 - ◎ 散乱コンテナや被災貨物の撤去
 - ◎ 緊急物資の荷役作業

■港運協会

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者	富田 洋史	専務理事	
第2連絡責任者	朝日 唯好	事務局長	
第3連絡責任者	池谷 友章	事務局	

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他の連絡手段
清水港管理局	管理課	054-353-2202	054-354-0380 (災害時優先電話兼用)	090-5853-2589	shimizuko-bousai@pref.shizuoka.lg.jp
清水港湾事務所	総務課	054-352-4146	054-353-3072	090-3023-8180	
清水海上保安部	交通課	054-355-0225	054-355-0226		
静岡運輸支局 清水庁舎	運航課	054-352-0175	054-355-0432		
静岡市役所	清水港振興課 (清水庁舎内)	054-354-2432	054-353-1022		
	防災対策課 (静岡庁舎内)	054-221-1241	054-251-5783		
静岡県港湾局	港湾企画課	054-221-3050 054-221-3779	054-221-2389	090-5853-2501 (県庁土木防災情報センター(サイボス室))	kouwan_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

■協会会員等の緊急連絡先

名称	緊急時の連絡方法		通常の連絡方法	
	手段	番号	手段	番号
鈴与(株) 八木 作業部長			TEL	
			FAX	
新興港運(株) 海野 常務取締役			TEL	
			FAX	
清水埠頭(株) 村松 港運部長			TEL	
			FAX	
アオキトランス(株) 青島 取締役海貨本部長			TEL	
			FAX	
(株)天野回漕店 土橋 常務取締役			TEL	
			FAX	
清和海運(株) 山本 常務取締役			TEL	
			FAX	
東海埠頭(株) 千葉 取締役			TEL	
			FAX	
新興荷役サービス(株) 山田 取締役			TEL	
			FAX	
(一社)日本海事検定協会 小野 所長			TEL	
			FAX	
(一社)日本貨物検数協会 黒澤 所長			TEL	
			FAX	
(一財)新日本検定協会 古波藏 所長			TEL	
			FAX	
(一社)全日檢 田村 所長			TEL	
			FAX	

この欄は、各団体の緊急連絡簿として活用してください。

平常時

- 
- ① 協会・社内マニュアルの作成
 - ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆注意情報公表時の対応
 - ◆警戒宣言の発令とともに避難
 - ③ 緊急連絡網の定期点検

注意情報発表、警戒宣言発令時は末尾を参照

発 災 → 避難・救助

揺れがおさま
っても、
余震と津波に
注意！！

避難完了後から 津波警報解除ま での間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

□避難する。(自分の身を守る。)

□揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。

□避難場所にて人命救助等に努める。

□テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

□清水港管理局からの協力要請FAX等を受信する。

地震連絡票(港運1)

□協会担当者は、受信後、サイン欄にサインして、全ての会員にFAX等する。

□会員会社の担当の連絡先・所在を確認する。

津波警報解除

被害状況調査

荷役作業の可能性を検討するため、荷物の散乱状況を調査する。

清水港管理局 → 清水港運協会 → 会員
伝令等 伝令等

- 津波警報の解除を速やかに会員に連絡する。
 - ・ 電話不通の際は、伝令も含めあらゆる手段を試すこと。
- 会員企業の従業員は、警報解除と同時に職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。

清水港管理局 ← 清水港運協会 ← 会員
伝令等 伝令等

- 会員は**地震連絡票(港運2)**により、被災状況を調査し、協会に報告する。
- 協会は会員からの被災状況を集約し、清水港管理局に提出する。

応急復旧

□ 協会は、応急工事の進め方協議に参加し、緊急物資の荷役に必要な条件等について助言する。

□ 会員は、清水建設業協会等と協力して散乱コンテナや被災貨物を除去する。

荷 役

□ 会員は**地震連絡票(港運3)**により、自社の従業員及び荷役機械の状況を調査し、協会に報告する。

□ 協会は、清水港管理局から緊急物資輸送船舶に関する情報を得る**地震連絡票(港運4・PR2)**

□ 協会は、各船舶の荷役に要すると思われる時間を記入して、**地震連絡票(港運4・PR2)**を清水港管理局に返信する。

□ **地震連絡票(上屋2)(倉庫1)(海貨1)**を清水港管理局から受け取り、空きスペースを把握する。

□ 協会は、清水港管理局から、緊急物資についての情報を、口頭、FAX又は直渡しにより受信する。

地震連絡票(荷役共同1)

荷 役

- 口頭により連絡を受けた場合は、直後にFAX又は直渡しにより清水港管理局から書類を受け取る。
- 協会は、上屋利用組合、倉庫協会、海貨同業会と協議して、荷役作業の実施方法を決定し、会員に指示する。
- 協会は、検数の手配を行う。
- 協会は、港内搬送のためのトラックの手配を行う。
- 会員からの報告を見ながら個別の会員を指定して、荷役作業の準備を促がす。
- 指定された会員は荷役作業のためのギャングを作るなどの準備をする。
- 船の着岸後、指定された会員は、荷役作業を行う。
- 同時に搬出する場合は、そのままトラックに積み込む。
- 港で一時保管する場合は、**地震連絡票(荷役共同1)**に記載された場所に運ぶ。
- **地震連絡票(荷役共同2)**により、一時保管する緊急物資の場所を清水港管理局に報告する。
- 作業終了後、担当した会員企業は、協会に報告書を提出する。

地震連絡票(荷役共同4)

- 協会は、サインの上、管理局に提出する。

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

【注意情報発表、警戒宣言発令時の活動】

平常時

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）

清水港管理局 → 清水港運協会 → 会員
e-MAIL、FAX、電話 FAX、電話等

- 清水港管理局からの協力要請FAXを受信する。
地震連絡票(港運1)
- 協会担当者は、受信後、サイン欄にサインして、全ての会員にFAXする。
- 会員は、**地震連絡票(港運1)** のリストにより災害予防対応をチェックする。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。
- 会員会社の担当の連絡先・所在を再度確認する。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

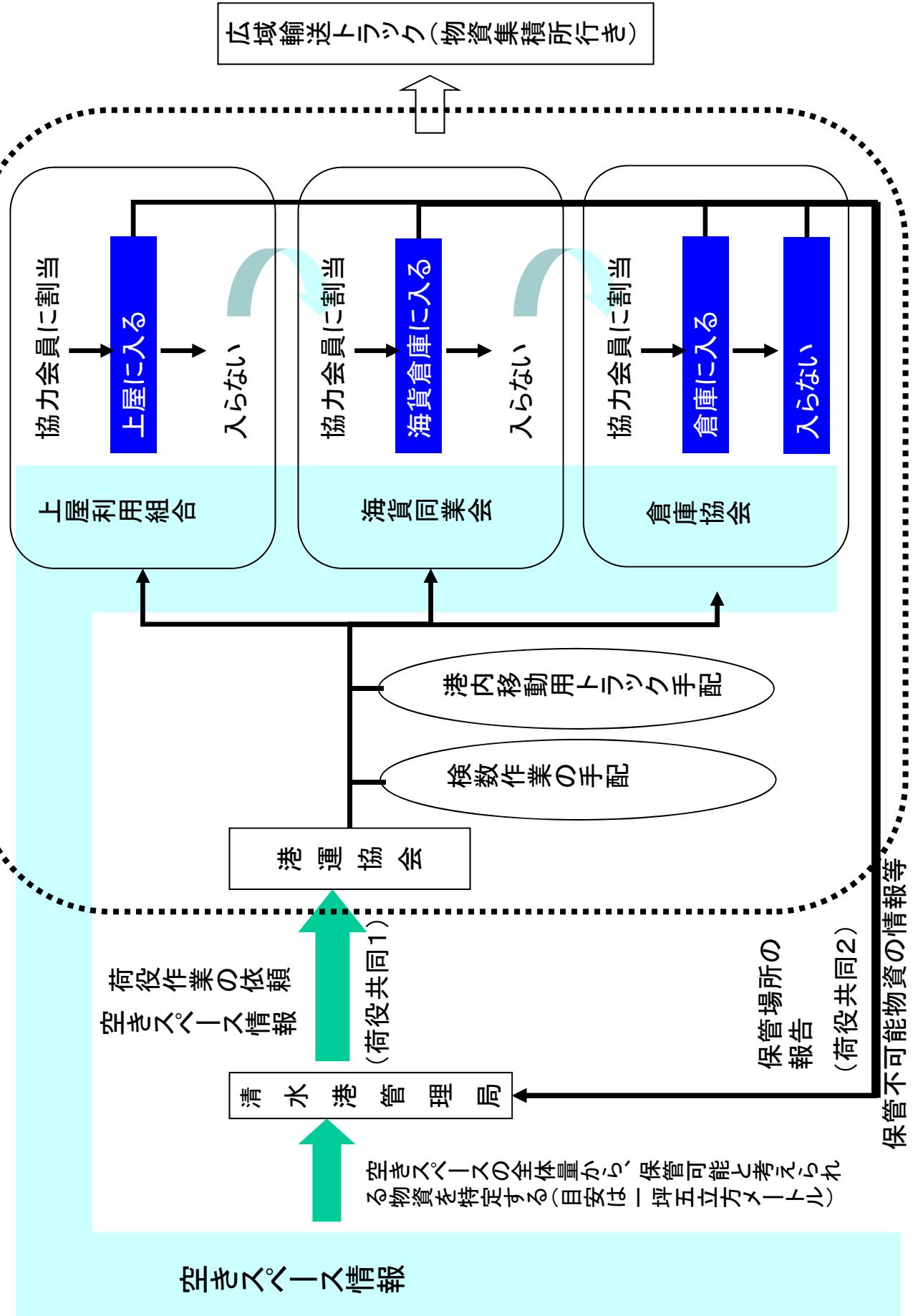
警戒宣言

- ・東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・サイレン・広報などで伝達される。
- ・交通規制等が行われる。

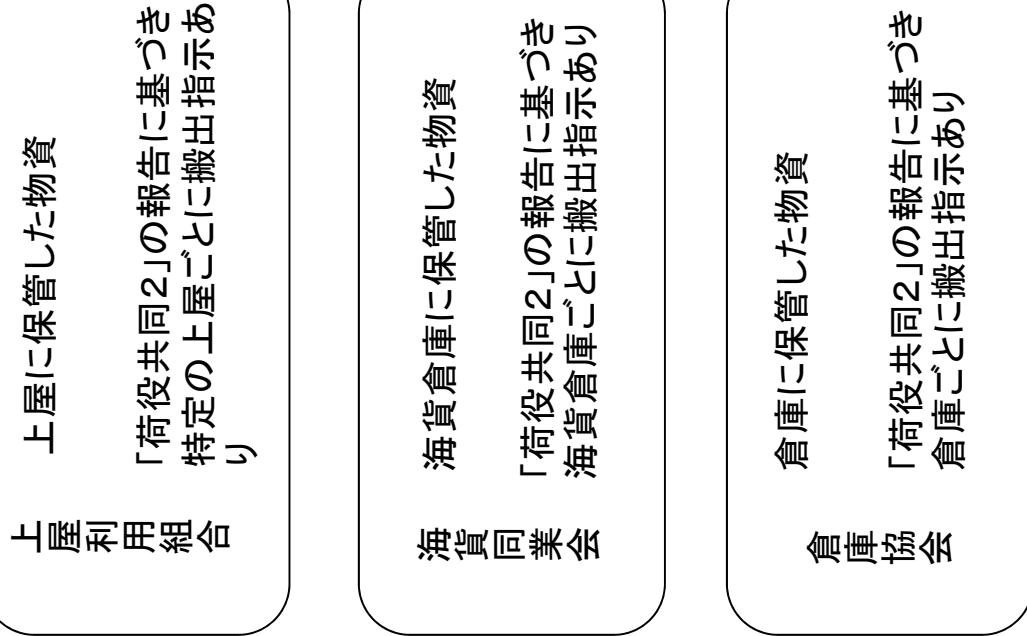
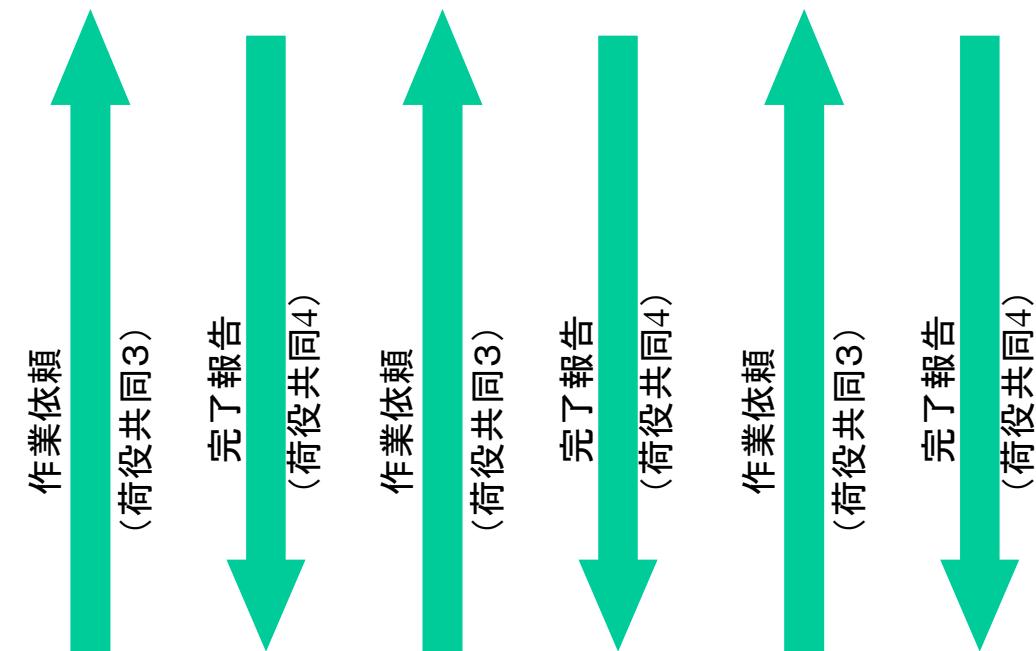
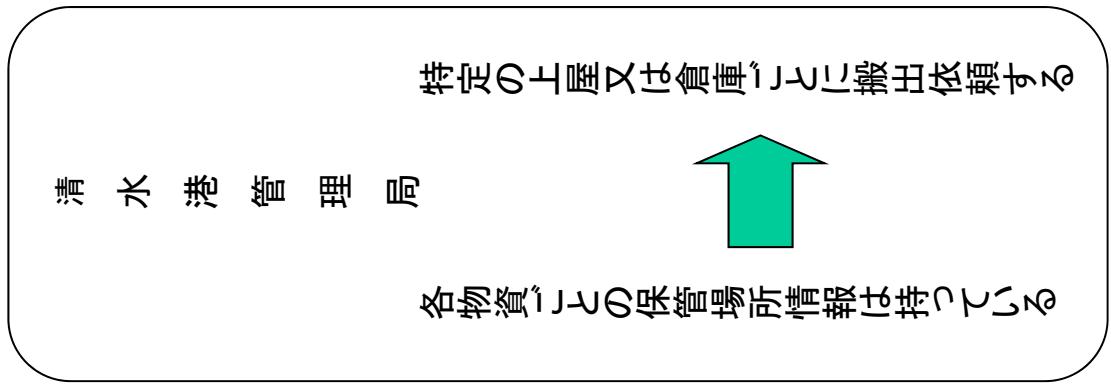
- 災害予防対応が中途でも放棄し、速やかに避難する。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

発 災 → 避難・救助

荷役作業（初期段階）



荷役作業（保管物資の搬出）



一時保管は、使用可能床面積の全体を使用する(通路等を考慮しない)ため、物資を特定して搬出依頼するのではなく、保管場所全体を特定して、そこに保管されている物資全体の搬出を依頼する。

作業手順

- (1) 清水港管理局は、上屋利用組合、海貨同業会、倉庫協会から空きスペース情報を得る
- (2) 清水港管理局は、1坪 $5m^3$ を目安に、保管可能な物資を特定し、窓口である港運協会に荷役作業の依頼を行う（「荷役共同1」様式）。併せて、空きスペース情報を港運協会に伝える。
- (3) 港運協会、上屋利用組合、海貨同業会、倉庫協会は荷役作業の手順等について協議し、決定する。

(4) 荷役作業の実施(港域内移動のためのトラックの手配を含む)

- ①各団体は、会員の協力を得て保管場所を決定し、作業を行う。
 - ②担当した保管した場所ごとに、保管場所情報を管理局に送る（「荷役共同2」様式）。
 - ③最後に、保管できなかつた物資の情報も管理局に送る（「荷役共同2」様式）。
 - ④作業完了時に、完了報告書を管理局に送る（「荷役共同4」様式）。
- ## (5) 一時保管した物資の搬出作業の実施
- ①該当の場所を担当した団体あてに依頼する（「荷役共同3」様式）。
 - ②作業完了時に、完了報告書を管理局に送る（「荷役共同4」様式）。

※一時保管は、使用可能床面積の全体を使用する（通路等を考慮しない）ため、物資を特定して搬出依頼するのではなく、保管場所全体を特定して、そこに保管されている物資全体の搬出を依頼する。

地震連絡票(港運1)

会員 ← 協会

協会担当
者サイン

FAX送信(本書のみ)

年 月 日

会員各位

清水港運協会会長

転送しますので対応をお願いします。

港運協会 ← 管理局

管理局担
当サイン

年 月 日

清水港運協会会長様

FAX 054-352-3655

静岡県清水港管理局長

東海地震の注意情報公表に伴なう協力要請について

年 月 日 午前・午後 時 分、気象庁より東海地震に関する注意情報が公表されました。

については、今後考えられる警戒宣言の発令までに、下記の作業を行うよう協力を要請します。
また、警戒宣言が発令された場合には、作業を中断し、速やかに避難してください。
なお、テレビ・ラジオ等による情報収集に努めてください。

記

①岸壁の整理

- 岸壁のエプロン上に荷物を置かないこと。
- 埠頭内の荷物を埠頭の奥(陸)側に集めるか、上屋内に入れること。
- 荷物を上屋に入れる場合は、通路部分の奥から順番に入れること。
- 屋外の荷物は、できるだけ一ヶ所に集めてロープ・ワイヤーで縛ること。
- コンテナはラッシングすること。

②荷役機械の避難

- ガントリークレーン、チップアンローダー等の大型荷役機械の運転を停止すること。
- ガントリークレーン、チップアンローダー等の大型荷役機械を固定すること。
- ガントリークレーン、チップアンローダー等の大型荷役機械の電源を切ること。
- フォークリフト、トラッククレーン、クローラクレーン等の移動可能な荷役機械は、可能な限り津波浸水域の外側に自走避難すること。
- 津波浸水域外まで行けない場合は、埠頭の地面から60cm 以上の高さのある場所に避難すれば、津波被害を避けられる可能性が高まる。

【興津】FAZ 【袖師】連合海貨上屋 【日の出】6号・新1号・新2号上屋 など

③自動車・トラックの避難

- 新興津埠頭・興津第一埠頭・興津第二埠頭・日の出埠頭(耐震強化岸壁のある埠頭)にある自動車・トラックは、すべて埠頭外に出すこと。
- その他の埠頭でも、原則として、自動車・トラックを埠頭外に出すこと。
- 埠頭から出せないときは、できるだけ岸壁から離れた場所に避難すること。
- 自動車のキーは付けたままにして、交通障害とならないように駐車すること。

地震連絡票(港運2)

管理局 ← 港運協会

協会担当 サイン		
-------------	--	--

FAX又は直渡し

年 月 日

静岡県清水港管理局長 様
FAX 054-354-0380
 次のとおり提出します。

清水港運協会会长

港運協会 ← 会員

報告者 サイン		
------------	--	--

年 月 日

清水港運協会会长様
FAX 054-352-3655

会社名
 報告者所属
 氏名

各埠頭の港湾取扱い荷物の散乱状況による荷役作業可能性調査(陸上調査)について

【調査した埠頭】新興津・興津第一・興津第二・袖師第一・袖師第二・江尻・日の出・富士見

※該当のものを○で囲む

【陸上】荷物等の散乱状況からみて、岸壁で荷役作業ができるか？

【水域】陸上から見える範囲で荷物が流出したか？ 量(広がりの程度)はどれくらいか？

種類	陸上の散乱状況	水域の散乱状況	
		状況	量(広さ)
原木	・散乱多くて荷役できない ・多少の整理により荷役できる ・散乱少なく荷役に支障ない	拡散している・まとまっている	
		浮遊している・水没している	
木材 チップ	・散乱多くて荷役できない ・多少の整理により荷役できる ・散乱少なく荷役に支障ない	拡散している・まとまっている	
		浮遊している・水没している	
コンテナ	・散乱多くて荷役できない ・多少の整理により荷役できる ・散乱少なく荷役に支障ない	拡散している・まとまっている	
		浮遊している・水没している	
自動車	・散乱多くて荷役できない ・多少の整理により荷役できる ・散乱少なく荷役に支障ない	拡散している・まとまっている	
		浮遊している・水没している	
油	・タンクから漏れている ・漏れていない	拡散している・まとまっている	
		浮遊している・水没している	
(その他)	・散乱多くて荷役できない ・多少の整理により荷役できる ・散乱少なく荷役に支障ない	拡散している・まとまっている	
		浮遊している・水没している	

地震連絡票(港運3)

港運協会 ← 会員

報告者 サイン		
------------	--	--

FAX又は直渡し

年 月 日
午前・午後 時 分 現在清水港運協会会長様
FAX 054-352-3655会社名
報告者所属
氏名

緊急物資荷役作業のための要員等確保状況

		稼動する台数	操作員	
荷役機械	フォークリフト	2t未満吊り	台 人	
		2t超~4t未満吊り	台 人	
		4t超~7t未満吊り	台 人	
		7t超吊り	台 人	
	トラッククレーン	50t未満吊り	台 人	
		60t超~70t未満吊り	台 人	
		70t超吊り	台 人	
	クローラクレーン	50t未満吊り	台 人	
		60t超~70t未満吊り	台 人	
		70t超吊り	台 人	
機械に従事しない作業員			人	
合計		台	人	

荷役機械について能力不明の場合は、台数だけでも可

地震連絡票(港運4・PR2)

(受信人)船舶情報センター様 (FAX 054-369-6259)
 清水港運協会会长様 (FAX 054-354-3655)
 静岡県清水港管理局長様 (FAX 054-354-0380)

年 月 日

(発信人)船舶情報センター
 清水港運協会
 静岡県清水港管理局

バース利用計画(調整)

清水港管理局				港運協会			船舶情報センター		
船舶名	寄港予定日時		積荷種類	重量 (t)	容積 (m ³)	荷姿	荷役予定期間	バース名	バース利用時間 接岸時間 離岸時間
	日	時							

(注)①「荷役予定期間」は、港運協会に相談の上決定すること。

②バース利用計画は、清水港管理局とポートラジオで合意の上作成すること。

地震連絡票(荷役共同1)

会員 ← 港運協会等4団体

協会等 担当サイン		
--------------	--	--

FAX又は直渡し

年 月 日

様

清水港運協会会长
 清水港上屋利用組合理事長
 静岡県倉庫協会清水支部長
 清水海運貨物取扱同業会長

転送しますので緊急物資の荷役作業をお願いします。

港運協会等4団体 ← 管理局

管理局 担当サイン		
--------------	--	--

年 月 日

4団体代表 清水港運協会会长様(FAX 054-352-3655)

静岡県災害対策本部中部支部長
 (清水港管理局扱い)

大規模地震発生に伴なう緊急物資の荷役作業の要請について

次のとおり、緊急物資輸送船が入港するので、荷役作業を依頼します。

項目	内容	作業依頼番号
出港地	都道府県　　港	
出港時間	年 月 日 午前・午後 時 分	清水(荷役共同)ー
船名		
総トン数(G／T)		※1からの連番とすること。
入港予定時間	年 月 日 午前・午後 時 分	
機械設備	デリック 基・その他()	
埠頭名	新興津・興津第一・興津第二・袖師第一・袖師第二 江尻・日の出・富士見	
着岸バース		
荷役作業	・直接(全量・一部)トラックへ積込 ・(全量・一部)一時保管 ・一時保管物資のトラックへの積込	
物資の種類等	別紙添付	
トラック台数等	トン車　　台配車予定	

地震連絡票(荷役共同 1・2・3・4 一別紙)を添付する。

地震連絡票(荷役共同2)

管理局 ← 港運協会等4団体

協会等担
当サイン

FAX又は直渡し

年 月 日

静岡県災害対策本部中部支部長様

(清水港管理局扱い)

FAX 054-354-0380

清水港運協会会长

清水港上屋利用組合理事長

静岡県倉庫協会清水支部長

清水海運貨物取扱同業会長

一時保管にかかる緊急物資の保管場所を報告します。**別紙添付**

(別紙に保管場所ごとの物資の種類と量を記入した後、管理局に送信してください。)

作業依頼番号

清水(荷役共同)ー

※ 要請書の番号を
転記すること

地震連絡票 (荷役共同 1 • 2 • 3 • 4 一別紙) を添付する。

地震連絡票(荷役共同3)

会員 ← 港運協会等4団体

協会等
担当サイン

FAX又は直渡し

様

清水港上屋利用組合理事長
静岡県倉庫協会清水支部長
清水海運貨物取扱同業会長

一時保管物資の荷役作業を依頼します。

管理局
担当サイン

港運協会等4団体 ← 管理局

年 月 日

清水港上屋利用組合理事長様(FAX 054-352-3655)

静岡県倉庫協会清水支部長様(FAX 054-353-2159)

清水海運貨物取扱同業会長様(FAX 054-288-2783)

静岡県災害対策本部中部支部長
(清水港管理局扱い)

一時保管緊急物資の荷役作業の要請について

次に記載した上屋又は倉庫に一時保管した緊急物資を港から搬出するために、トラックに積み込む荷役作業を依頼します。

項目	内容	作業依頼番号
作業時間	年 月 日 午前・午後 時 分	清水(荷役共同)ー
対象上屋・倉庫		※1からの連番とすること。

地震連絡票(荷役共同4)

管理局 ← 港運協会等4団体

協会等

担当サイン

FAX又は直渡し

年 月 日

静岡県災害対策本部中部支部長様

(清水港管理局扱い)

FAX 054-354-0380

清水港運協会会長・清水港上屋利用組合理事長

静岡県倉庫協会清水支部長・清水海運貨物取扱同業会長

作業の完了報告を転送します。

港運協会等4団体 ← 会員

報告者
サイン

年 月 日

清水港運協会会長様(FAX 054-352-3655)

清水港上屋利用組合理事長様(FAX 054-352-3655)

静岡県倉庫協会清水支部長様(FAX 054-353-2159)

清水海運貨物取扱同業会長様(FAX 054-288-2783)

会社名

報告者所属

氏名

大規模地震発生に伴なう緊急物資の荷役作業の完了について

次の荷役作業は完了しました。動員状況は次のとおりです。

項目	内 容		作業依頼番号
作業内容 (いずれかを○で囲む)	・船舶からの荷揚げ ・上屋(倉庫)への搬入 ・上屋(倉庫)からの搬出 ・岸壁から上屋(倉庫)への地区内輸送		清水(荷役共同)-
対応した作業員の人数、使用した荷役機械及び台数	作業員人数	人	
	フォークリフト	台	※要請書の番号を転記すること
	トラッククレーン	台	
		台	
		台	
作業数量(パレット数等)	(単位: _____)		
貨物状態	良好・破損(程度: _____)		
作業時間	開始(a)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	終了(b)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	所要時間(b)	時間 分	

地震連絡票(荷役共同 1・2・3・4一別紙) (該当の番号を○で囲む)

[発信者] 清水港運協会会长・清水港上屋利用組合理事長
 静岡県倉庫協会清水海運貨物取扱同業会長
 (発信者を○で囲む)

※依頼 (回答) 書の番号を転機すること。

[単位: 食糧・生活必需品はm³、復旧資機材はトン]

清水港管理局記載欄		港運協会等4団体記載欄									
(記載したものをお「荷役共同1」に添付する)		(記載したものをお「荷役共同2」に添付する)									
種類	全体量 (m ³)	一時保管物資量									
		直接トラック へ積込み	一時保管	保管量 確認	積込 確認	保管量 確認	積込 確認	保管量 確認	積込 確認	保管量 確認	積込 確認
荷揚げ対象の緊急物資											

(注) 「保管確認」欄は建物内に格納したとき、「積込確認」欄はトラックに積み込んだときに現場担当者が確認のサインをしてください。

清水港上屋利用組合



清水港上屋利用組合 活動マニュアル

[主な役割] ◎ 上屋の被災前の予防措置

◎ 上屋の被害状況調査

◎ 緊急物資の一時保管

■上屋利用組合

	氏名	役職	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者	富田 洋史	事務局長	
第2連絡責任者			
第3連絡責任者			

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他の連絡手段
清水港管理局	管理課	054-353-2202	054-354-0380 (災害時優先電話兼用)	090-5853-2589	shimizuko-bousai@pref.shizuoka.lg.jp
清水港湾事務所	総務課	054-352-4146	054-353-3072	090-3023-8180	
清水海上保安部	交通課	054-355-0225	054-355-0226		
静岡運輸支局 清水庁舎	運航課	054-352-0175	054-355-0432		
静岡市役所	清水港振興課 (清水庁舎内)	054-354-2432	054-353-1022		
	防災対策課 (静岡庁舎内)	054-221-1241	054-251-5783		
静岡県港湾局	港湾企画課	054-221-3050 054-221-3779	054-221-2389	090-5853-2501 (県庁土木防災情報センター(サイボス室))	kouwan_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

■組合員等の緊急連絡先

名称	緊急時の連絡方法		通常の連絡方法	
	手段	番号	手段	番号
鈴与(株) 上屋業務部 大島部長			TEL	
			FAX	
新興港運(株) 港運部 山下部長			TEL	
			FAX	
(株)天野回漕店 品質管理室長 足立室長			TEL	
			FAX	
アオキトランス(株) 海貨本部 石黒リーダー			TEL	
			FAX	
清和海運(株) 輸出入物流部 竹田部長			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	

この欄は、各団体の緊急連絡簿として活用してください。

平 常 時

- 
- ① 組合・社内マニュアルの作成
 - ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆注意情報公表時の対応
 - ◆警戒宣言の発令とともに避難
 - ③ 緊急連絡網の定期点検

注意情報発表、警戒宣言発令時は末尾を参照

発 災 → 避難・救助

揺れがおさまっても、余震と津波に注意！！

避難完了後から津波警報解除までの間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

- 清水港管理局からの協力要請FAXを受信する。

地震連絡票(上屋1)

- 組合担当者は、受信後、サイン欄にサインして、全ての会員にFAXする。
- 会員会社の担当の連絡先・所在を確認する。

津波警報解除

清水港管理局 → 上屋利用組合 → 会員
伝令等 伝令等

□津波警報の解除を速やかに会員に連絡する。

- ・電話不通の際は、伝令も含めあらゆる手段を試すこと。

□会員企業の従業員は、警報解除と同時に職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。

清水港管理局 ← 上屋利用組合 ← 会員
伝令等 伝令等

□会員は **地震連絡票(上屋2)** により、被災状況を調査し、組合に報告する。

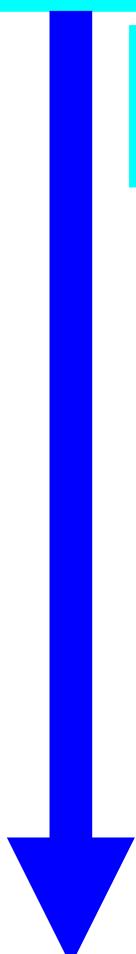
□組合は会員からの被災状況を集約し、清水港管理局に提出する。

被害状況調査

荷役作業の可能性を検討するため、荷物の散乱状況を調査する。

応急復旧

□協会は、応急工事の進め方協議に参加し、緊急物資の荷役に必要な条件等について助言する。



荷 役

- 会員は **地震連絡票(上屋3)**により、自社の従業員及び荷役機械の状況を調査し、組合に報告する。
- 清水港管理局から、**地震連絡票（荷役共同1）**により、緊急物資の荷役作業の依頼を受信する。
- 口頭により連絡を受けた場合は、直後にFAX又は直渡しにより清水港管理局から書類を受け取る。
- 組合は、港運協会、倉庫組合、海貨同業会と協議して、荷役作業の実施方法を決定し、会員に指示する。
- 船の着岸後、指定された会員は、荷役作業を行う。
- 同時に搬出する場合は、そのままトラックに積み込む。
- 港で一時保管する場合は、**地震連絡票(荷役共同1)**に記載された場所に運ぶ。
- 地震連絡票(荷役共同2)**により、一時保管する緊急物資の場所を清水港管理局に報告する。
- 地震連絡票(荷役共同3)**により、一時保管した物資の荷役作業の依頼を受けたら、荷役を行う。
- 作業終了後、担当した会員企業は、組合に報告書を提出する。
地震連絡票(荷役共同4)

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

【注意情報発表、警戒宣言発令時の活動】

平 常 時

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・ 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・ 警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・システムによる）

清水港管理局 → 上屋利用組合 → 会員
e-MAIL、FAX、電話 FAX、電話等

- 清水港管理局からの協力要請FAXを受信する。
地震連絡票(上屋1)
- 組合担当者は、受信後、サイン欄にサインして、全ての会員にFAXする。
- 会員は、**地震連絡票(上屋1)** のリストにより災害予防対応をチェックする。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。
- 会員会社の担当の連絡先・所在を再度確認する。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

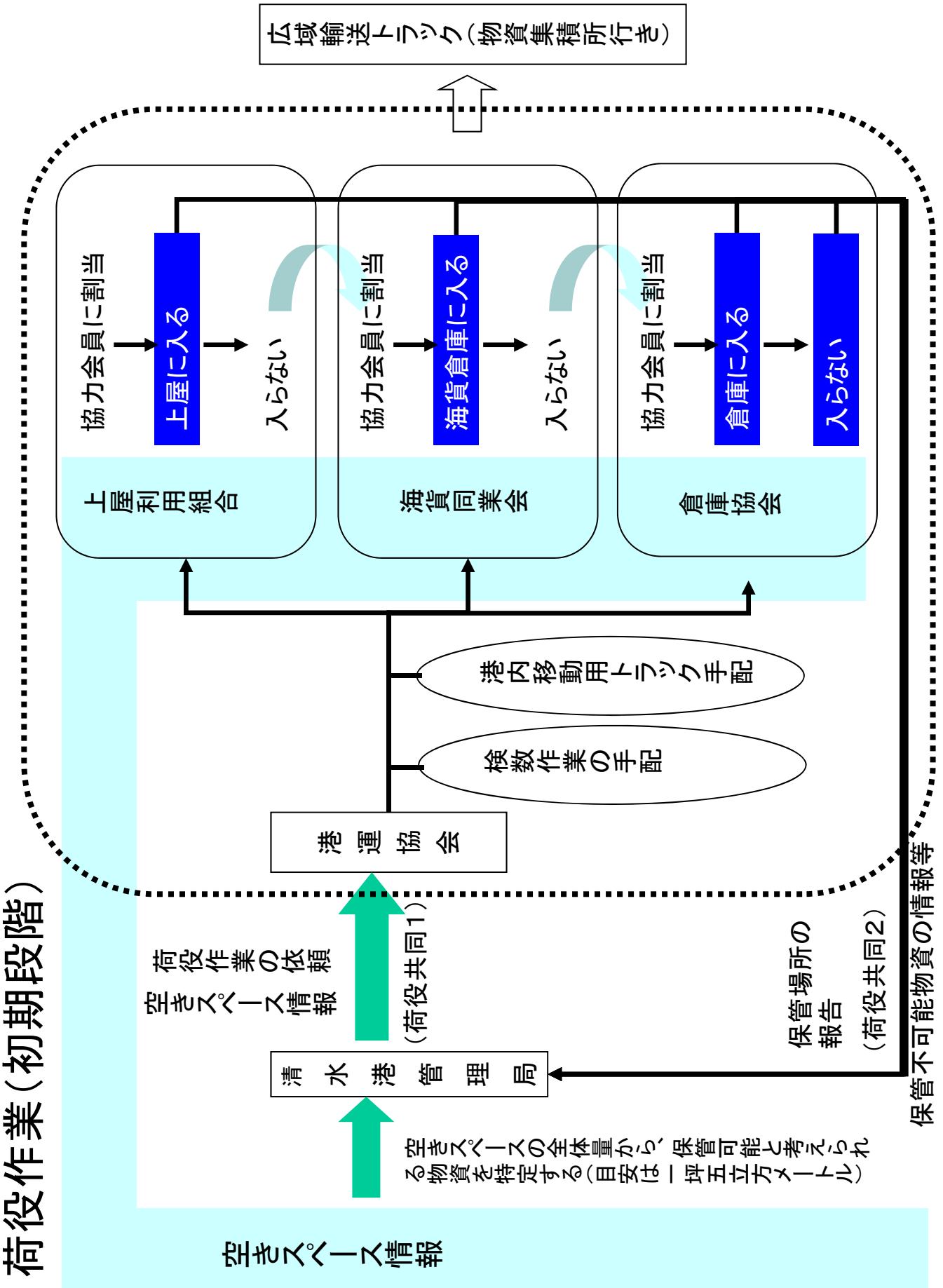
警戒宣言

- ・ 東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・ サイレン・広報等で伝達される。
- ・ 交通規制等が行われる。

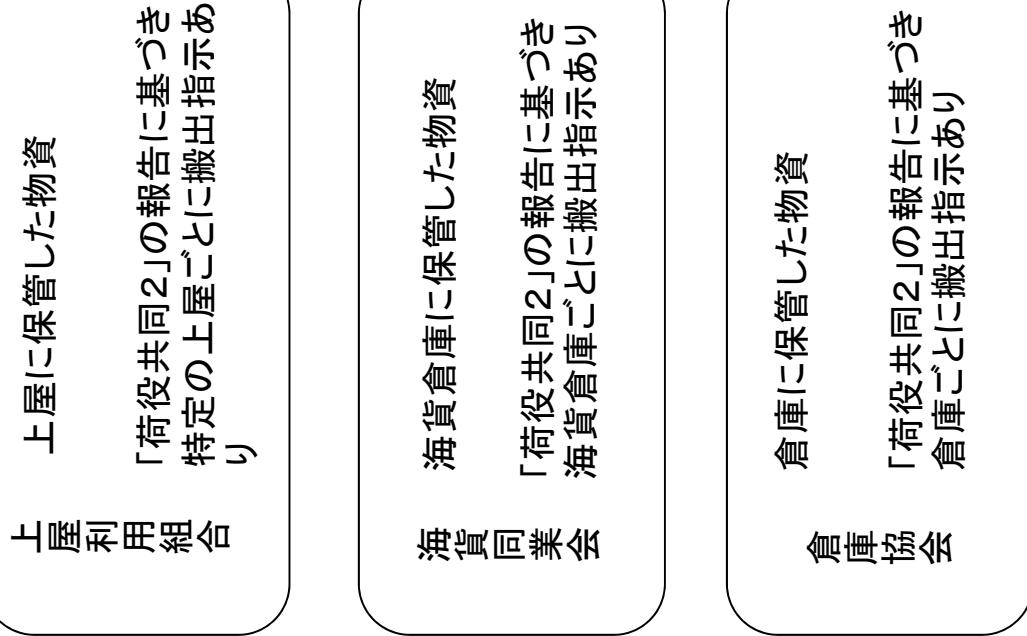
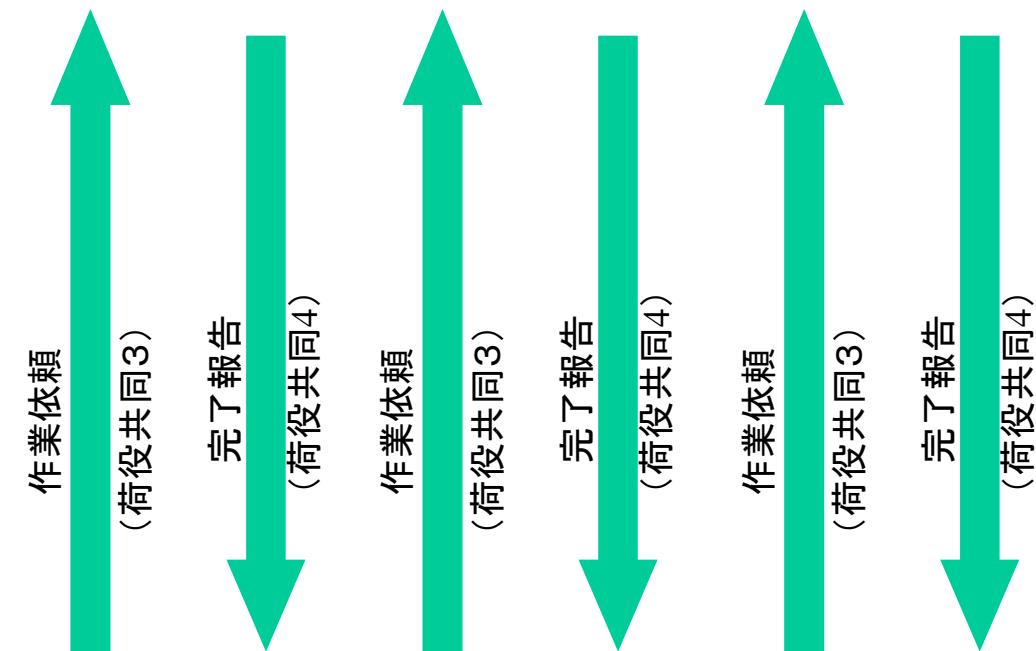
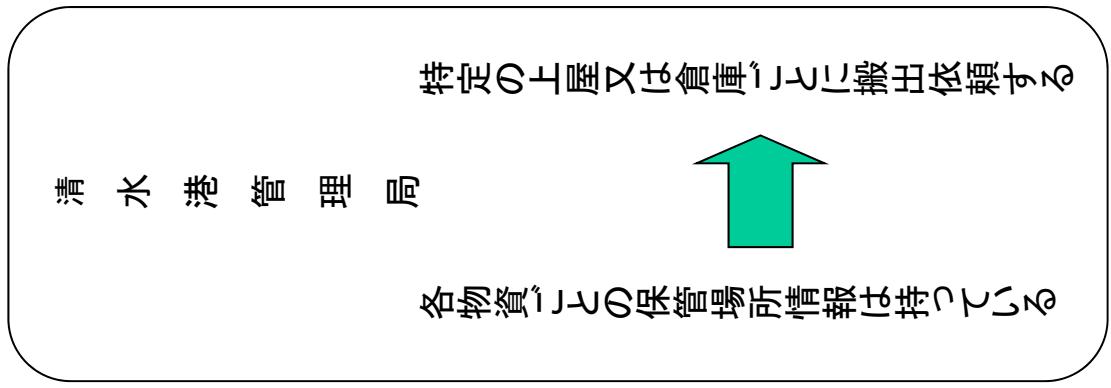
- 災害予防対応が中途でも放棄し、速やかに避難する。

- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

発 災 → 避難・救助



荷役作業（保管物資の搬出）



一時保管は、使用可能床面積の全体を使用する(通路等を考慮しない)ため、物資を特定して搬出依頼するのではなく、保管場所全体を特定して、そこに保管されている物資全体の搬出を依頼する。

作業手順

- (1) 清水港管理局は、上屋利用組合、海貨同業会、倉庫協会から空きスペース情報を得る。
- (2) 清水港管理局は、1坪 $5m^3$ を目安に、保管可能な物資を特定し、窓口である港運協会に荷役作業の依頼を行う（「荷役共同1」様式）。併せて、空きスペース情報を港運協会に伝える。
- (3) 港運協会、上屋利用組合、海貨同業会、倉庫協会は荷役作業の手順等について協議し、決定する。

(4) 荷役作業の実施(港域内移動のためのトラックの手配を含む)

- ①各団体は、会員の協力を得て保管場所を決定し、作業を行う。
 - ②担当した保管した場所ごとに、保管場所情報を管理局に送る（「荷役共同2」様式）。
 - ③最後に、保管できなかつた物資の情報も管理局に送る（「荷役共同2」様式）。
 - ④作業完了時に、完了報告書を管理局に送る（「荷役共同4」様式）。
- ## (5) 一時保管した物資の搬出作業の実施
- ①該当の場所を担当した団体あてに依頼する（「荷役共同3」様式）。
 - ②作業完了時に、完了報告書を管理局に送る（「荷役共同4」様式）。

※一時保管は、使用可能床面積の全体を使用する（通路等を考慮しない）ため、物資を特定して搬出依頼するのではなく、保管場所全体を特定して、そこに保管されている物資全体の搬出を依頼する。

地震連絡票(上屋1)

会員 ← 組合

組合担当者 サイン		
--------------	--	--

FAX送信(本書のみ)

年 月 日

会員各位

清水港上屋利用組合理事長

転送しますので対応をお願いします。

上屋組合 ← 管理局

管理局 担当サイン		
--------------	--	--

年 月 日

清水港上屋利用組合理事長 様

FAX 054-352-3655

静岡県清水港管理局長

東海地震の注意情報公表に伴なう協力要請について

平成 年 月 日 午前・午後 時 分、気象庁より東海地震に関する注意情報が公表されました。

については、今後考えられる警戒宣言の発令までに、公共上屋について、下記の作業を行うよう協力を要請します。

また、警戒宣言が発令された場合には、作業を中断し、速やかに避難してください。

なお、テレビ・ラジオ等による情報収集に努めてください。

記

①上屋について

- 地震に備え、上屋内の荷物の整理をすること。
- 可能であれば、上屋内の荷物をロープ・ワイヤーにより荷物を縛ること。
- フォークリフト等の移動可能な荷役機械は、可能な限り津波浸水域の外側に自走避難すること。
- 津波浸水域外まで行けない場合は、埠頭の地面から60cm 以上の高さのある場所に避難すれば、津波被害を避けられる可能性が高まる。
【興津】FAZ 【袖師】連合海貨上屋 【日の出】6号・新1号・新2号上屋 など
- 上屋の電源を切ること。
- 上屋のシャッターと防潮扉を閉めること(津波の防護ラインである)

②上屋周辺の自動車について

- 興津第一埠頭・興津第二埠頭・日の出埠頭(耐震強化岸壁のある埠頭)にある自動車・トラックは、すべて埠頭外に出すこと。
- その他の埠頭でも、原則として、自動車・トラックを埠頭外に出すこと。
- 埠頭から出せないときは、できるだけ岸壁から離れた場所に避難すること。
- 自動車のキーは付けたままにして、交通障害とならないように駐車すること。

地震連絡票(上屋2)

組合担当 サイン		
-------------	--	--

年 月 日

静岡県清水港管理局長 様
FAX 054-354-0380
次のとおり提出します。

清水港上屋利用組合理事長

上屋組合 ← 会員

報告者 サイン		
------------	--	--

年 月 日

清水港上屋利用組合理事長 様
FAX 054-352-3655

会社名
報告者所属
氏名

食料等の緊急物資の一時保管場所として使用可能性を判断するための上屋被害調査
※調査者が見た感じで該当の箇所に○をつける。「使用可能面積」も見た感じの判断で可。

埠頭	上屋名	外観被害		内部被害			使用可能面積(概ね)
		倒壊している	倒壊していない	使用不可能	使用可能	1~2日程度	
興津第1	興津2号						m ²
	興津3号						m ²
	興津4号						m ²
							m ²
興津第2	興津6号						m ²
	興津7号						m ²
	興津8号						m ²
日の出	日の出新1号						m ²
	日の出新2号						m ²
	日の出4号						m ²
	日の出5号						m ²
	日の出6号						m ²
富士見	富士見5号						m ²
							m ²
							m ²

注意：外観上、「倒壊している」又は「使用不可能」と考えられる上屋については、近寄らないこと。もちろん、内部に立ち入らないこと。

地震連絡票(上屋3)

報告者 サイン		
------------	--	--

FAX又は直渡し

年 月 日

午前・午後 時 分

清水港上屋利用組合理事長様

FAX 054-352-3655

上屋組合 ← 会員

現在

会社名

報告者所属

氏 名

緊急物資荷役作業のための要員等確保状況

		稼動する台数	操作員	
荷役機械	フォークリフト	2t未満吊り	台 人	
		2t超~4t未満吊り	台 人	
		4t超~7t未満吊り	台 人	
		7t超吊り	台 人	
			台 人	
			台 人	
			台 人	
			台 人	
			台 人	
			台 人	
			台 人	
機械に従事しない作業員			人	
合計		台	人	

荷役機械について能力不明の場合は、台数だけでも可

地震連絡票(荷役共同1)

会員 ← 港運協会等4団体

協会等 担当サイン		
--------------	--	--

FAX又は直渡し

年 月 日

様

清水港運協会会长
 清水港上屋利用組合理事長
 静岡県倉庫協会清水支部長
 清水海運貨物取扱同業会長

転送しますので緊急物資の荷役作業をお願いします。

港運協会等4団体 ← 管理局

管理局 担当サイン		
--------------	--	--

年 月 日

4団体代表 清水港運協会会长様(FAX 054-352-3655)

静岡県災害対策本部中部支部長
 (清水港管理局扱い)

大規模地震発生に伴なう緊急物資の荷役作業の要請について

次のとおり、緊急物資輸送船が入港するので、荷役作業を依頼します。

項目	内容	作業依頼番号
出港地	都道府県　　港	
出港時間	年 月 日 午前・午後 時 分	清水(荷役共同)ー
船名		
総トン数(G／T)		※1からの連番とすること。
入港予定時間	年 月 日 午前・午後 時 分	
機械設備	デリック 基・その他()	
埠頭名	新興津・興津第一・興津第二・袖師第一・袖師第二 江尻・日の出・富士見	
着岸バース		
荷役作業	・直接(全量・一部)トラックへ積込 ・(全量・一部)一時保管 ・一時保管物資のトラックへの積込	
物資の種類等	別紙添付	
トラック台数等	トン車　　台配車予定	

地震連絡票(荷役共同 1・2・3・4 一別紙)を添付する。

地震連絡票(荷役共同2)

管理局 ← 港運協会等4団体

協会等担
当サイン

FAX又は直渡し

年 月 日

静岡県災害対策本部中部支部長様

(清水港管理局扱い)

FAX 054-354-0380

清水港運協会会长

清水港上屋利用組合理事長

静岡県倉庫協会清水支部長

清水海運貨物取扱同業会長

一時保管にかかる緊急物資の保管場所を報告します。**別紙添付**

(別紙に保管場所ごとの物資の種類と量を記入した後、管理局に送信してください。)

作業依頼番号

清水(荷役共同)ー

※ 要請書の番号を
転記すること

地震連絡票 (荷役共同 1 • 2 • 3 • 4 一別紙) を添付する。

地震連絡票(荷役共同3)

会員 ← 港運協会等4団体

協会等
担当サイン

FAX又は直渡し

様

清水港上屋利用組合理事長
静岡県倉庫協会清水支部長
清水海運貨物取扱同業会長

一時保管物資の荷役作業を依頼します。

管理局
担当サイン

港運協会等4団体 ← 管理局

年 月 日

清水港上屋利用組合理事長様(FAX 054-352-3655)

静岡県倉庫協会清水支部長様(FAX 054-353-2159)

清水海運貨物取扱同業会長様(FAX 054-288-2783)

静岡県災害対策本部中部支部長
(清水港管理局扱い)

一時保管緊急物資の荷役作業の要請について

次に記載した上屋又は倉庫に一時保管した緊急物資を港から搬出するために、トラックに積み込む荷役作業を依頼します。

項目	内容	作業依頼番号
作業時間	年 月 日 午前・午後 時 分	清水(荷役共同)ー
対象上屋・倉庫		※1からの連番とすること。

地震連絡票(荷役共同4)

管理局 ← 港運協会等4団体

協会等 担当サイン		
--------------	--	--

FAX又は直渡し

年 月 日

静岡県災害対策本部中部支部長様

(清水港管理局扱い)

FAX 054-354-0380

清水港運協会会長・清水港上屋利用組合理事長

静岡県倉庫協会清水支部長・清水海運貨物取扱同業会長

作業の完了報告を転送します。

港運協会等4団体 ← 会員

報告者 サイン		
------------	--	--

年 月 日

清水港運協会会長様(FAX 054-352-3655)

清水港上屋利用組合理事長様(FAX 054-352-3655)

静岡県倉庫協会清水支部長様(FAX 054-353-2159)

清水海運貨物取扱同業会長様(FAX 054-288-2783)

会社名

報告者所属

氏名

大規模地震発生に伴なう緊急物資の荷役作業の完了について

次の荷役作業は完了しました。動員状況は次のとおりです。

項目	内 容		作業依頼番号
作業内容 (いずれかを○で囲む)	・船舶からの荷揚げ ・上屋(倉庫)への搬入 ・上屋(倉庫)からの搬出 ・岸壁から上屋(倉庫)への地区内輸送		清水(荷役共同)-
対応した作業員の人数、使用した荷役機械及び台数	作業員人数	人	
	フォークリフト	台	※要請書の番号を転記すること
	トラッククレーン	台	
		台	
		台	
作業数量(パレット数等)	(単位: _____)		
貨物状態	良好・破損(程度: _____)		
作業時間	開始(a)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	終了(b)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	所要時間(b)	時間 分	

地震連絡票(荷役共同 1・2・3・4一別紙) (該当の番号を○で囲む)

[発信者] 清水港運協会会长・清水港上屋利用組合理事長
 静岡県倉庫協会清水海運貨物取扱同業会長
 (発信者を○で囲む)

※依頼 (回答) 書の番号を転機すること。

[単位: 食糧・生活必需品はm³、復旧資機材はトン]

清水港管理局記載欄		港運協会等4団体記載欄									
(記載したものをお「荷役共同1」に添付する)		(記載したものをお「荷役共同2」に添付する)									
種類	全体量 (m ³)	一時保管物資量									
		直接トラック へ積込み	一時保管	保管量 確認	積込 確認	保管量 確認	積込 確認	保管量 確認	積込 確認	保管量 確認	積込 確認
荷揚げ対象の緊急物資											

(注) 「保管確認」欄は建物内に格納したとき、「積込確認」欄はトラックに積み込んだときに現場担当者が確認のサインをしてください。

**静岡県倉庫協会
清水支部**

倉庫協会

TEL 054-353-2200
FAX 054-353-2159
衛星電話 090-3026-3501
事務局:清水区港町 2-9-5
(株)天野回漕店 国内物流部内

静岡県倉庫協会 清水支部 活動マニュアル

[主な役割] ◎ 倉庫への緊急物資の一時保管

■倉庫協会清水支部 ((株)天野回漕店 国内物流部)

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者	望月 和久	(株)天野回漕店 国内物流部	
第2連絡責任者	佐野 正武	(株)天野回漕店 国内物流部	
第3連絡責任者			

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他の連絡手段
清水港管理局	管理課	054-353-2202	054-354-0380 (災害時優先電話兼用)	090-5853-2589	shimizuko-bousai@pref.shizuoka.lg.jp
清水港湾事務所	総務課	054-352-4146	054-353-3072	090-3023-8180	
清水海上保安部	交通課	054-355-0225	054-355-0226		
静岡運輸支局 清水庁舎	運航課	054-352-0175	054-355-0432		
静岡市役所	清水港振興課 (清水庁舎内)	054-354-2432	054-353-1022		
	防災対策課 (静岡庁舎内)	054-221-1241	054-251-5783		
静岡県港湾局	港湾企画課	054-221-3050 054-221-3779	054-221-2389	090-5853-2501 (県庁土木防災情報センター(サイボス室))	kouwan_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

■支部会員等の緊急連絡先

清水支部(29社)	富士ジ(曾根or神)	柏 栄 ランス (太田or望月) TEL:	FAX:
	TEL:	J-オイルミルズ 静岡(長澤) TEL:	FAX:
	FAX:	J-サ 一 ビ ス (佐藤) TEL:	FAX:
		鈴 与 カ -コ ネット (米澤) TEL:	FAX:
		丸 総 (米村) TEL:	FAX:
支部長(小長谷) 天野回漕店 TEL: FAX:	アオキ(小島or松永)	清 水 倉 庫 (向田) TEL:	FAX:
	TEL:	清 水 臨 港 通 運 (望月) TEL:	FAX:
	FAX:	清 水 埠 頭 (榛葉) TEL:	FAX:
		鈴 与 清 水 支 店 (宮澤) TEL:	FAX:
		清 水 港 共 同 倉 庫 (栗田) TEL:	FAX:
天 野 回 漕 店 TEL: (十川) FAX: TEL: (山田) FAX:	清和海運(前澤)	丸 德 商 事 (松崎) TEL:	FAX:
	TEL:	日 東 富 士 製 粉 (望月) TEL:	FAX:
	FAX:	日 立 物 流 清 水 (須藤) TEL:	FAX:
		興 津 貨 物 自 動 車 (遠藤) TEL:	FAX:
担当者会幹事 鈴 与 (宮 澤) TEL: FAX: J-オイルミルズ(長澤) TEL: FAX:	清水運送(渡邊)	力 ネ 二 倉 庫 (長澤) TEL:	FAX:
	TEL:	東 海 弘 通 (青木) TEL:	FAX:
	FAX:	大 黒 倉 庫 静 岡 (伊藤) TEL:	FAX:
		中 部 陸 運 (小沢) TEL:	
			FAX:
第一倉庫(山本)	第一倉庫(山本)	丸 高 運 送 (高橋) TEL:	FAX:
	TEL:	タ キ 倉 庫 (井上) TEL:	FAX:
	FAX:	丸 德 運 送 (福本) TEL:	FAX:
		丸 伊 (伊豆川) TEL:	FAX:
		ク ミ 力 物 流 (中尾) TEL:	FAX:

平 常 時

- ① 港近くに倉庫を有する会員への協力要請
- ② 支部・社内マニュアルの作成
- ③ 防災教育・訓練の実施
 - ◆注意情報公表時の対応
 - ◆警戒宣言の発令とともに避難
- ④ 緊急連絡網の定期点検

注意情報発表、警戒宣言発令時は末尾を参照

発 災 → 避難・救助

**揺れがおさま
っても、
余震と津波に
注意！！**

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

避難完了後から 津波警報解除ま での間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

津波警報解除

被害状況調査

荷役作業の可能性を検討するため、荷物の散乱状況を調査する。

清水港管理局 → 倉庫協会清水支部 → 会員
伝令等 伝令等

- 津波警報の解除を速やかに会員に連絡する。
 - ・ 電話不通の際は、伝令も含めあらゆる手段を試すこと。
- 会員企業の従業員は、警報解除と同時に職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。

清水港管理局 ← 倉庫協会清水支部 ← 会員
伝令等 伝令等

- 会員は **地震連絡票(倉庫1)** により、被災状況を調査し、協会清水支部に報告する。
- 協会清水支部は会員からの被災状況を集約し、清水港管理局に提出する。

荷 役

- 支部は、清水港管理局から、**地震連絡票（荷役共同1）**により、緊急物資の荷役作業の依頼を受信する。

- 口頭により連絡を受けた場合は、直後にFAX又は直渡しにより清水港管理局から書類を受け取る。

- 支部は、港運協会、上屋利用組合、海貨同業会と協議して、荷役作業の実施方法を決定し、会員に指示する。

- 対象の会員は、荷役事業者によって運び込まれた物資を倉庫内に格納する。

- 緊急物資を港で一時保管する場合は、**地震連絡票(荷役共同1)**に記載された場所に運ぶ。

- **地震連絡票(荷役共同2)**により、一時保管する緊急物資の場所を清水港管理局に報告する。

- **地震連絡票(荷役共同3)**により、一時保管した物資の荷役作業の依頼を受けたら、荷役を行う。

- 作業終了後、担当した会員企業は、支部に報告書を提出する。

地震連絡票(荷役共同4)

- 支部は、サインの上、管理局に提出する。

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

【注意情報発表、警戒宣言発令時の活動】

平 常 時

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・東海地震の前兆現象の可能性が高まつたと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる(気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる)

清水港管理局 → 倉庫協会清水支部 → 会員
e-MAIL、電話 FAX、電話等

- 清水港管理局から、注意情報が発表された旨の連絡を受ける。
- 協会担当者は、注意情報発令を全ての会員に連絡する。
- 会員は、災害予防対応を行う。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

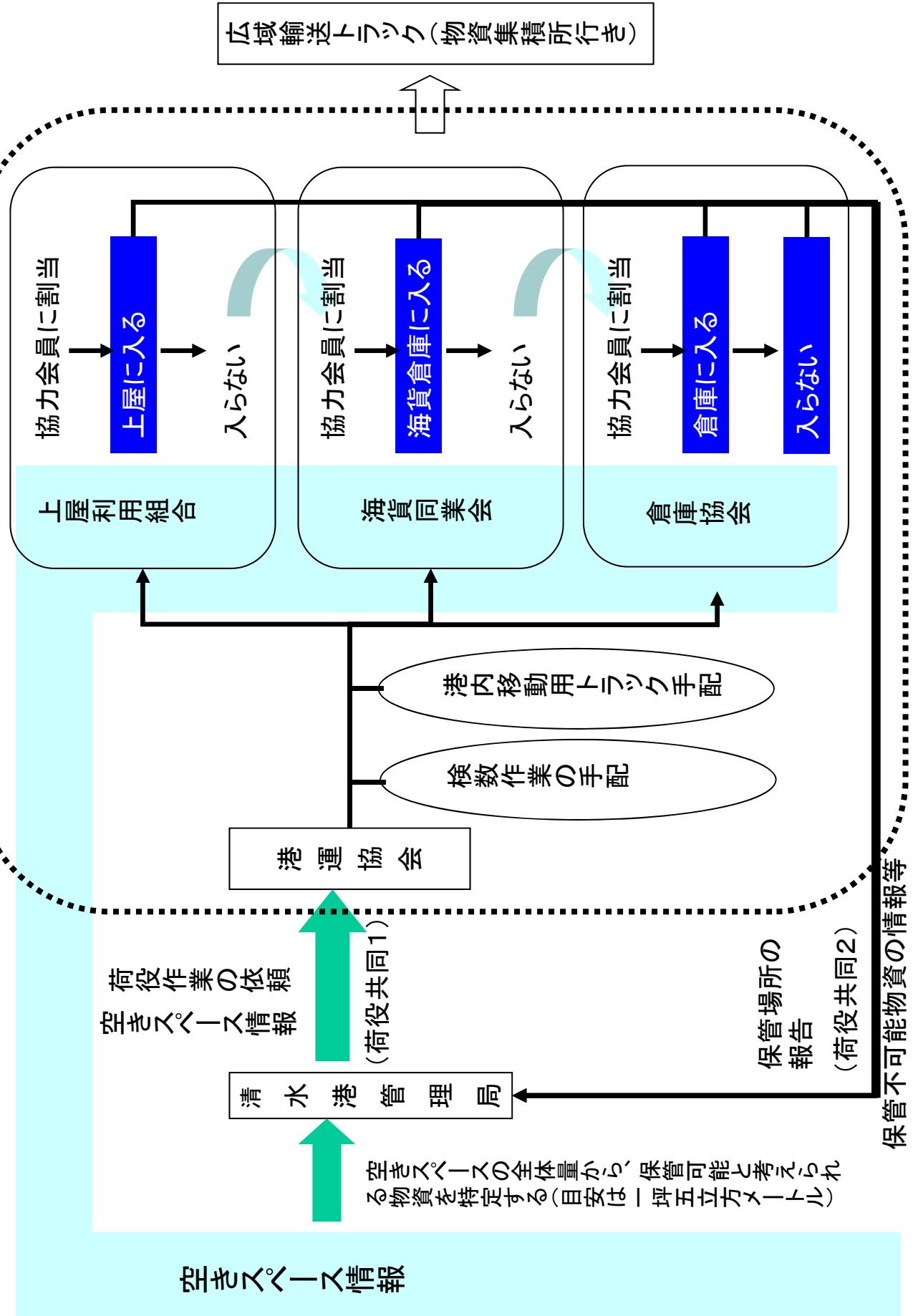
警戒宣言

- ・東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・サイレン・広報などで伝達される。
- ・交通規制等が行われる。

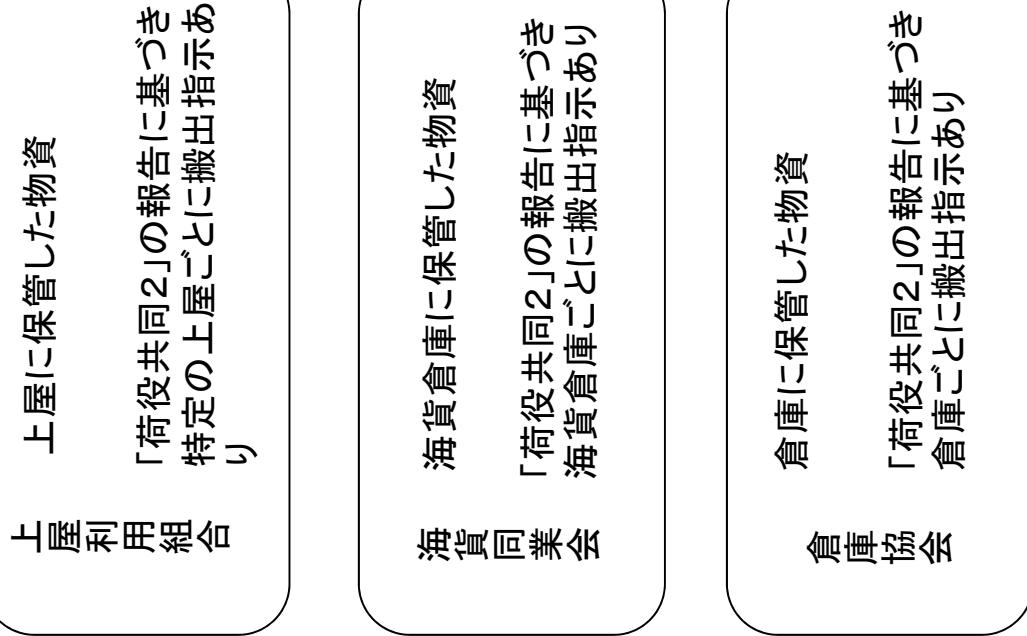
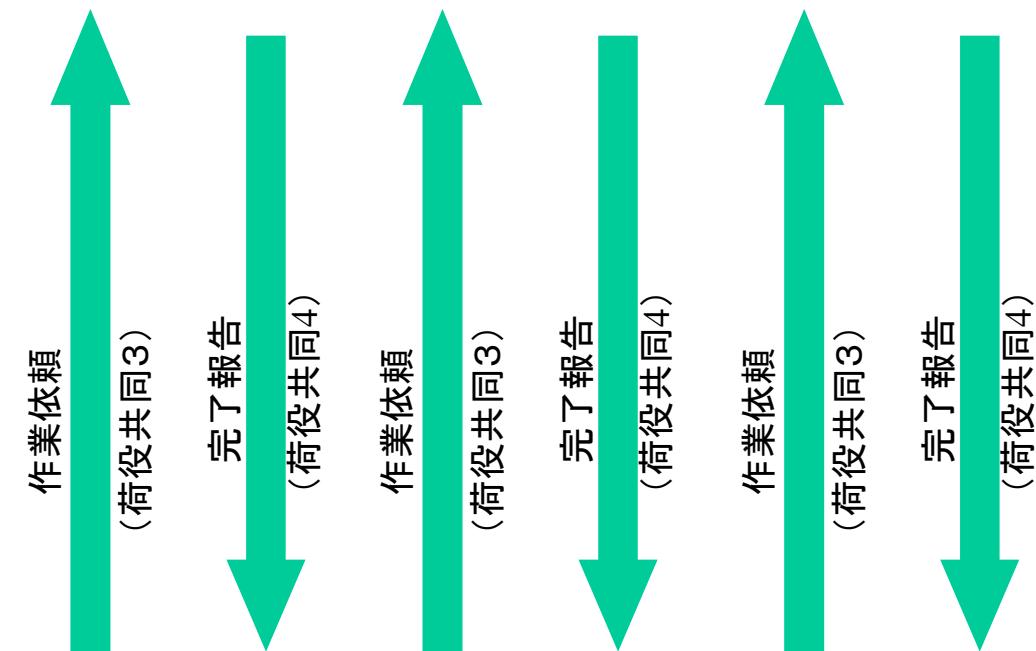
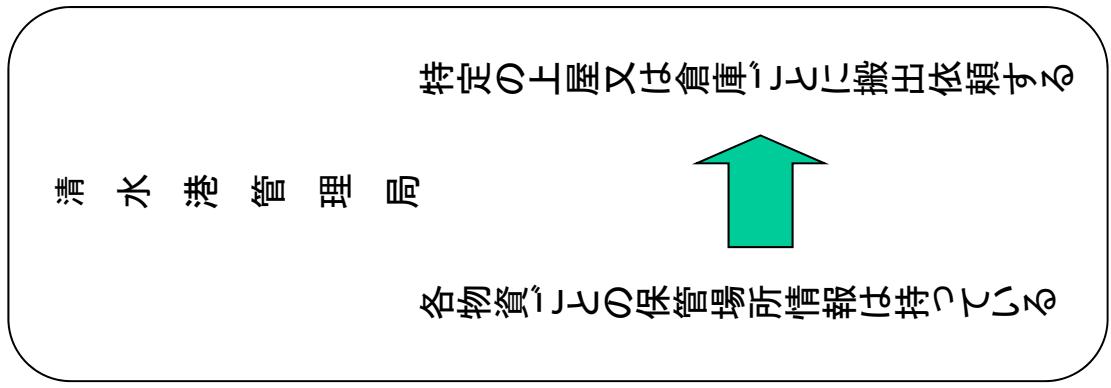
- 災害予防対応が中途でも放棄し、速やかに避難する。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

発 災 → 避難・救助

荷役作業（初期段階）



荷役作業（保管物資の搬出）



一時保管は、使用可能床面積の全体を使用する(通路等を考慮しない)ため、物資を特定して搬出依頼するのではなく、保管場所全体を特定して、そこに保管されている物資全体の搬出を依頼する。

作業手順

- (1) 清水港管理局は、上屋利用組合、海貨同業会、倉庫協会から空きスペース情報を得る
- (2) 清水港管理局は、1坪 $5m^3$ を目安に、保管可能な物資を特定し、窓口である港運協会に荷役作業の依頼を行う（「荷役共同1」様式）。併せて、空きスペース情報を港運協会に伝える。
- (3) 港運協会、上屋利用組合、海貨同業会、倉庫協会は荷役作業の手順等について協議し、決定する。

(4) 荷役作業の実施(港域内移動のためのトラックの手配を含む)

- ①各団体は、会員の協力を得て保管場所を決定し、作業を行う。
 - ②担当した保管した場所ごとに、保管場所情報を管理局に送る（「荷役共同2」様式）。
 - ③最後に、保管できなかつた物資の情報も管理局に送る（「荷役共同2」様式）。
 - ④作業完了時に、完了報告書を管理局に送る（「荷役共同4」様式）。
- ## (5) 一時保管した物資の搬出作業の実施
- ①該当の場所を担当した団体あてに依頼する（「荷役共同3」様式）。
 - ②作業完了時に、完了報告書を管理局に送る（「荷役共同4」様式）。

※一時保管は、使用可能床面積の全体を使用する（通路等を考慮しない）ため、物資を特定して搬出依頼するのではなく、保管場所全体を特定して、そこに保管されている物資全体の搬出を依頼する。

地震連絡票(倉庫1)

管理局 ← 倉庫協會

支部担当
者サイン

FAX又は直渡し

年 月 日

静岡県清水港管理局長様
FAX 054-354-0380
次のとおり提出します。

静岡県倉庫協会清水支部長

倉庫協会 ← 会員

報告者
サイン

年 月 日

静岡県倉庫協会清水支部長 様

FAX 054-353-2159

会社名

報告者所属

氏名

食料等の緊急物資の一時保管場所として使用可能性を判断するための倉庫被害調査 ※調査者が見た感じで該当の箇所に○をつける。「使用可能面積」も見た者感じの判断で可。

**注意：外観上、「倒壊している」又は「使用不可能」と考えられる倉庫には、近寄らないこと。
もちろん、内部に立ち入らないこと。**

地震連絡票(荷役共同1)

会員 ← 港運協会等4団体

協会等 担当サイン		
--------------	--	--

FAX又は直渡し

年 月 日

様

清水港運協会会长
 清水港上屋利用組合理事長
 静岡県倉庫協会清水支部長
 清水海運貨物取扱同業会長

転送しますので緊急物資の荷役作業をお願いします。

港運協会等4団体 ← 管理局

管理局 担当サイン		
--------------	--	--

年 月 日

4団体代表 清水港運協会会长様(FAX 054-352-3655)

静岡県災害対策本部中部支部長
 (清水港管理局扱い)

大規模地震発生に伴なう緊急物資の荷役作業の要請について

次のとおり、緊急物資輸送船が入港するので、荷役作業を依頼します。

項目	内容	作業依頼番号
出港地	都道府県 港	
出港時間	年 月 日 午前・午後 時 分	清水(荷役共同)-
船名		
総トン数(G/T)		※1からの連番とすること。
入港予定時間	年 月 日 午前・午後 時 分	
機械設備	デリック 基・その他()	
埠頭名	新興津・興津第一・興津第二・袖師第一・袖師第二 江尻・日の出・富士見	
着岸バース		
荷役作業	・直接(全量・一部)トラックへ積込 ・(全量・一部)一時保管 ・一時保管物資のトラックへの積込	
物資の種類等	別紙添付	
トラック台数等	トン車 台配車予定	

地震連絡票(荷役共同 1・2・3・4 一別紙)を添付する。

地震連絡票(荷役共同2)

管理局 ← 港運協会等4団体

協会等担
当サイン

FAX又は直渡し

年 月 日

静岡県災害対策本部中部支部長様

(清水港管理局扱い)

FAX 054-354-0380

清水港運協会会长

清水港上屋利用組合理事長

静岡県倉庫協会清水支部長

清水海運貨物取扱同業会長

一時保管にかかる緊急物資の保管場所を報告します。**別紙添付**

(別紙に保管場所ごとの物資の種類と量を記入した後、管理局に送信してください。)

作業依頼番号

清水(荷役共同)ー

※ 要請書の番号を
転記すること

地震連絡票 (荷役共同 1 • 2 • 3 • 4 一別紙) を添付する。

地震連絡票(荷役共同3)

会員 ← 港運協会等4団体

協会等
担当サイン

FAX又は直渡し

様

清水港上屋利用組合理事長
静岡県倉庫協会清水支部長
清水海運貨物取扱同業会長

一時保管物資の荷役作業を依頼します。

管理局
担当サイン

港運協会等4団体 ← 管理局

年 月 日

清水港上屋利用組合理事長様(FAX 054-352-3655)

静岡県倉庫協会清水支部長様(FAX 054-353-2159)

清水海運貨物取扱同業会長様(FAX 054-288-2783)

静岡県災害対策本部中部支部長
(清水港管理局扱い)

一時保管緊急物資の荷役作業の要請について

次に記載した上屋又は倉庫に一時保管した緊急物資を港から搬出するために、トラックに積み込む荷役作業を依頼します。

項目	内容	作業依頼番号
作業時間	年 月 日 午前・午後 時 分	清水(荷役共同)ー
対象上屋・倉庫		※1からの連番とすること。

地震連絡票(荷役共同4)

管理局 ← 港運協会等4団体

協会等 担当サイン		
--------------	--	--

FAX又は直渡し

年 月 日

静岡県災害対策本部中部支部長様

(清水港管理局扱い)

FAX 054-354-0380

清水港運協会会長・清水港上屋利用組合理事長

静岡県倉庫協会清水支部長・清水海運貨物取扱同業会長

作業の完了報告を転送します。

港運協会等4団体 ← 会員

報告者 サイン		
------------	--	--

年 月 日

清水港運協会会長様(FAX 054-352-3655)

清水港上屋利用組合理事長様(FAX 054-352-3655)

静岡県倉庫協会清水支部長様(FAX 054-353-2159)

清水海運貨物取扱同業会長様(FAX 054-288-2783)

会社名

報告者所属

氏名

大規模地震発生に伴なう緊急物資の荷役作業の完了について

次の荷役作業は完了しました。動員状況は次のとおりです。

項目	内 容		作業依頼番号
作業内容 (いずれかを○で囲む)	・船舶からの荷揚げ ・上屋(倉庫)への搬入 ・上屋(倉庫)からの搬出 ・岸壁から上屋(倉庫)への地区内輸送		清水(荷役共同)-
対応した作業員の人数、使用した荷役機械及び台数	作業員人数	人	
	フォークリフト	台	※要請書の番号を転記すること
	トラッククレーン	台	
		台	
		台	
作業数量(パレット数等)	(単位: _____)		
貨物状態	良好・破損(程度: _____)		
作業時間	開始(a)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	終了(b)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	所要時間(b)	時間 分	

地震連絡票(荷役共同 1・2・3・4一別紙) (該当の番号を○で囲む)

[発信者] 清水港運協会会长・清水港上屋利用組合理事長
 静岡県倉庫協会清水海運貨物取扱同業会長
 (発信者を○で囲む)

※依頼 (回答) 書の番号を転機すること。

[単位: 食糧・生活必需品はm³、復旧資機材はトン]

清水港管理局記載欄		港運協会等4団体記載欄									
(記載したものをお「荷役共同1」に添付する)		(記載したものをお「荷役共同2」に添付する)									
種類	全体量 (m ³)	一時保管物資量									
		直接トラック へ積込み	一時保管	保管量 確認	積込 確認	保管量 確認	積込 確認	保管量 確認	積込 確認	保管量 確認	保管 確認
荷揚げ対象の緊急物資											

(注) 「保管確認」欄は建物内に格納したとき、「積込確認」欄はトラックに積み込んだときに現場担当者が確認のサインをしてください。

清水海運貨物
取扱同業会

海貨取扱同業会

**TEL 054-288-2744
FAX 054-288-2783**

事務局:駿河区森下町 1-35

清和海運(株) 輸出入物流部内

清水海運貨物取扱同業会 活動マニュアル

[主な役割] ◎ 倉庫への緊急物資の一時保管

■ 海運貨物取扱同業会

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者	小林良夫	清和海運(株)輸出入物流部	
第2連絡責任者	竹田勝彦	清和海運(株)輸出入物流部	
第3連絡責任者	安野数吉	清和海運(株)輸出入物流部	

※ 事務局を担当する会社は交替制。

■ 行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他の連絡手段
清水港管理局	管理課	054-353-2202	054-354-0380 (災害時優先電話兼用)	090-5853-2589	shimizukobousai@pref.shizuoka.lg.jp
清水港湾事務所	総務課	054-352-4146	054-353-3072	090-3023-8180	
清水海上保安部	交通課	054-355-0225	054-355-0226		
静岡運輸支局 清水庁舎	運航課	054-352-0175	054-355-0432		
静岡市役所	清水港振興課 (清水庁舎内)	054-354-2432	054-353-1022		
	防災対策課 (静岡庁舎内)	054-221-1241	054-251-5783		
静岡県港湾局	港湾企画課	054-221-3050 054-221-3779	054-221-2389	090-5853-2501 (県庁土木防災情報センター(サイボス室))	kouwan_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

■同業会会員等の緊急連絡先 (会員店社 7 社 7 名 同業会業務委員)

名称	緊急時の連絡方法		通常の連絡方法	
	手段	番号	手段	番号
アオキトランス(株) 小笠原 和行	携帯 衛星		TEL	
(株)天野回漕店 古川 修			FAX	
清水運送(株) 水崎 弘章	携帯 衛星		TEL	
清水倉庫(株) 松永 東介			FAX	
鈴与(株) 池田 光弘	携帯 衛星		TEL	
清和海運(株) 竹田 勝彦			FAX	
日本通運(株)静岡支店 白鷺 啓泰	携帯 衛星		TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	

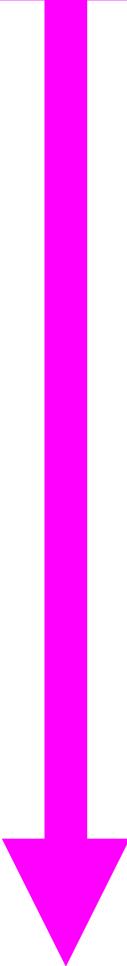
この欄は、各団体の緊急連絡簿として活用してください。

平 常 時

- 
- ① 港近くに倉庫を有する会員への協力要請
 - ② 支部・社内マニュアルの作成
 - ③ 防災教育・訓練の実施
 - ◆注意情報公表時の対応を検討すること。
 - ◆警戒宣言の発令とともに避難すること。
 - ④ 緊急連絡網の定期点検

注意情報発表、警戒宣言発令時は末尾を参照

発 災 → 避難・救助



**揺れがおさま
っても、
余震と津波に
注意！！**

避難完了後から 津波警報解除ま での間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をさせたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

津波警報解除

清水港管理局 → 海貨同業会 → 会員
伝令等 伝令等

□津波警報の解除を速やかに会員に連絡する。

- ・電話不通の際は、伝令も含めあらゆる手段を試すこと。

□会員企業の従業員は、警報解除と同時に職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。

清水港管理局 ← 海貨同業会 ← 会員
伝令等 伝令等

□会員は **地震連絡票(海貨1)** により、被災状況を調査し、同業会事務局に報告する。

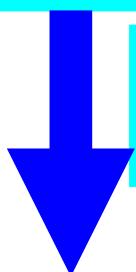
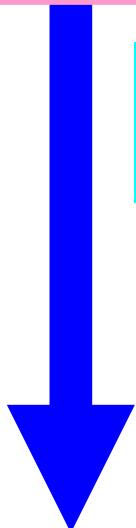
□同業会事務局は会員からの被災状況を集約し、清水港管理局に提出する。

被害状況調査

荷役作業の可能性を検討するため、荷物の散乱状況を調査する。

応急復旧

□協会は、応急工事の進め方協議に参加し、緊急物資の荷役に必要な条件等について助言する。



荷 役

- 同業会は、清水港管理局から、**地震連絡票（荷役共同1）**により、緊急物資の荷役作業の依頼を受信する。
- 口頭により連絡を受けた場合は、直後にFAX又は直渡しにより清水港管理局から書類を受け取る。
- 同業会は、港運協会、倉庫協会、上屋利用組合と協議して、荷役作業の実施方法を決定し、会員に指示する。
- 船の着岸後、指定された会員は、荷役作業を行う。
- 同時に搬出する場合は、そのままトラックに積み込む。
- 港で一時保管する場合は、**地震連絡票（荷役共同1）**に記載された場所に運ぶ。
- **地震連絡票（荷役共同2）**により、一時保管する緊急物資の場所を清水港管理局に報告する。
- **地震連絡票（荷役共同3）**により、一時保管した物資の荷役作業の依頼を受けたら、荷役を行う。
- 作業終了後、担当した会員企業は、同業会に報告書を提出する。 **地震連絡票（荷役共同4）**
- 同業会は、サインの上、管理局に提出する。

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

【注意情報発表、警戒宣言発令時の活動】

平常時

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）

清水港管理局 → 海貨同業会 → 会員
e-MAIL、電話 FAX、電話等

- 清水港管理局から、注意情報が発表された旨の連絡を受ける。
- 同業会担当者は、注意情報の発令を全ての会員に連絡する。
- 会員は、災害予防対応を行う。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

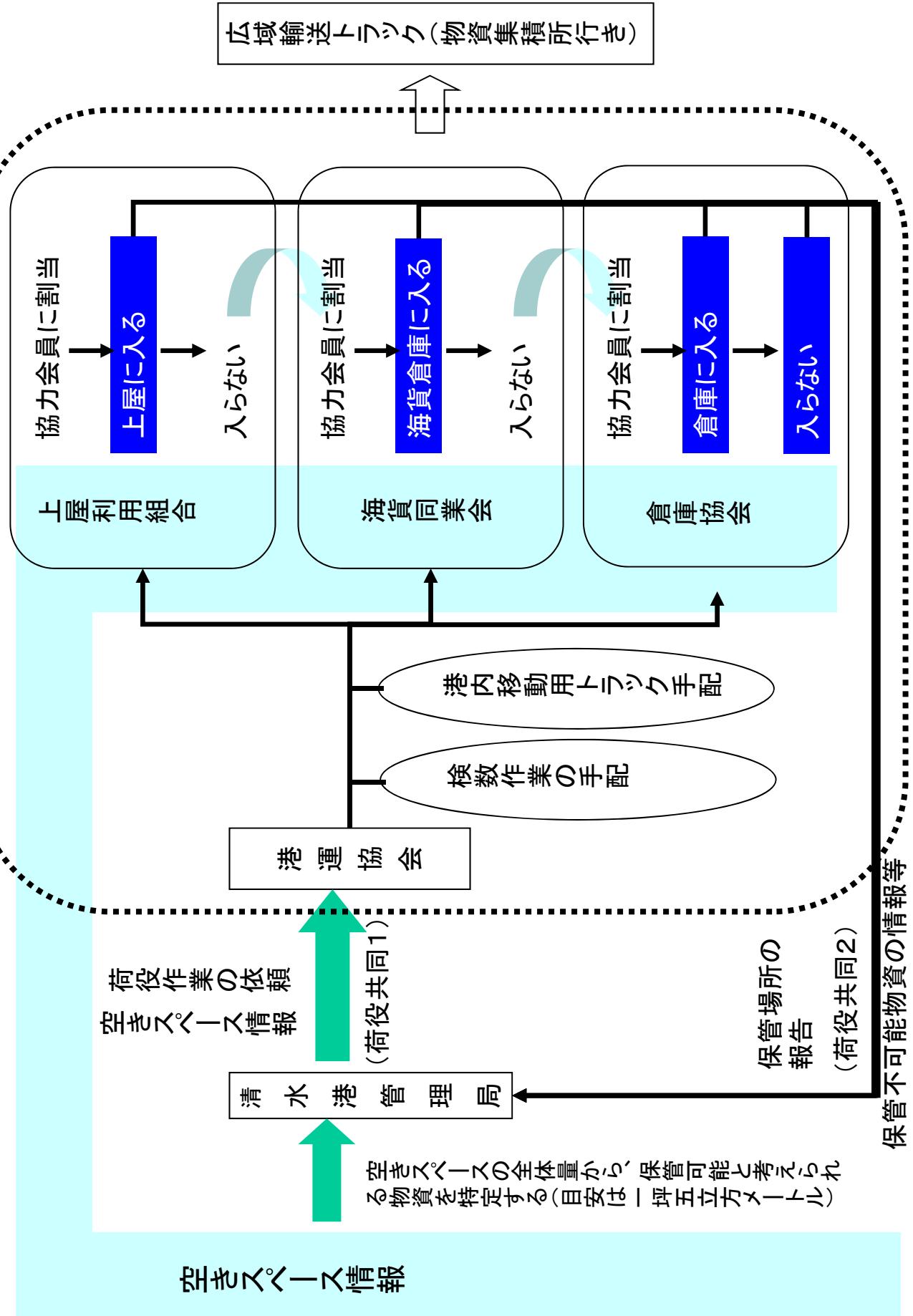
警戒宣言

- ・東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・サイレン・広報などで伝達される。
- ・交通規制等が行われる。

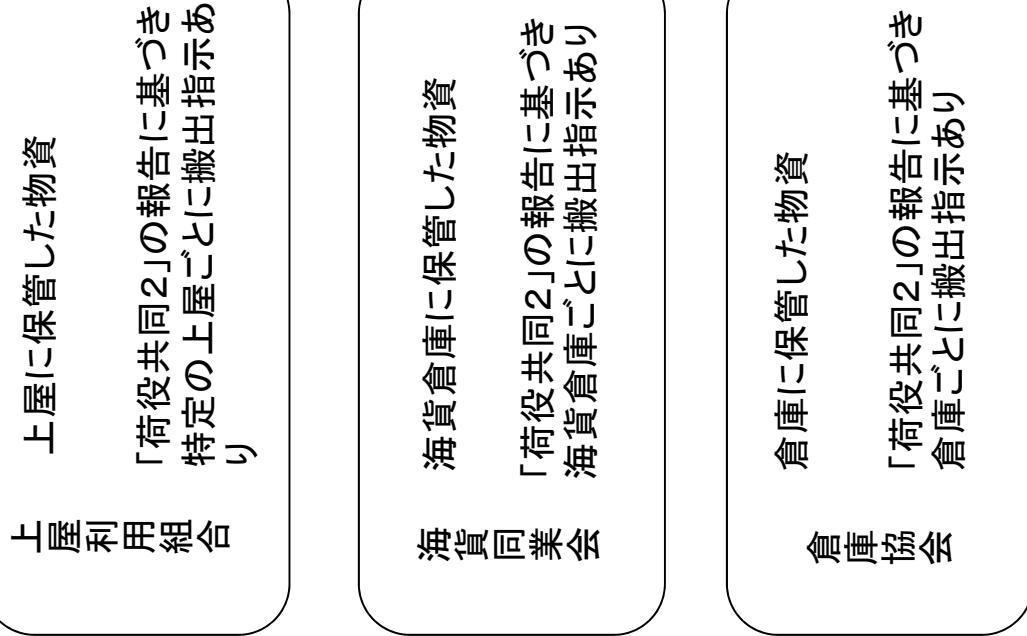
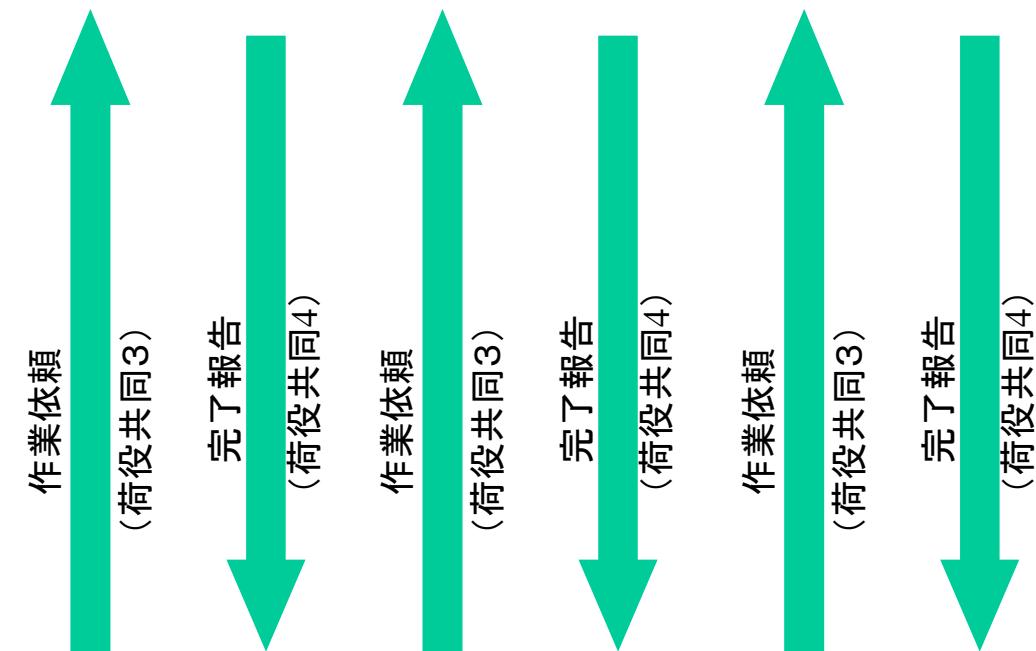
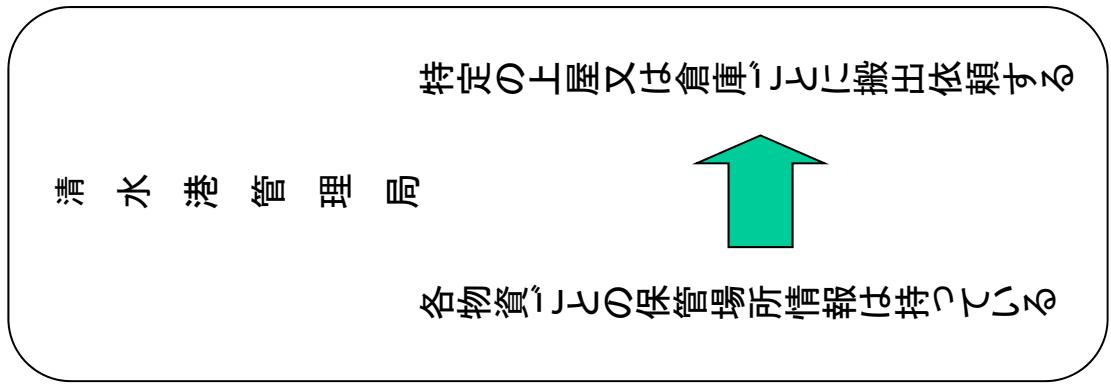
- 災害予防対応が中途でも放棄し、速やかに避難する。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

発 災 → 避難・救助

荷役作業（初期段階）



荷役作業（保管物資の搬出）



一時保管は、使用可能床面積の全体を使用する(通路等を考慮しない)ため、物資を特定して搬出依頼するのではなく、保管場所全体を特定して、そこに保管されている物資全体の搬出を依頼する。

作業手順

- (1) 清水港管理局は、上屋利用組合、海貨同業会、倉庫協会から空きスペース情報を得る
- (2) 清水港管理局は、1坪 $5m^3$ を目安に、保管可能な物資を特定し、窓口である港運協会に荷役作業の依頼を行う（「荷役共同1」様式）。併せて、空きスペース情報を港運協会に伝える。
- (3) 港運協会、上屋利用組合、海貨同業会、倉庫協会は荷役作業の手順等について協議し、決定する。

(4) 荷役作業の実施(港域内移動のためのトラックの手配を含む)

- ①各団体は、会員の協力を得て保管場所を決定し、作業を行う。
 - ②担当した保管した場所ごとに、保管場所情報を管理局に送る（「荷役共同2」様式）。
 - ③最後に、保管できなかつた物資の情報も管理局に送る（「荷役共同2」様式）。
 - ④作業完了時に、完了報告書を管理局に送る（「荷役共同4」様式）。
- ## (5) 一時保管した物資の搬出作業の実施
- ①該当の場所を担当した団体あてに依頼する（「荷役共同3」様式）。
 - ②作業完了時に、完了報告書を管理局に送る（「荷役共同4」様式）。

※一時保管は、使用可能床面積の全体を使用する（通路等を考慮しない）ため、物資を特定して搬出依頼するのではなく、保管場所全体を特定して、そこに保管されている物資全体の搬出を依頼する。

地震連絡票(海貨1)

管理局 ← 海貨同業會

会事務局
サイン

FAX又は直渡し

年 月 日

静岡県清水港管理局長様
FAX 054-354-0380
次のとおり提出します。

清水海運貨物取扱同業會會長

海貨同業會 ← 會員

報告者
サイン

清水海運貨物取扱同業会会长 様
FAX 054-288-2783

会社名
報告者所属
氏名

年 月 日

食料等の緊急物資の一時保管場所として使用可能性を判断するための倉庫被害調査
※調査者が見た感じで該当の箇所に○をつける。「使用可能面積」も見た感じの判断で可。

注意：外観上、「倒壊している」又は「使用不可能」と考えられる海貨倉庫には、近寄らないこと。もちろん、内部に立ち入らないこと。

地震連絡票(荷役共同1)

会員 ← 港運協会等4団体

協会等 担当サイン		
--------------	--	--

FAX又は直渡し

年 月 日

様

清水港運協会会长
 清水港上屋利用組合理事長
 静岡県倉庫協会清水支部長
 清水海運貨物取扱同業会長

転送しますので緊急物資の荷役作業をお願いします。

港運協会等4団体 ← 管理局

管理局 担当サイン		
--------------	--	--

年 月 日

4団体代表 清水港運協会会长様(FAX 054-352-3655)

静岡県災害対策本部中部支部長
 (清水港管理局扱い)

大規模地震発生に伴なう緊急物資の荷役作業の要請について

次のとおり、緊急物資輸送船が入港するので、荷役作業を依頼します。

項目	内容	作業依頼番号
出港地	都道府県　　港	
出港時間	年 月 日 午前・午後 時 分	清水(荷役共同)ー
船名		
総トン数(G／T)		※1からの連番とすること。
入港予定時間	年 月 日 午前・午後 時 分	
機械設備	デリック 基・その他()	
埠頭名	新興津・興津第一・興津第二・袖師第一・袖師第二 江尻・日の出・富士見	
着岸バース		
荷役作業	・直接(全量・一部)トラックへ積込 ・(全量・一部)一時保管 ・一時保管物資のトラックへの積込	
物資の種類等	別紙添付	
トラック台数等	トン車　　台配車予定	

地震連絡票(荷役共同 1・2・3・4 一別紙)を添付する。

地震連絡票(荷役共同2)

管理局 ← 港運協会等4団体

協会等担
当サイン

FAX又は直渡し

年 月 日

静岡県災害対策本部中部支部長様

(清水港管理局扱い)

FAX 054-354-0380

清水港運協会会长

清水港上屋利用組合理事長

静岡県倉庫協会清水支部長

清水海運貨物取扱同業会長

一時保管にかかる緊急物資の保管場所を報告します。**別紙添付**

(別紙に保管場所ごとの物資の種類と量を記入した後、管理局に送信してください。)

作業依頼番号

清水(荷役共同)ー

※ 要請書の番号を
転記すること

地震連絡票 (荷役共同 1 • 2 • 3 • 4 一別紙) を添付する。

地震連絡票(荷役共同3)

会員 ← 港運協会等4団体

協会等
担当サイン

FAX又は直渡し

様

清水港上屋利用組合理事長
静岡県倉庫協会清水支部長
清水海運貨物取扱同業会長

一時保管物資の荷役作業を依頼します。

管理局
担当サイン

港運協会等4団体 ← 管理局

年 月 日

清水港上屋利用組合理事長様(FAX 054-352-3655)

静岡県倉庫協会清水支部長様(FAX 054-353-2159)

清水海運貨物取扱同業会長様(FAX 054-288-2783)

静岡県災害対策本部中部支部長
(清水港管理局扱い)

一時保管緊急物資の荷役作業の要請について

次に記載した上屋又は倉庫に一時保管した緊急物資を港から搬出するために、トラックに積み込む荷役作業を依頼します。

項目	内容	作業依頼番号
作業時間	年 月 日 午前・午後 時 分	清水(荷役共同)ー
対象上屋・倉庫		※1からの連番とすること。

地震連絡票(荷役共同4)

管理局 ← 港運協会等4団体

協会等

担当サイン

FAX又は直渡し

年 月 日

静岡県災害対策本部中部支部長様

(清水港管理局扱い)

FAX 054-354-0380

清水港運協会会長・清水港上屋利用組合理事長

静岡県倉庫協会清水支部長・清水海運貨物取扱同業会長

作業の完了報告を転送します。

港運協会等4団体 ← 会員

報告者
サイン

年 月 日

清水港運協会会長様(FAX 054-352-3655)

清水港上屋利用組合理事長様(FAX 054-352-3655)

静岡県倉庫協会清水支部長様(FAX 054-353-2159)

清水海運貨物取扱同業会長様(FAX 054-288-2783)

会社名

報告者所属

氏名

大規模地震発生に伴なう緊急物資の荷役作業の完了について

次の荷役作業は完了しました。動員状況は次のとおりです。

項目	内 容		作業依頼番号
作業内容 (いずれかを○で囲む)	・船舶からの荷揚げ ・上屋(倉庫)への搬入 ・上屋(倉庫)からの搬出 ・岸壁から上屋(倉庫)への地区内輸送		清水(荷役共同)-
対応した作業員の人数、使用した荷役機械及び台数	作業員人数	人	
	フォークリフト	台	※要請書の番号を転記すること
	トラッククレーン	台	
		台	
		台	
作業数量(パレット数等)	(単位: _____)		
貨物状態	良好・破損(程度: _____)		
作業時間	開始(a)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	終了(b)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	所要時間(b)	時間 分	

地震連絡票(荷役共同 1・2・3・4一別紙) (該当の番号を○で囲む)

作業依頼番号 清水(荷役共同)	※依頼(回答)書の番号を転機すること。
--------------------	---------------------

[発信者] 清水港運協会会长・清水港上屋利用組合理事長
静岡県倉庫協会清水海運貨物取扱同業会長
(発信者を○で囲む)

[単位: 食糧・生活必需品はm³、復旧資機材はトン]

清水港管理局記載欄		港運協会等4団体記載欄									
(記載したものをお「荷役共同1」に添付する)		(記載したものをお「荷役共同2」に添付する)									
種類	全体量 (m ³)	一時保管物資量									
		直接トラック へ積込み	一時保管	保管量 確認	積込 確認	保管量 確認	積込 確認	保管量 確認	積込 確認	保管量 確認	積込 確認
荷揚げ対象の緊急物資											

(注) 「保管確認」欄(または建物内に格納したとき、「積込確認」欄)はトラックに積み込んだときに現場担当者が確認のサインをしてください。

清水水先区水先人会

水先人会

**TEL 054-352-2191
FAX 054-351-0527**

所在地：清水区日の出町10-80 清水マリターミナル内

清水水先人会 活動マニュアル

[主な役割] ◎ 緊急物資輸送船の港内誘導

■水先人会

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者	中川 三夫	水先人	
第2連絡責任者	中村 政一	水先人	
第3連絡責任者	中村 崇	船艇員	

※ メール

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他の連絡手段
清水港管理局	管理課	054-353-2202	054-354-0380 (災害時優先電話兼用)	090-5853-2589	shimizuko-bousai@pref.shizuoka.lg.jp
清水港湾事務所	総務課	054-352-4146	054-353-3072	090-3023-8180	
清水海上保安部	交通課	054-355-0225	054-355-0226		
静岡運輸支局 清水庁舎	運航課	054-352-0175	054-355-0432		
静岡市役所	清水港振興課 (清水庁舎内)	054-354-2432	054-353-1022		
	防災対策課 (静岡庁舎内)	054-221-1241	054-251-5783		
静岡県港湾局	港湾企画課	054-221-3050 054-221-3779	054-221-2389	090-5853-2501 (県庁土木防災情報センター(サイボス室))	kouwan_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

■会員等の緊急連絡先

名称	緊急時の連絡方法		通常の連絡方法	
	手段	番号	手段	番号
事務所	携帯		TEL	
	メール		FAX	
檜垣 漸	携帯		TEL	
中川 三夫	携帯		TEL	
長谷川 潔	携帯		TEL	
中村 政一	携帯		TEL	
			FAX	
伏見 富夫	携帯		TEL	
			FAX	
中村 崇	携帯		TEL	
			FAX	
斎藤 二朗	携帯		TEL	
			FAX	
山田 文恵	携帯		TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	

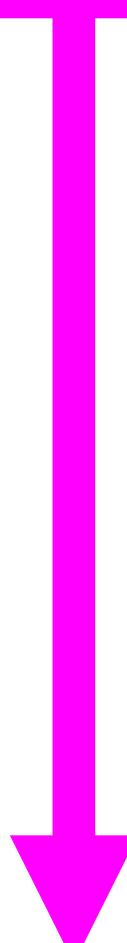
この欄は、各団体の緊急連絡簿として活用してください。

平 常 時

- 
- ① 会のマニュアルの作成
 - ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆注意情報公表時の対応
 - ◆警戒宣言の発令とともに避難
 - ③ 緊急連絡網の定期点検

注意情報発表、警戒宣言発令時は末尾を参照

発 災 → 避難・救助



揺れがおさま
っても、
余震と津波に
注意！！

避難完了後から 津波警報解除ま での間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

□避難する。(自分の身を守る。)

□陸上にいる者は、揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。

□避難場所にて人命救助等に努める。

□港外退避船舶に乗船している者には、津波警報の解除まで、入港しないよう指示する。

□テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

□会所属の水先人の所在を確認する。

津波警報解除

海底面が隆起
している恐れ
もある。

- 津波警報の解除を速やかに会所属の水先人に連絡する。
- 会所属の水先人は、警報解除と同時に職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。

応急復旧

- 海上保安部から、水域の状況及び海底面の測量結果の情報を受け取る。
- 清水港管理局から、岸壁の使用の可否についての情報を受け取る。
- 清水港管理局からの口頭又は文書による要請があった場合に、緊急物資輸送船の誘導を行う。
- 口頭による要請の場合には、直後に文書を受け取る。
地震連絡票(水先1)
- 曳船会社と連絡をとりあい、港口から着岸バースまで、輸送船を誘導する。
- 業務完了後、水先人会は口頭で清水港管理局にその旨を伝える。
- 水先人会は、速やかに文書による報告を清水港管理局に提出する。
地震連絡票(水先2)

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

【注意情報発表、警戒宣言発令時の活動】

平 常 時

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- 警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）

清水港管理局 → 水先人会 → 会員
e-MAIL、FAX、電話 FAX、電話

- 清水港管理局等から、注意情報が発表された旨の連絡を受ける。
- 必要に応じて、在港船舶の港外退避等の災害予防活動を行う。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。
- 会所属の水先人の所在を再度確認する。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- 東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- サイレン・広報などで伝達される。
- 交通規制等が行われる。

- 災害予防対応が中途でも放棄し、速やかに避難する。

□ 港外退避中はそのまま海上避難するなど、臨機に生命身体の安全を確保する。

- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

発 災 → 避難・救助

地震連絡票(水先1)

水先人会 ← 管理局

管理局担当
当サイン

FAX又は直渡し

年 月 日

清水水先区水先人会会長 様

FAX 054-351-0527

静岡県清水港管理局長

大規模地震発生に伴なう緊急物資輸送船の誘導要請について

次のとおり、緊急物資輸送船が入港するので、輸送船の誘導を依頼します。

項目	内容		作業依頼番号 清水(水先)一
入港予定時間	年 月 日 午前・午後 時 分		
船名			
総トン数(G／T)			※1からの連番とする こと。
着岸する場所	埠頭	新興津・興津第一・興津第二・袖師第一 袖師第二・江尻・日の出・富士見	
	岸壁	号岸壁	

地震連絡票(水先2)

管理局 ← 水先人会

水先人会
サイン

FAX又は直渡し

年 月 日

静岡県清水港管理局長様

FAX 054-354-0380

清水水先区水先人会会長

大規模地震発生に伴なう緊急作業の完了について

作業依頼番号「清水(水先)ー 」の作業は完了しました。

動員状況は次のとおりです。

項目	内 容				
水先人人数	人				
作業時間(注)	開始(a)	年 月 日 午前・午後		時 分	(24時間表記のこと)
	終了(b)	年 月 日 午前・午後		時 分	(24時間表記のこと)
	所要時間(b-a)	時間		分	

(注) 作業時間は、水先人会事務所の出発から帰着までの時間とする。

曳船三社会

曳 船

TEL 054-334-6183

FAX 054-334-2293

事務局：清水埠頭(株)曳船部内

所在地：清水区村松地先新田 117-3 (富士見埠頭内)

清水港曳船三社会 活動マニュアル

[主な役割] ◎ 水域漂流物の除去作業

◎ 緊急物資の輸送船の先導作業

■曳船事業者

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者	浜根 治樹	清水埠頭(株)曳船部	
第2連絡責任者	岡村 昌紀	清水埠頭(株)曳船部	
第3連絡責任者	杉山 新次	清水埠頭(株)曳船部	

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他の連絡手段
清水港管理局	管理課	054-353-2202	054-354-0380 (災害時優先電話兼用)	090-5853-2589	shimizuko-bousai@pref.shizuoka.lg.jp
清水港湾事務所	総務課	054-352-4146	054-353-3072	090-3023-8180	
清水海上保安部	交通課	054-355-0225	054-355-0226		
静岡運輸支局 清水庁舎	運航課	054-352-0175	054-355-0432		
静岡市役所	清水港振興課 (清水庁舎内)	054-354-2432	054-353-1022		
	防災対策課 (静岡庁舎内)	054-221-1241	054-251-5783		
静岡県港湾局	港湾企画課	054-221-3050 054-221-3779	054-221-2389	090-5853-2501 (県庁土木防災情報センター(サイボス室))	kouwan_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

■曳船事業者等の緊急連絡先

名称	緊急時の連絡方法		通常の連絡方法	
	手段	番号	手段	番号
清水埠頭(株)曳船部 課長 浜根治樹	携帯		TEL	
			FAX	
春海曳船(株) 代表取締役社長 加藤正彦	固定 ↓ 携帯		TEL	
			FAX	
東海曳船(株) 理事 子吉三郎	携帯		TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	

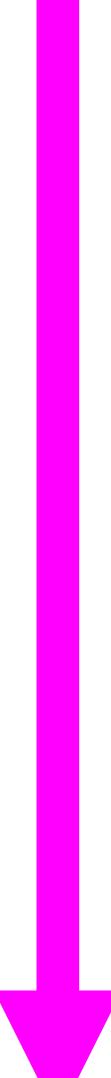
この欄は、各団体の緊急連絡簿として活用してください。

平 常 時

- 
- ① 会社のマニュアルの作成
 - ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆注意情報公表時の対応
 - ◆警戒宣言の発令とともに避難
 - ③ 緊急連絡網の定期点検

注意情報発表、警戒宣言発令時は末尾を参照

発 災 → 避難・救助



**揺れがおさま
っても、
余震と津波に
注意！！**

**避難完了後から
津波警報解除ま
での間**

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 陸上にいる者は、揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- 港外退避船舶に乗船している者には、津波警報の解除まで、入港しないよう指示する。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。
- 曳船各社の所在担当者の所在を確認する。

津波警報解除

清水港管理局 → 清水埠頭曳船部 → 同業社
e-MAIL、FAX、電話 FAX、電話

被害状況調査

海底面が隆起
している恐れ
もある。

- 津波警報が解除された場合、速やかに曳船各社に連絡する。
- 曳船各社の従業員は、警報解除と同時に職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。
- 海上からの人命救助を行う。
- 船舶火災あるいは岸壁近くの陸上施設火災がある場合、消火活動を行う。
- 可能な範囲で水域の状況を調査し、清水港管理局に報告する。
地震連絡票(曳船1)

応急復旧

【水域の漂流物
の除去作業】

- 応急工事の進め方協議に参加し、緊急物資の荷役に必要な条件等について助言する。
- 清水港管理局からの口頭又は文書による要請があった場合に、曳船各社は、水域の漂流物の除去作業を行う。
地震連絡票(曳船2)
- 口頭による要請の場合には、直後に文書を受け取る。
- 作業が終了したら、曳船各社は、口頭で清水港管理局にその旨を伝える。
地震連絡票(曳船4)
- 速やかに文書による報告を清水港管理局に提出する。

【輸送船の誘導作業】

- 海上保安部等から、水域の状況及び海底面の測量結果の情報を受け取る。
- 清水港管理局から、岸壁の使用の可否についての情報を受け取る。
- 清水港管理局からの口頭又は文書による要請があった場合に、緊急物資輸送船の誘導を行う。
地震連絡票(曳船3)
- 口頭による要請の場合には、直後に文書を受け取る。
- 水先人会と連絡をとりあい、港口から着岸バースまで、輸送船を誘導する。
- 業務完了後、曳船各社は口頭で清水港管理局にその旨を伝える。
- 曳船各社は、速やかに文書による報告を清水港管理局に提出する。
地震連絡票(曳船4)

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

【注意情報発表、警戒宣言発令時の活動】

平常時

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- 警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）

清水港管理局 → 清水埠頭曳船部 → 同業社
e-MAIL、FAX、電話 FAX、電話

- 清水港管理局から、注意情報が発表された旨の連絡を受ける。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。
- 曳船各社の所在担当者の所在を確認する。
- 必要に応じて、在港船舶の港外退避等の災害予防活動を行う。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- 東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- サイレン・広報などで伝達される。
- 交通規制等が行われる。

- 災害予防対応が中途でも放棄し、速やかに避難する。

港外退避中はそのまま海上避難するなど、臨機に生命身体の安全を確保する。

- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

発 災 → 避難・救助

地震連絡票(曳船1)

管理局 ← 曳船事業者

報告者 サイン		
------------	--	--

FAX又は直渡し

年 月 日

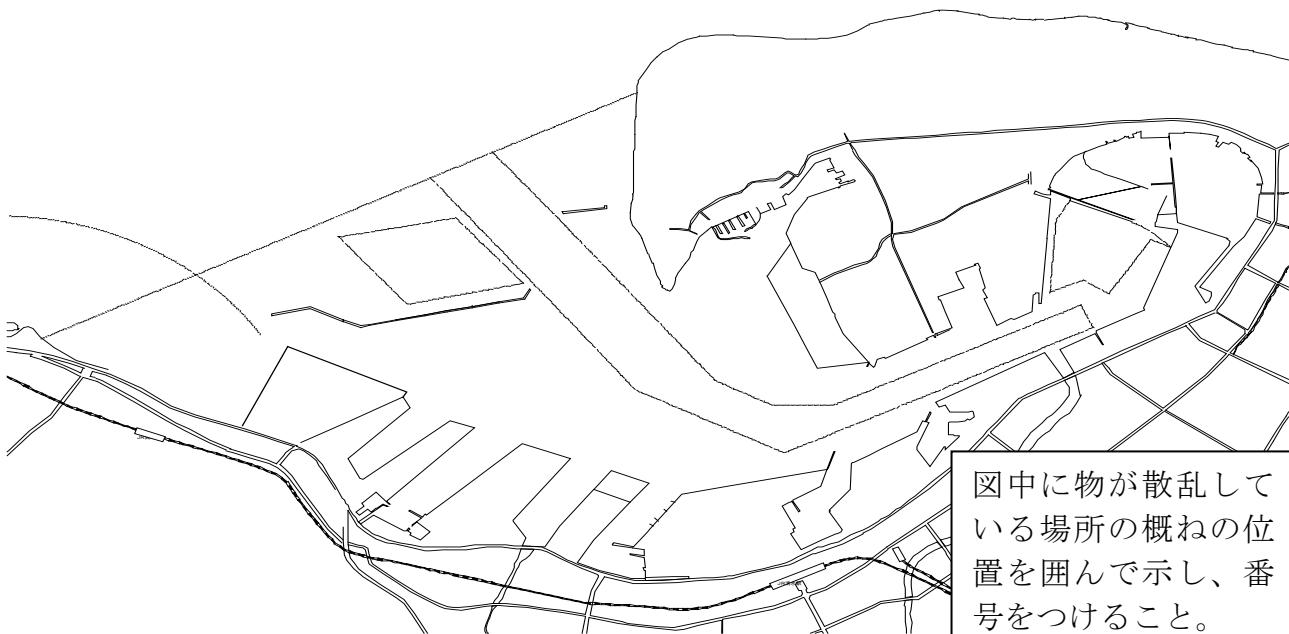
静岡県清水港管理局長様
FAX 054-354-0380

会 社 名

報告者所属

氏 名

港湾区域内の漂流物調査について



番号 (図と 一致)	漂流(水没)してい る物の種類	状態	広がり	船舶航行への 支障
		浮遊・水没・半沈		

地震連絡票(曳船2)

FAX又は直渡し

曳船事業者 ← 管理局

管理局担当
当サイン

年 月 日

清水埠頭株式会社 様(FAX 054-334-2293)

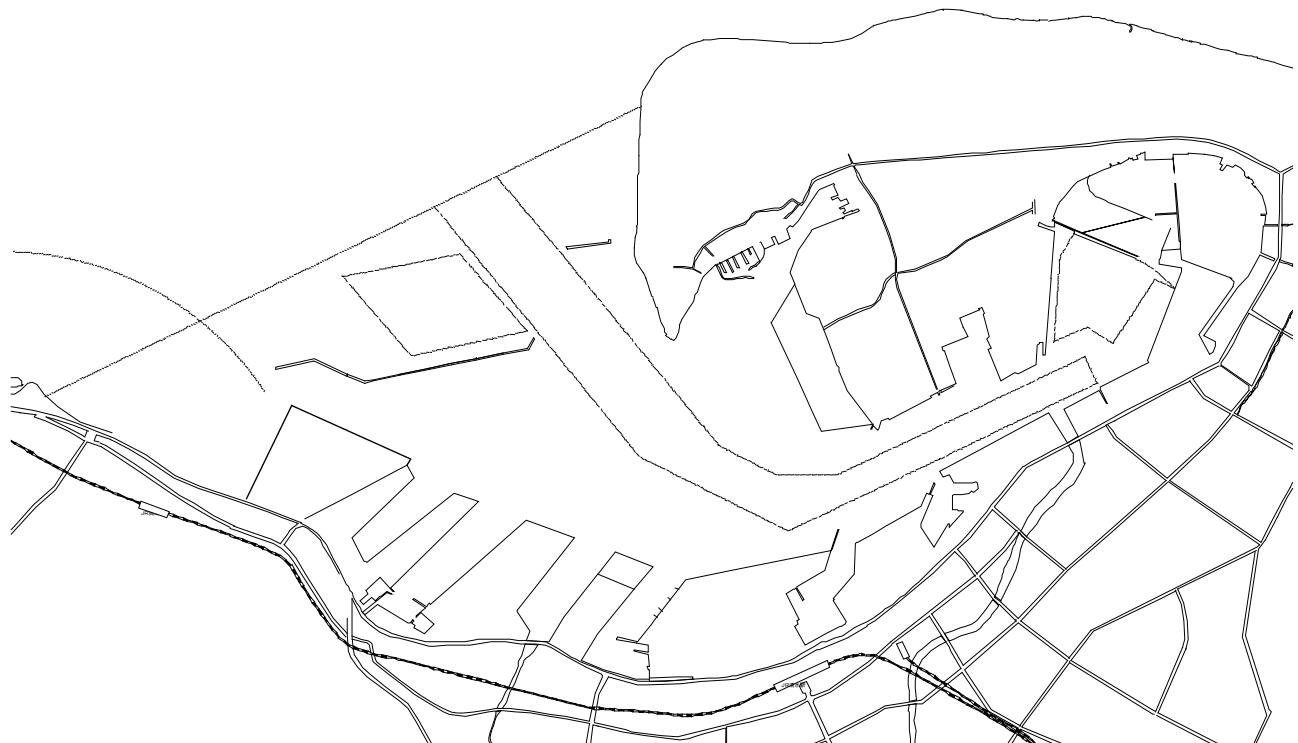
東海曳船株式会社 様(FAX 054-352-5813)

春海曳船株式会社 様(FAX 054-353-7116)

静岡県清水港管理局長

大規模地震発生に伴なう水域啓かい(漂流物等の除去)作業の依頼について
次のとおり、大規模地震発生に伴なう水域啓かい(漂流物等の除去)作業を依頼します。

場所	主な漂流物など	作業依頼番号
		清水(曳船)一
		※1からの連番とすること。



地震連絡票(曳船3)

FAX又は直渡し

曳船事業者 ← 管理局

管理局担当
サイン

年 月 日

清水埠頭株式会社 様(FAX 054-334-2293)

東海曳船株式会社 様(FAX 054-352-5813)

春海曳船株式会社 様(FAX 054-353-7116)

静岡県清水港管理局長

大規模地震発生に伴なう緊急物資輸送船の誘導要請について

次のとおり、緊急物資輸送船が入港するので、輸送船の誘導を依頼します。

項目	内容		作業依頼番号 清水(曳船)一
入港予定時間	年 月 日 午前・午後 時 分		
船名			
総トン数(G/T)			※1からの連番とすること。
着岸する場所	埠頭	新興津・興津第一・興津第二・袖師第一 袖師第二・江尻・日の出・富士見	
	岸壁	号岸壁	

地震連絡票(曳船4)

管理局 ← 曳船事業者

報告者 サイン		
------------	--	--

FAX又は直渡し

年 月 日

静岡県災害対策本部中部支部長 様

静岡県清水港管理局長 様

FAX 054-354-0380

会 社 名

報告者所属

氏 名

大規模地震発生に伴なう作業の完了について

作業依頼番号「清水(曳船)ー」の作業は完了しました。

動員状況は次のとおりです。

項 目	内 容		
曳船数	隻		
作業員	人		
作業時間(注)	開始(a)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	終了(b)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	所要時間(b-a)	時間 分	

(注) 作業時間は、曳船事業者の事務所出発から帰着までの時間とする。

静岡県内航海運組合

内航海運組合

TEL 054-352-3148

FAX 054-352-3149

所在地:清水区日の出町1-43

静岡県内航海運組合 活動マニュアル

[主な役割] ◎ 緊急物資の輸送

■内航海運組合

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者	浅場 幸夫	事務局	
第2連絡責任者	松下 宗一	鈴与海運(株)	
第3連絡責任者	望月 省吾	東洋海運(株)	

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他の連絡手段
清水港管理局	管理課	054-353-2202	054-354-0380 (災害時優先電話兼用)	090-5853-2589	shimizuko-bousai@pref.shizuoka.lg.jp
清水港湾事務所	総務課	054-352-4146	054-353-3072	090-3023-8180	
清水海上保安部	交通課	054-355-0225	054-355-0226		
静岡運輸支局 清水庁舎	運航課	054-352-0175	054-355-0432		
静岡市役所	清水港振興課 (清水庁舎内)	054-354-2432	054-353-1022		
	防災対策課 (静岡庁舎内)	054-221-1241	054-251-5783		
静岡県港湾局	港湾企画課	054-221-3050 054-221-3779	054-221-2389	090-5853-2501 (県庁土木防災情報センター(サイボス室))	kouwan_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

■組合員等の緊急連絡先

名称	緊急時の連絡方法		通常の連絡方法	
	手段	番号	手段	番号
鈴与海運(株) 藤井 孝	携帯		TEL	
			FAX	
東洋海運(株) 反重 勉	携帯		TEL	
			FAX	
伸光産業(株) 藤井 基之	携帯		TEL	
			FAX	
鳳生汽船(株) 木村 安仁	携帯		TEL	
			FAX	
(有)榮寿丸 勝呂 弘	自宅		TEL	
			FAX	
青木建設(株) 和氣 秀人	携帯		TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	

この欄は、各団体の緊急連絡簿として活用してください。

平 常 時

- ① 組合・社内マニュアルの作成
- ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆注意情報公表時の対応
 - ◆警戒宣言の発令とともに避難
- ③ 緊急連絡網の定期点検

注意情報発表、警戒宣言発令時は末尾を参照

発 災 → 避難・救助

揺れがおさま
っても、
余震と津波に
注意！！

**避難完了後から
津波警報解除ま
での間**

- ・災害規模によって
は、数時間～1日程
度かかることが予
想される。
- ・この間、可能であ
れば、①安否確認、
②人・機材・連絡
手段の把握、③周
辺被災状況の把握
等の情報収集をさ
れたい。
- ・また、情報収集結
果を港管理者に報
告されたい。

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 陸上にいる者は、揺れがおさまっても、津波警報の解除までは
港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- 港外退避船舶に乗船している者には、津波警報の解除まで、入
港しないよう指示する。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。
- 全国内航海運総連合会に支援の準備を依頼する。
- 全国内航海運総連合会への要請様式を確認する。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。
- 会員企業の担当の連絡先・所在を確認する。

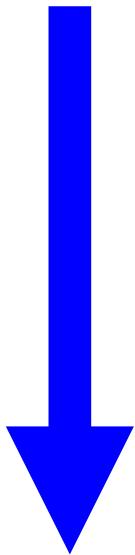
津波警報解除

海底面が隆起
している恐れ
もある。

- 津波警報の解除を速やかに会員に連絡する。
- 会員企業の従業員は、警報解除と同時に職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。
- 港外退避していた船舶は、港内水域の安全が確認されるまで、入港しない。

応急復旧

- 県災害対策本部(県庁港湾局)から若しくは清水港管理局経由で船舶による輸送等の協力要請を受信する。
口頭による連絡 又は 協定様式第1号
 - 口頭による連絡の場合は、直後に文書(協定様式第1号)が交付される。
 - 組合は、可能な限り積出港の近くにいて、かつ輸送等に利用できる船舶を調査し、船を選定する。
 - 食糧・生活必需品の運搬には、組合所属の一般貨物船が適当であるで、要請に応じて最大限の手配を行う。
 - 組合だけでは県からの要請隻数を賄えないと見込まれるときは、全国内航海運総連合会に支援を要請する。
 - 全国内航海運総連合会への支援要請に必要な情報を、県災害対策本部(県庁港湾局)と連絡しながら収集する。
 - 組合は、輸送を実施する船舶に、県の要請を伝える。
 - 組合は、自身の通信手段が破損若しくは使用できない状態にあるとき、必要に応じて、清水港管理局に赴き、管理局の通信機器を利用する。
- ※組合は、要請内容に疑義があるときは、県災害対策本部(県庁港湾局)若しくは清水港管理局に連絡する。



- 作業終了後、ただちに、組合は、県災害対策本部(県庁港湾局)に、若しくは清水港管理局経由で県災害対策本部(県庁港湾局)に業務の完了を口頭で報告する。
- 組合は、口頭による報告の後、速やかに県災害対策本部(県庁港湾局)に、若しくは清水港管理局経由で県災害対策本部(県庁港湾局)に報告書を提出する。

協定様式第2号

- 組合は、業務が複数にわたるときは、各業務の完了した都度、県災害対策本部(県庁港湾局)に、若しくは清水港管理局経由で県災害対策本部(県庁港湾局)に報告を行う。

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

【注意情報発表、警戒宣言発令時の活動】

平常時

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・東海地震の前兆現象の可能性が高まつたと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）

清水港管理局 → 内航海運組合 → 会員

FAX、電話 FAX、電話

- 清水港管理局から、注意情報が発表された旨の連絡を受ける。
- 組合は、管理局からの情報を会員に伝達する。
- 会員は、自社の船舶又はオペレートしている船舶に情報を伝達する。
- 全国内航海運総連合会に支援の準備を依頼する。
- 全国内航海運総連合会への要請様式を確認する。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。
- 会員企業の担当の連絡先・所在を再度確認する。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- ・東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・サイレン・広報などで伝達される。
- ・交通規制等が行われる。

- 災害予防対応が中途でも放棄し、速やかに避難する。

- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

※(海上保安部が港内で船舶に対し港外退避勧告を行う)

発 災 → 避難・救助

様式第1号

第
年 月 日

静岡県内航海運組合理事長 様

FAX 054-352-3149

静岡県知事

船舶による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、船舶による輸送等に関する協定書第2条第2項の規定により、
下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

3 その他の応急対策業務

業務内容	輸送活動期間	輸送区間	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

様式第2号

第 号
年 月 日

静岡県知事 様
 (清水港管理局経由)
 FAX 054-354-0380

静岡県内航海運組合理事長

船舶による輸送等の業務の実施状況の報告について
 このことについて、船舶による輸送等に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	
月 日			地先から	回	人	隻	
月 日			地先から	回	人	隻	
月 日			地先から	回	人	隻	
月 日			地先から	回	人	隻	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	
月 日			地先から	回	人	隻	
月 日			地先から	回	人	隻	
月 日			地先から	回	人	隻	
月 日			地先から	回	人	隻	

3 その他の応急対策業務

輸送業務期日	業務内容	業務場所	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先から	人	隻	
月 日		地先から	人	隻	
月 日		地先から	人	隻	
月 日		地先から	人	隻	

県港湾局 ⇒ 管理局 ⇒ 組合

様式第1号添付資料

受付番号	
------	--

静岡県内航海運組合理事長 様
FAX 054-352-3149

**船舶による輸送等の業務への協力要請
要請内容明細書**

依頼者	機関団体等名		県港湾局・清水港管理局・その他				
担当者							
要請内容	連絡先						
	要請目的		船舶輸送（災害救助生活物資・応急対策資機材・その他応急対策（補足））				
	希望出港日時	出航：平成 年 月 日 時					
		到達：平成 年 月 日 時					
	就航航路	積出港（埠頭名）					
		仕向港（埠頭名）					
	輸送手段（船種、隻数）						
	輸送依頼貨物 内訳		① 品名：				
			② 荷姿：パレット・コンテナ・その他（具体的に）				
			③ ロット（数量）・重量・容積等：				
④ 梱包依頼の有・無							
⑤ 請負業者名：							
輸送請負者名 船名 G/T、隻数							
輸送費用等の条件 (費用負担者)							
備考							

注1：積地から積出港、仕向港揚地港から荷受地までの輸送手段の確認の有無を確認する。

注2：現地対策本部が当該救援物資の搬入を了承していることを確認する。

静岡県旅客船協会

旅客船協会

**TEL 054-353-2222
FAX 054-351-1746**

事務局: 清水区日の出町 10-80
(株) エスパルスドリームフェリー内

静岡県旅客船協会 活動マニュアル

- [主な役割]
 - ◎ 被災者(滞留者)の輸送
 - ◎ 災害救助に必要な食料品、生活必需品の輸送
 - ◎ 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送

■旅客船協会

	氏名	役職	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者	田島 昇	事務局長	
第2連絡責任者	住井 直道	会長	
第3連絡責任者	久保山 理砂子	事務局員	

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他の連絡手段
清水港管理局	管理課	054-353-2202	054-354-0380 (災害時優先電話兼用)	090-5853-2589	shimizuko-bousai@pref.shizuoka.lg.jp
清水港湾事務所	総務課	054-352-4146	054-353-3072	090-3023-8180	
清水海上保安部	交通課	054-355-0225	054-355-0226		
静岡運輸支局 清水庁舎	運航課	054-352-0175	054-355-0432		
静岡市役所	清水港振興課 (清水庁舎内)	054-354-2432	054-353-1022		
	防災対策課 (静岡庁舎内)	054-221-1241	054-251-5783		
静岡県港湾局	港湾企画課	054-221-3050 054-221-3779	054-221-2389	090-5853-2501 (県庁土木防災情報センター(サイボス室))	kouwan_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

■協会員等の緊急連絡先

名称	緊急時の連絡方法		通常の連絡方法	
	手段	番号	手段	番号
清水ポートサービス 株式会社	携帯 電話	事務所	TEL	事務所 現場
		現場監督	FAX	事務所 現場
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	

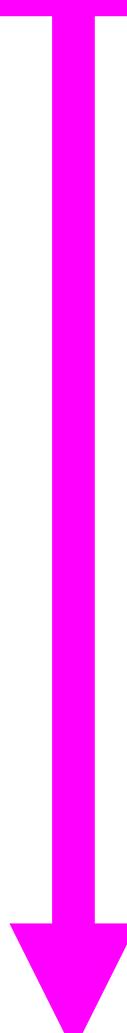
この欄は、各団体の緊急連絡簿として活用してください。

平 常 時

- 
- ① 協会・社内マニュアルの作成
 - ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆注意情報公表時の対応
 - ◆警戒宣言の発令とともに避難
 - ③ 緊急連絡網の定期点検

注意情報発表、警戒宣言発令時は末尾を参照

発 災 → 避難・救助



揺れがおさまっても、余震と津波に注意！！

避難完了後から津波警報解除までの間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 陸上にいる者は、揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- 港外退避船舶に乗船している者には、津波警報の解除まで、入港しないよう指示する。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

津波警報解除

海底面が隆起
している恐れ
もある。

- 会員企業の従業員は、警報解除と同時に職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。
- 港外退避していた船舶は、港内水域の安全が確認されるまで、入港しない。

応急復旧

- 協定に基づき、県災害対策本部(県庁港湾局)から若しくは清水港管理局経由で船舶による輸送等の協力要請を受信する。
口頭による連絡 又は **協定様式第1号**
 - 口頭による連絡の場合は、直後に文書(協定様式第1号)が交付される。
- ※協会は、要請内容に疑義があるときは、県災害対策本部(県庁港湾局)又は清水港管理局に連絡すること。
- 作業終了後、ただちに、協会は、県災害対策本部(県庁港湾局)に、若しくは清水港管理局を経由して県災害対策本部(県庁港湾局)に業務の完了を口頭で報告する。
 - 協会は、口頭による報告の後、速やかに県災害対策本部(県庁港湾局)又は清水港管理局に報告書を提出する。
協定様式第2号
 - 協会は、業務が複数にわたるときは、各業務の完了した都度、県災害対策本部(県庁港湾局又は清水港管理局)に報告を行うこと。

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

【注意情報発表、警戒宣言発令時の活動】

平常時

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）

清水港管理局 → エスハルストリームフェリー → 協会員
e-MAIL、FAX、電話 FAX、電話

- 清水港管理局から、注意情報が発表された旨の連絡を受ける。
- 協会は、管理局からの情報を会員に伝達する。
- 会員は、自社の船舶に情報を伝達し、災害予防活動を開始する。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- ・東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・サイレン・広報などで伝達される。
- ・交通規制等が行われる。

□ 災害予防対応が中途でも放棄し、速やかに避難する。

□ テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

※（海上保安部が港内で船舶に対し港外退避勧告を行う）

発 災 → 避難・救助

様式第1号

第 年 月 号

静岡県旅客船協会員 様

FAX 054-351-1746

静岡県知事

旅客船による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、旅客船による災害時の輸送等に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務終了後、実施した業務内容を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 被災者（滞留者を含む。）の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

2 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

3 その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

輸送内容	業務期間	輸送区間	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

様式第2号

第 年 月 号

静岡県知事 様
 (清水港管理局経由)
FAX 054-354-0380

静岡県旅客船協会員

旅客船による輸送等の業務の報告について

このことについて、旅客船による災害時の輸送等に関する協定書第4条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 被災者（滞留者を含む。）の輸送業務

業務実施月日	輸送人員数	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日	人	地先から 地先まで	延 回	人	隻	
月 日	人	地先から 地先まで	延 回	人	隻	
月 日	人	地先から 地先まで	延 回	人	隻	
月 日	人	地先から 地先まで	延 回	人	隻	

2 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

業務実施月日	輸送物資	数量	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から 地先まで	延 回	人	隻	
月 日			地先から 地先まで	延 回	人	隻	
月 日			地先から 地先まで	延 回	人	隻	

3 その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

業務実施月日	業務内容	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日	人	地先から 地先まで	延 回	人	隻	
月 日	人	地先から 地先まで	延 回	人	隻	
月 日	人	地先から 地先まで	延 回	人	隻	

清水港船舶代理店会

船舶代理店会

**TEL 054-354-3115
FAX 054-354-3114**

事務局:清水区入船町 11-1

鈴与(株)船舶代理店部内

清水港船舶代理店会 活動マニュアル

[主な役割] ◎ 船会社との調整

■船舶代理店会

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者	森下 康成	鈴与(株)船舶代理店部	
第2連絡責任者	堀場 厚	鈴与(株)船舶代理店部	
第3連絡責任者			

※ 事務局を担当する会社は交替制。現事務局は H27.9 月までの予定。

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他の連絡手段
清水港管理局	管理課	054-353-2202	054-354-0380 (災害時優先電話兼用)	090-5853-2589	shimizuko-bousai@pref.shizuoka.lg.jp
清水港湾事務所	総務課	054-352-4146	054-353-3072	090-3023-8180	
清水海上保安部	交通課	054-355-0225	054-355-0226		
静岡運輸支局 清水庁舎	運航課	054-352-0175	054-355-0432		
静岡市役所	清水港振興課 (清水庁舎内)	054-354-2432	054-353-1022		
	防災対策課 (静岡庁舎内)	054-221-1241	054-251-5783		
静岡県港湾局	港湾企画課	054-221-3050 054-221-3779	054-221-2389	090-5853-2501 (県庁土木防災情報センター(サイボス室))	kouwan_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

■会員等の緊急連絡先

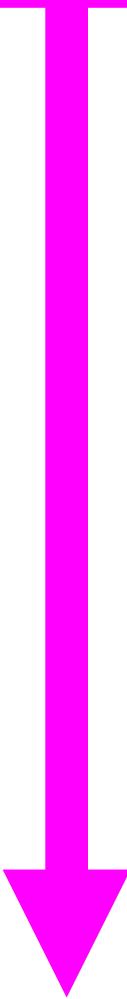
清水港船舶代理店会 夜間・休日・緊急連絡先						
会社名	氏名	電話番号	会社名	氏名	電話番号	
アオキトランス(株)	国際物流グループ 岸山政則 山本 茂	(会社)	鎧与(株)	船舶代理店部 次長兼オペレーション課長 森下康成	(会社)	
(株)天野回漕店	船舶部 定期船課長 リーダー	岩倉弘幸 中島秀明	(会社)	回漕営業部 冷凍食品課長 大室俊夫	(会社)	
(株)サンライズ	課長	岩倉弘幸 中島秀明	(会社)	駿河シッピング(株) 常務取締役 チームリーダー	(会社)	
清水運送(株)	船舶部部長 船舶代理店課課長 船舶代理店課主任	佐野 智 望月康伯 秋山圭輔	(会社)	清和海運(株) 船舶代理店部代理店業務チーム チーム長 福村親輝 岡部敏一 大多和克彦	(会社)	
清水川崎運輸(株)	営業グループ主事 営業グループ	石原秀紀 堀内慎介	(会社)	田子の浦埠頭(株) 営業部 部長 営業課 営業課	(会社)	
清水倉庫(株)	船舶課 係長	白鳥文敬	(会社)	(株)ハヤシ海運 清水事業所 所長 副所長	(会社)	
エーアール清水(株)	営業課長	梶葉哲也	(会社)	柏栄トランス(株) 船舶代理店部部長	(会社)	
				山内 泉 山 浩	(会社)	

平 常 時

- 
- ① 会のマニュアルの作成
 - ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆注意情報公表時の対応
 - ◆警戒宣言の発令とともに避難
 - ③ 緊急連絡網の定期点検
 - ④ 船社への「警戒宣言」等に関する情報提供

注意情報発表、警戒宣言発令時は末尾を参照

発 災 → 避難・救助



揺れがおさまっても、余震と津波に注意！！

避難完了後から津波警報解除までの間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 陸上にいる者は、揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- 港外にいる船舶には、そのまま港内水域の安全が確認されるまで、入港しないように連絡する。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。
- 会所属の水先人の所在を確認する。

津波警報解除

海底面が隆起
している恐れ
もある。

- 会員企業の職員は、警報解除と同時に職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。

応急復旧

- 県の要請に基づいて、必要に応じて、緊急物資輸送船の荷役等に関する調整(代理店業務)を実施する。

※特に、内航海運組合所属の船舶により緊急物資輸送を行う場合は、平常時に関する代理店に、代理店業務を依頼することが業務円滑化のために効果的である。

- 陸揚した緊急物資(食糧・生活必需品)を、そのまま物資集積所(草薙運動場)に搬出できない場合、港内の施設で、これを一時保管する。

状況によっては、空コンテナを一時保管場所として利用することも考えられる。

この場合、所有者である船会社との調整を船舶代理店会にお願いしたい。

ただし関税法等の規制があり、現状で利用することは困難があるので、今後の検討課題とする。

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

【注意情報発表、警戒宣言発令時の活動】

平 常 時

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）

清水港管理局 → 船舶代理店会 → 協会員
e-MAIL、FAX、電話 FAX、電話

- 清水港管理局から、注意情報が発表された旨の連絡を受ける。
- 必要に応じて、注意情報の発令を会員に連絡する。
- 必要に応じて、在港船舶の港外退避等の連絡業務を行う。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- ・東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・サイレン・広報などで伝達される。
- ・交通規制等が行われる。

□ 担当の船舶で、清水港に向っているもの又は近日中に入港予定のものに対して、情報を提供する。

※大規模地震が発生した場合、当分の間、緊急物資の輸送を優先させてるので、通常貨物の荷役が困難になること、また、岸壁等の設備についても状況が把握できなくなることを伝える。

- 災害予防対応が中途でも放棄し、速やかに避難する。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

発 災 → 避難・救助

清水船舶情報センター

船舶情報センター

**TEL 054-369-6251(災害時優先)
 FAX 054-369-6259
 150MHz 系無線 こうわんかんりしみず 18
 市防災無線 318 (1対1通話は人命に関わる等緊急案件のみ)
 所在地：清水区興津清見寺町 1375-12 (興津第1埠頭先端)**

清水港船舶情報センター 活動マニュアル

[主な役割] ◎ 船舶への情報提供

◎ 船舶と陸上間の情報中継

■ 清水港船舶情報センター ((株)東洋信号通信社)

	氏名	役職	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者	萩野 臨太郎	リーダー	
第2連絡責任者	野口 浩平	チーフ	
第3連絡責任者	長谷川 健	一般	

■ 行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他の連絡手段
清水港管理局	管理課	054-353-2202	054-354-0380 (災害時優先電話兼用)	090-5853-2589	shimizuko-bousai@pref.shizuoka.lg.jp 150MHz 系無線 こうわんかんりしみず 市防災無線 399
清水港湾事務所	総務課	054-352-4146	054-353-3072	090-3023-8180	市防災無線 398
清水海上保安部	交通課	054-355-0225	054-355-0226		市防災無線 315
静岡運輸支局 清水庁舎	運航課	054-352-0175	054-355-0432		
静岡市役所	清水港振興課 (清水庁舎内)	054-354-2432	054-353-1022		
	防災対策課 (静岡庁舎内)	054-221-1241	054-251-5783		
静岡県港湾局	港湾企画課	054-221-3050 054-221-3779	054-221-2389	090-5853-2501 (県庁土木防災情報センター(サイボス室))	kouwan_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

■関係者の緊急連絡先

名称	緊急時の連絡方法		通常の連絡方法	
	手段	番号	手段	番号
清水船舶情報センター (株)東洋信号通信社	電話	(災害時優先電話兼用)	TEL	
			FAX	
同 上	メール		TEL	
			FAX	

※ 清水船舶情報センターは、24時間365日常駐で災害時優先電話の登録をしており、
基本的にはセンターが連絡先となる。

災害時は各自が事務所に連絡をとり、安否や状況の確認を行う体制としている。

			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	

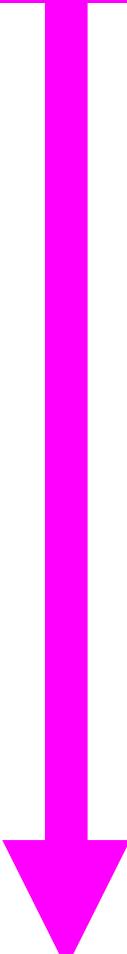
この欄は、各団体の緊急連絡簿として活用してください。

平 常 時

- 
- ① 社内マニュアルの作成
 - ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆注意情報公表時の対応
 - ◆警戒宣言の発令時の対応
 - ③ 緊急連絡網の定期点検
 - ④ 非常用発電機・各種機器の点検
 - ⑤ 各種機器の固定状況の確認
 - ⑥ 非常用食料・飲料水の確保

注意情報発表、警戒宣言発令時は末尾を参照

発 災 → 避難・救助



**揺れがおさま
っても、
余震と津波に
注意！！**

**避難完了後から
津波警報解除ま
での間**

- ・災害規模によって
は、数時間～1日程
度かかることが予
想される。
- ・この間、可能であ
れば、①安否確認、
②人・機材・連絡
手段の把握、③周
辺被災状況の把握
等の情報収集をさ
れたい。
- ・また、情報収集結
果を港管理者に報
告されたい。

突発型

※災害予防対応および事前避難は行われません。

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 双眼鏡・暗視装置等により被災者の捜索に努め、巡視船等に
状況を連絡する。
- 通信機能の回復に努める。
- ポートラジオ機能に重大な損傷がある場合は、残存連絡手段
で速やかに代替機能の回復を図るよう手配する。
- 海上保安部・清水港管理局と防災無線等による連絡テストを行
う。
- 非常用発電機の動作確認を行う。

津波警報解除

海底面が隆起
している恐れ
もある。

清水港管理局 → 船舶情報センター → 各船舶
市防災無線 VHF 無線電話等

- 津波警報の解除を速やかに各船舶に連絡する。
- 行政機関と船舶との情報中継業務を行う。
- 清水港管理局と 地震連絡票(PR1)で把握できる状況を伝え
る。
- 清水港管理局と協議のうえ、バース利用計画を策定する。
地震連絡票(港運4・PR2)
- 輸送船の寄港時に清水港管理局と連絡をとりながら、バース調整
を行ない、船舶に指示を出す。

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

【注意情報発表、警戒宣言発令時の活動】

平常時

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）

清水港管理局 → 船舶情報センター → 各船舶
e-MAIL、電話 無線電話等

- 清水港管理局から、注意情報が発表された旨の連絡を受ける。
- 海上保安部からの港外退避に関する連絡を受信した場合は、船舶に通報する。
- モニター・機材等の固定を確認し、火気等を始末する。
- 海上保安部・清水港管理局と防災無線等による連絡テストを行う。
- 非常用発電機の動作確認を行う。
- 非常用発電機の津波対策を行う。
※地上高50センチ以上を確保、または土壠等で周囲を防護する等

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- ・東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・サイレン・広報などで伝達される。
- ・交通規制等が行われる。

- 海上保安部・清水港管理局との連携を密にする。
- できる限り、災害予防対応が中途でも放棄し、速やかに避難する。

発 災 → 避難・救助

地震連絡票(PR1)

船舶情報センターからの情報(聴き取り)

TEL 054-369-6251、市防災無線318、150MHz 系無線 こうわんかんりしみず 18
双眼鏡等により見える状況を無線などを使い伝達する。

日時	年 月 日 午前・午後 時 分
管理局担当者	
ポートラジオ担当者	
水域漂流者の有無と状況	→海上保安部へ至急連絡（どこの岸壁からの収容ができるかどうか、道路状況と併せてわかる範囲で状況を伝えること）
出火の有無及び場所	
石油コンビナートの状況	
船舶被害の状況	
水域の漂流物と航行可能性	
埠頭の被害	
道路の状況	
その他	

地震連絡票(港運4・PR2)

(受信人)船舶情報センター様 (FAX 054-369-6259)
 清水港運協会会长様 (FAX 054-352-3655)
 静岡県清水港管理局長様(FAX 054-354-0380)

(発信人)船舶情報センター
 清水港運協会
 静岡県清水港管理局

年 月 日

発信者 サイン		
------------	--	--

バース利用計画(調整)

清水港管理局				港運協会			船舶情報センター		
船舶名	寄港予定日時		積荷種類	重量 (t)	容積 (m ³)	荷姿	荷役予定期間	バース名	バース利用時間
	日	時							

(注)①「荷役予定期間」は、港運協会に相談の上決定すること。

②バース利用計画は、清水港管理局とポートラジオで合意の上作成すること

清水建設業協会

**清水港湾建設
工事安全協議会**

**日本海上起重技術
協会中部支部**

清水建設業協会
TEL 054-364-5636
FAX 054-364-3280
市防災無線 320

(1対1通話は人命に関わる等緊急案件のみ)

所在地：清水区庵原町 149-6

清水港湾建設工事安全協議会
TEL 054-334-5181
FAX 054-334-4089

事務局：清水区村松 41 (株) 古川組 静岡支店内

日本海上起重技術協会中部支部
事務局：熱海市田原本町 9-1 青木建設(株) 内
TEL 0557-82-4181
FAX 0557-81-3940

※清水港担当：清水区松原町 5-17 鈴与建設(株) 工事部内

TEL 054-354-3411
FAX 054-354-3418

(一社)清水建設業協会

清水港湾建設工事安全協議会

(一社)日本海上起重技術協会中部支部

活動マニュアル

- [主な役割]
- ◎ 被災状況調査
 - ◎ 応急復旧工事
 - ・港湾施設の応急復旧
 - ・被災貨物・ガレキの撤去
 - ・航路・泊地の啓開
 - ◎ 他県業者への応援要請(必要に応じて)

■清水建設業協会

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者	内藤 樹	協会事務局長	
第2連絡責任者	大多和 一志	(株)水野組	
第3連絡責任者	飯塚 由規	高橋建設(株)	

■清水港湾建設工事安全協議会

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者	松浦 真明	鈴与建設(株)	
第2連絡責任者	村松 正志	(株)古川組	
第3連絡責任者	鈴木 靖浩	鈴与建設(株)	

■日本海上起重技術協会中部支部

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者	星合 信行	青木建設(株)	
第2連絡責任者	松浦 真明	鈴与建設(株)	
第3連絡責任者	鈴木 靖浩	鈴与建設(株)	

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他の連絡手段
清水港管理局	管理課	054-353-2202	054-354-0380 (災害時優先電話兼用)	090-5853-2589	shimizuko-bousai@pref.shizuoka.lg.jp 市防災無線 399
清水港湾事務所	総務課	054-352-4146	054-353-3072	090-3023-8180	市防災無線 398
清水海上保安部	交通課	054-355-0225	054-355-0226		市防災無線 315
静岡運輸支局 清水庁舎	運航課	054-352-0175	054-355-0432		
静岡市役所	清水港振興課 (清水庁舎内)	054-354-2432	054-353-1022		
	防災対策課 (静岡庁舎内)	054-221-1241	054-251-5783		
静岡県港湾局	港湾企画課	054-221-3050 054-221-3779	054-221-2389	090-5853-2501 (県庁土木防災情報センター(サイボス室))	kouwan_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

■協会会員等の緊急連絡先（これらの表は各団体の緊急連絡簿として活用してください）

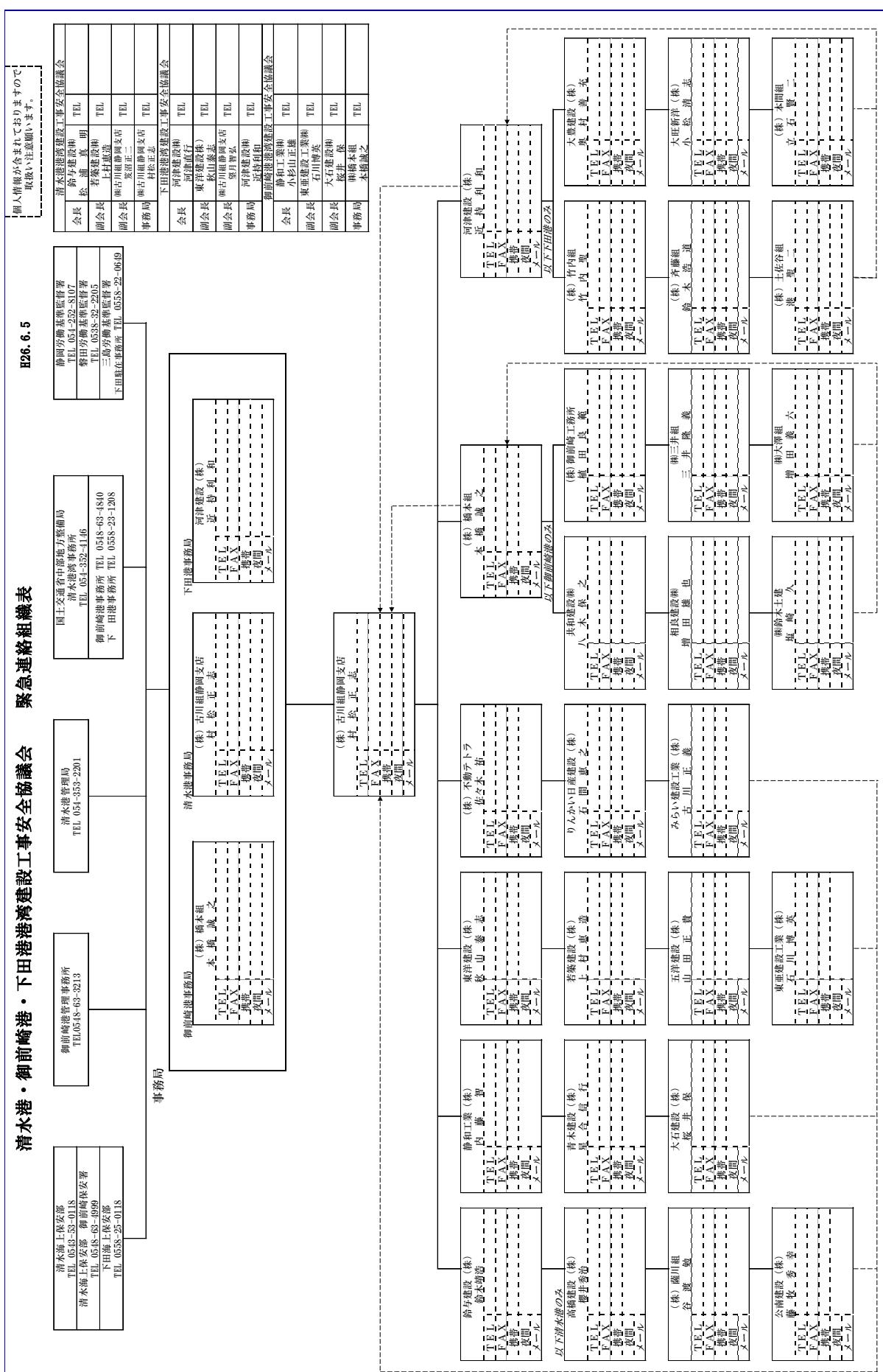
清水建設業協会緊急連絡先

(一社)清水建設業協会災害対策本部組織編成表

統括本部		情報報連絡部		清水地区建設事業協同組合 TEL FAX	
本部長 薩川 諭	(会社)	部長 大多和一志	会社 366-3251 携帯×	事務理事 萩原由朗 携帯×	なし
副本部長 杉本 金市	(会社)	副部長 高橋 博	会社 334-2500 携帯×	室月 徹 携帯×	なし
同 岩浦 真明	(会社)	副部長 岩浦 宏	会社 315-2101 携帯×	内藤 博 携帯×	なし
事務長 内藤 树	(会社)	副部長 中西 俊	会社 351-2555 携帯×	内藤 博 携帯×	なし
		事務長 内藤 树	会社 364-5636 携帯×	内藤 树 携帯×	なし
第 1 班 新潟・福島・宮城		第 2 班 山形・秋田・岩手		第 3 班 富士山・静岡・三保	
事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)新潟工場	事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)秋田工場	事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)三保工場
事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)福島工場	事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)岩手工場	事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)静岡工場
事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)宮城工場	事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)三保工場	事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)三保工場
第 4 班 滋賀・京都・大阪		第 5 班 近畿内(他)		第 6 班 奈良・和歌・高知	
事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)滋賀工場	事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)京都工場	事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)高知工場
事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)京都工場	事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)高知工場	事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)高知工場
事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)大阪工場	事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)高知工場	事務員 TEL FAX 携帯×	(会社)高知工場
作業係 西ヶ谷工場		作業係 西ヶ谷工場		作業係 日野工場	
TEL FAX 携帯×	(会社)西ヶ谷工場	TEL FAX 携帯×	(会社)西ヶ谷工場	TEL FAX 携帯×	(会社)日野工場
TEL FAX 携帯×	(会社)西ヶ谷工場	TEL FAX 携帯×	(会社)西ヶ谷工場	TEL FAX 携帯×	(会社)日野工場
作業係 大畠工場(他)		作業係 大畠工場(他)		作業係 山形工場	
TEL FAX 携帯×	(会社)大畠工場	TEL FAX 携帯×	(会社)大畠工場	TEL FAX 携帯×	(会社)山形工場
TEL FAX 携帯×	(会社)大畠工場	TEL FAX 携帯×	(会社)大畠工場	TEL FAX 携帯×	(会社)山形工場
作業係 安佐工場(他)		作業係 安佐工場(他)		作業係 笠置工場	
TEL FAX 携帯×	(会社)安佐工場	TEL FAX 携帯×	(会社)安佐工場	TEL FAX 携帯×	(会社)笠置工場
TEL FAX 携帯×	(会社)安佐工場	TEL FAX 携帯×	(会社)安佐工場	TEL FAX 携帯×	(会社)笠置工場
作業係 (会社)スズキ工場		作業係 (会社)スズキ工場		作業係 鶴見工場	
TEL FAX 携帯×	(会社)スズキ工場	TEL FAX 携帯×	(会社)スズキ工場	TEL FAX 携帯×	(会社)鶴見工場
TEL FAX 携帯×	(会社)スズキ工場	TEL FAX 携帯×	(会社)スズキ工場	TEL FAX 携帯×	(会社)鶴見工場
作業係 黒川工場		作業係 (会社)黒川工場		作業係 豊田工場	
TEL FAX 携帯×	(会社)黒川工場	TEL FAX 携帯×	(会社)黒川工場	TEL FAX 携帯×	(会社)豊田工場
TEL FAX 携帯×	(会社)黒川工場	TEL FAX 携帯×	(会社)黒川工場	TEL FAX 携帯×	(会社)豊田工場
作業係 (会社)豊田工場		作業係 (会社)豊田工場		作業係 名古屋工場	
TEL FAX 携帯×	(会社)豊田工場	TEL FAX 携帯×	(会社)豊田工場	TEL FAX 携帯×	(会社)名古屋工場
TEL FAX 携帯×	(会社)豊田工場	TEL FAX 携帯×	(会社)豊田工場	TEL FAX 携帯×	(会社)名古屋工場
作業係 (会社)名古屋工場		作業係 (会社)名古屋工場		作業係 名古屋工場	
TEL FAX 携帯×	(会社)名古屋工場	TEL FAX 携帯×	(会社)名古屋工場	TEL FAX 携帯×	(会社)名古屋工場
TEL FAX 携帯×	(会社)名古屋工場	TEL FAX 携帯×	(会社)名古屋工場	TEL FAX 携帯×	(会社)名古屋工場

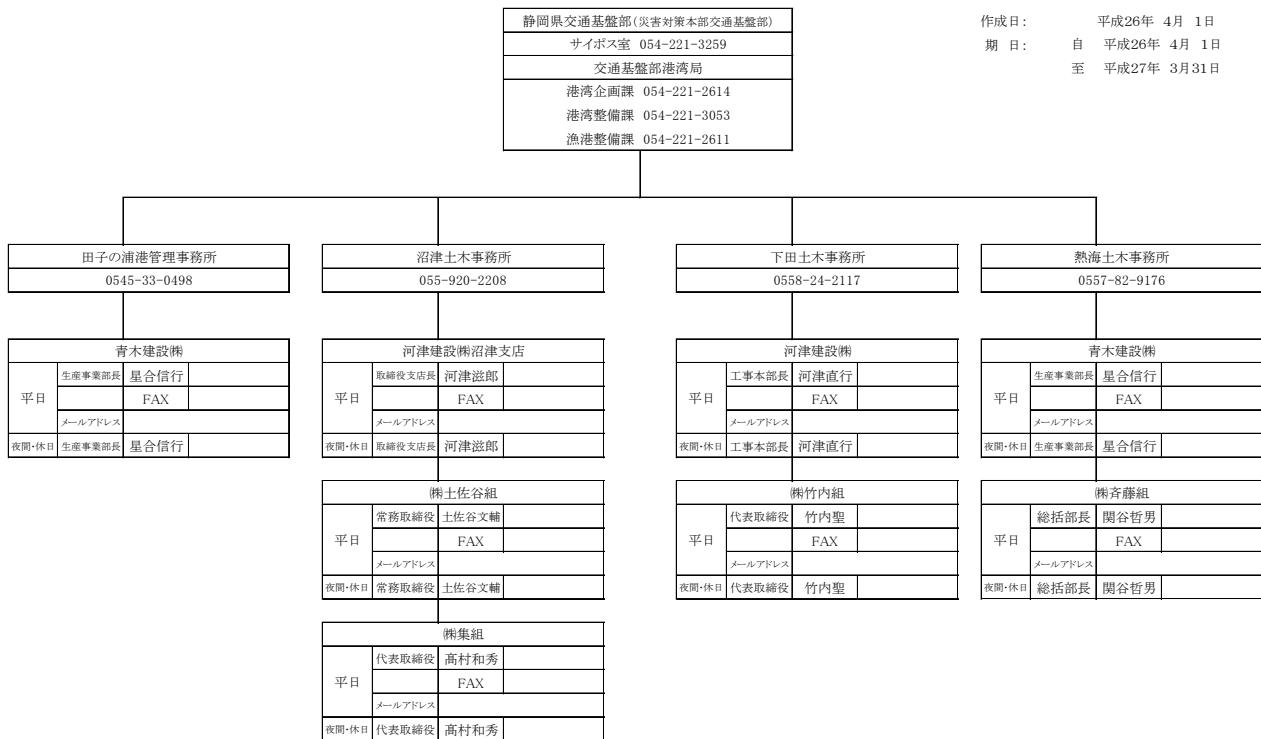
II-1.11 清水建設業協会、清水港湾建設工事安全協議会、日本海上起重技術協会中部支部

先連絡緊急緊急會議安全協議會工事建設建灣港



日本海上起重技術協会中部支部緊急連絡先

(社)日本海上起重技術協会 中部支部
災害復旧支援体制体系図(1)



(社)日本海上起重技術協会 中部支部
災害復旧支援体制体系図(2)



平 常 時

- ① 協会、協議会、社内のマニュアルの作成
- ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆注意情報公表時の対応
 - ◆警戒宣言の発令とともに避難
- ③ 緊急連絡網の定期点検
- ④ 重機・資機材の保管場所のマップの整備

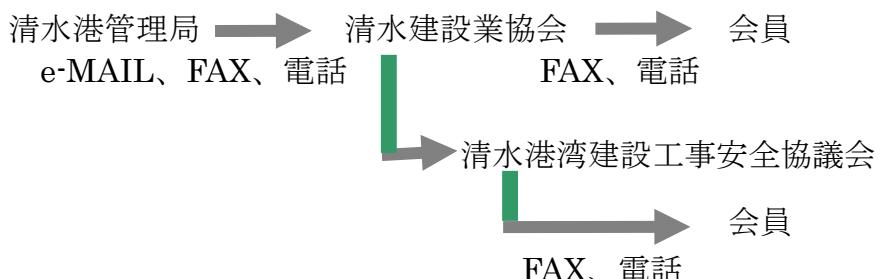
注意情報発表、警戒宣言発令時は末尾を参照

発 災 → 避難・救助

揺れがおさま
っても、
余震と津波に
注意！！

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 揺れがおさまっても、津波警報が解除されるまでは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。
- 余震の恐れがなくなったら、会員企業の従業員は、職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。

津波警報解除



被害状況調査

【共通】

- 津波警報の解除を速やかに港湾担当の会員に連絡する。
- 港湾担当の会員企業の作業員は、警報解除と同時に担当地域の巡回を開始する。

海底面が隆起
している恐れ
もある。

【清水建設業協会】

□清水建設業協会は、被災状況報告を作成し、清水港管理局に提出する。**協定様式第3号**

□破損箇所を発見した場合は、直ちに清水港管理局に連絡し、指示を待つ。

【清水港湾建設工事安全協議会】

□清水港湾建設工事安全協議会は、被災状況報告を作成し、清水港湾事務所に提出する。

□清水港湾事務所からの**別紙-12 様式 出動要請書**を受領する。

□安全協議会で決定された業務担当社は、業務に必要な建設資材の調達に関する調査結果を安全協議会に報告する。

□安全協議会は、会員からの建設資材の調達に関する調査結果**別紙第2(第3条第2項関係)**を清水港湾事務所に報告する。

□航路・泊地の深浅測量を行う。

応急復旧

【清水建設業協会 事務局】

□清水港管理局から出動可能な事業者の推薦依頼を受ける。

□清水港湾建設工事安全協議会事務局と調整を行う。

□清水港管理局に対して、協会内及び清水港湾建設工事安全協議会から出動可能な事業者を推薦する。

※初動時の窓口を、行政は清水港管理局に、民間は清水建設業協会に一本化する。

【清水建設業協会 会員】

- 清水港管理局からの出動依頼書を受けた会員は、応諾書を提出する。 **協定様式第4号**
- 会員は、清水港管理局、清水港湾事務所等と応急復旧工事の進め方を協議し、以下の事項を決定する。
 - ・応急復旧工事の範囲
 - ・応急復旧工事の手順
 - ・応急復旧工事の工程
 - ・被災貨物やガレキの一時保管場所
 - ・作業分担
- 応急復旧工事の進め方協議で決定した方針に従って応急復旧作業を開始する。
 - ・港湾施設の応急復旧
 - ・被災貨物・ガレキの撤去
 - ・航路・泊地の啓閉
- 被災貨物・ガレキの撤去を行う場合は、港運協会等と連携する。

【清水港湾建設工事安全協議会 事務局】

- 清水港湾事務所からの出動要請書を受けた安全協議会は、業務担当社に**別紙第16-1 業務指示書**を送付する。
- 安全協議会から出動可能な事業者を、清水建設業協会に連絡する。
- 必要に応じて、清水建設業協会と連絡調整する。



【清水港湾建設工事安全協議会 会員】

□清水港湾事務所からの出動要請書を受けた会員は、応諾書を提出する。

別紙第 16-1 業務指示書 受領

承諾書（別紙第 4） 提出

□会員は、清水港管理局、清水港湾事務所等と応急復旧工事の進め方を協議し、以下の事項を決定する。

- ・応急復旧工事の範囲
- ・応急復旧工事の手順
- ・応急復旧工事の工程
- ・被災貨物やガレキの一時保管場所
- ・作業分担

□応急復旧工事の進め方協議で決定した方針に従って応急復旧作業を開始する。

- ・港湾施設の応急復旧
- ・被災貨物・ガレキの撤去
- ・航路・泊地の啓開

□被災貨物・ガレキの撤去を行う場合は港運協会等と連携する。

□航路・泊地の啓開作業が完了したら、深浅測量を行う。

【県外に対する事業者の支援要請】

【日本海上起重技術協会中部支部 事務局】

□清水港管理局からの要請を受けて、清水港に派遣する施工業者を選定し、清水港管理局に伝える。

【日本海上起重技術協会中部支部 会員】

□清水港管理局からの出動依頼を受けた会員は、応諾書を提出して、応急復旧作業を開始する。

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

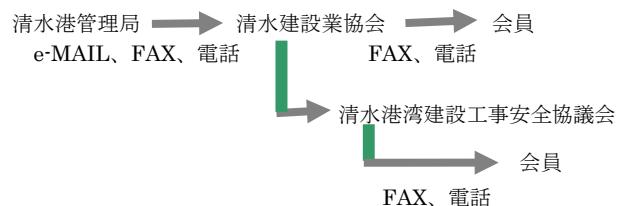
【注意情報発表、警戒宣言発令時の活動】

平常時

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）



【清水建設業協会】

- 清水港管理局から、注意情報が発表された旨の連絡を受けたら、港湾担当のすべての会員に伝える。
- 清水港湾建設工事安全協議会へも同種の連絡を行う。

【清水建設業協会・清水港湾建設工事安全協議会】

- 港湾担当のすべての会員に対して、重機、工事資材が被災しないように措置することを周知する。
- 海洋土木担当会員企業は、起重機船を港外退避させる等、機材が津波により損壊することのないように予防措置に努める。
- 陸域担当の会員は、重機を安全な場所に避難させる等の避難準備に努める。
- 被災後の担当部署を日常のマニュアルに沿って再確認させる。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- ・東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・サイレン・広報などで伝達される。
- ・交通規制等が行われる。

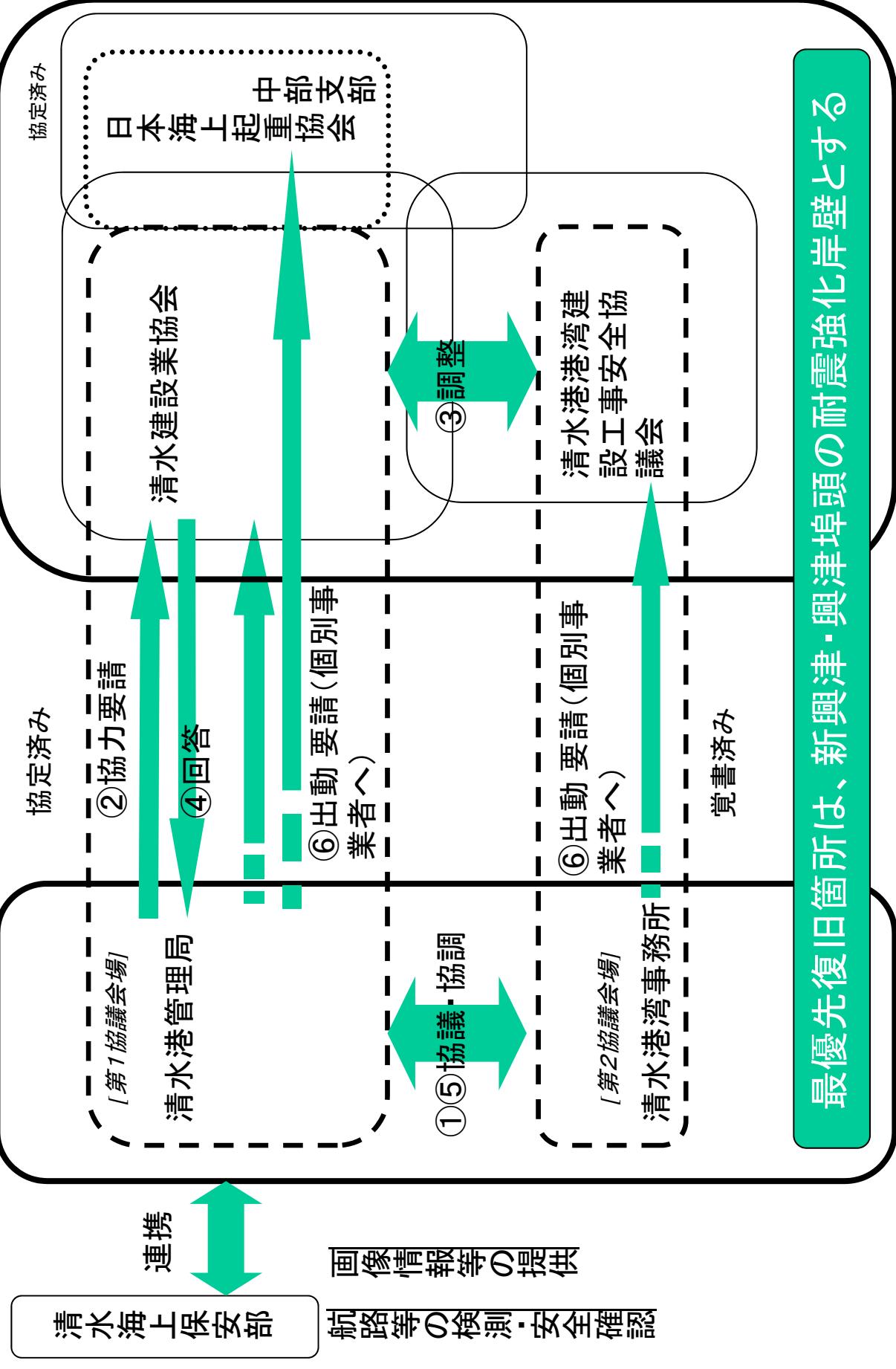
- 緊急連絡網により会員に伝達する。

- 作業が中途でも放棄し、速やかに近くの避難施設に避難し、生命身体の安全を確保する。
- 起重機船を港外退避させる。
- 避難完了状況を清水港湾事務所に報告する(安全協議会)
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

発 災 → 避難・救助

建設業者への出動要請について

【行政】



1 復旧箇所の優先順位

- ・岸 壁 ①新興津1号岸壁 ②興津1・2号岸壁 ③興津11・12号、日の出4・5号岸壁 ④その他 の順
((①～③)は耐震強化岸壁)
- ・航路泊地 上の優先順位の岸壁前面泊地 から 港口 まで
及び石油・ガス扱い係留施設 から 港口 まで
- ・臨港道路 上の優先順位の岸壁 と 国道等を結ぶ臨港道路(緊急輸送路)

2 行政の協議場所

清水港管理局を協議会場とする

清水港管理局が使用不能の場合は、清水港湾事務所を会場とする。

清水海上保安部とは、常に連携していく(画像情報の提供等)

3 業務手順

- (1)清水港管理局と清水港湾事務所は、協議の上、箇所ごとの復旧順位を決定する
- (2)清水港管理局は、清水建設業協会を民間の窓口として出動要請のための連絡を行う
- (3)清水建設業協会は、関係団体と連絡調整を行ない、出動可能な事業者を報告する
- (4)各事務所から実際に出動できる事業者に出動要請を行う
- (5)必要に応じ、清水港管理局、清水港湾事務所と出動事業者で工事方法等の協議を行う

FAX又は直渡し

建設業者
清水港管理局

別紙様式第3号

建設業者名

電話番号

公 告

建設業者名

電話番号

住所

資料 4 - 3

平成11年7月改訂

協定様式第4号

出動要請書 第 号

要請年月日時 平成 年 月 日 時 分

(要請者)

静岡県 清水港管理局 局長

印

「災害時における応急対策業務に関する協定」第7条に基づき
出動を要請する。

(災害応急対策工事施工)

建設業者名

様

住 所

電話番号

要請の理由	
施設名	
場所	
災害応急対策工事の内容	
摘要 (見取図等)	
担当課・支所/担当者名	/

出動応諾書

応諾年月日時 平成 年 月 日 時 分

上記出動要請を応諾する。

(災害応急対策工事施工者)

建設業者名

印

住 所

電話番号

別紙-12

清水港湾建設工事安全協議会 殿

(FAX 054-334-4089)

国土交通省中部地方整備局

清水港湾事務所長

(FAX 054-353-3072)

出 動 要 請

「運輸省第五港湾建設局所管区域内における災害時の応急対策業務に関する協定書」第3条に基づく出動を要請します。

なお、後刻「同細目協定書」第3条第2項に基づく調査結果等を「調査結果等報告書」により報告してください。

発生 災害	日時 場所 原因		
施設別の被害状況と対応	施設	被害状況	要請内容
担当者			
連絡先			

- 注：①「運輸省第五港湾建設局」は、現在「国土交通省中部地方整備局」に移行しています。
 ②喫緊の状況下では口頭要請もあり得るが後刻本書面にて確認すること。なお、誤送付等を回避するため、送受信者にはFAX番号等を明記しておくことが望ましい。

別紙第2（第3条第2項関係）

平成 年 月 日

国土交通省中部地方整備局
清水港湾事務所長 殿

清水港港湾建設工事安全協議会

会長

印

調査結果等報告書

平成 年 月 日に発生した よる 港所在港湾施設等の被災について、
 事務所所管区域における災害時の応急業務対策業務における細目協定書第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり業務に必要な建設資材等の調達に関する調査の結果等を報告します。
 記

1 対象施設名

2 対象施設所在地

3 建設資機材等

建設機械	機械名					
	台数	必要台数				
		調達可能台数				
	必要時間					
備考						
作業船	船種					
	隻数	必要隻数				
		調達可能隻数				
	必要時間					
	備考					
資材	船種					
	数量	必要隻数				
		調達可能数量				
	必要時間					
	備考					
労務	船種					
	人数	必要隻数				
		調達可能人数				
	必要時間					
	備考					

4 業務内容

5 業務担当協議会等会員名

会員名

連絡先

6 その他

別紙 16-1
平成 年 月 日

殿

国土交通省 中部地方整備局
清水港湾事務所長 印

業務指示書

平成 年 月 日に発生した地震による清水港所在港湾施設等の被災について、国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所所管区域における災害時の応急対策業務における細目協定書第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり貴社に業務を指示したいので、承諾書を提出のうえ、直ちに業務に着手して下さい。

記

1 対象施設名

2 対象施設所在地

3 業務内容

4 特記事項

5 その他の



別紙第4(第3条第3項関係)

平成 年 月 日

国土交通省 中部地方整備局
清水港湾事務所長 殿

住 所
協議会等会員

承 諾 書

中部地方整備局 清水港湾事務所 所管区域における災害時の応急対策業務における細目協定書
第3条第3項の規定に基づき、平成 年 月 日付けで業務指示のありました件については、
下記のとおりこれを承諾し、直ちに業務に着手します。

記

1 対象施設名

2 対象施設所在地

3 業務内容

4 特記事項

5 その他

現地着手予定日 平成 年 月 日

様式第2号

出 動 要 請 書 第 号

要請年月日時 平成 年 月 日 時

(要請者)

静岡県 清水港管理局長 印

「災害又は事故における応急対策業務に関する協定」第5条に基づき
出動を要請する。

(応急対策業務施行者)

建設業者名 様

住 所

電 話 番 号

要 請 の 理 由	
施 設 名	
場 所	
目 標 完 了 期 日	
応 急 対 策 業 務 の 内 容	
摘 要 (見取図等)	
担当課・支所／担当者名	/

出 動 応 請 書

応諾年月日時 平成 年 月 日 時

上記出動要請を応諾する。

(応急対策業務施行者)

建設業者名 印

住 所

電 話 番 号

**清水港
石油災害防止会**

石油災害防止会

TEL 054-371-9702

FAX 054-371-9767

防災無線(400MHz系) 静岡県防対 304

清水防対 203、204

事務局: 清水区袖師町 1900

東燃ゼネラル石油(株)清水油槽所内

清水港石油災害防止会 活動マニュアル

- [主な役割]
 - ◎ 石油コンビナート等災害防止法に基づく対応
(油類の流出がある場合の対応)
 - ◎ 漂流物の除去活動の支援

■石油災害防止会

	氏名	所属	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者	清水油槽所操油グループ (24時間当直)	東燃ゼネラル石油(株)	
第2連絡責任者	清水油槽所環境安全グループ 川口 儀忠	東燃ゼネラル石油(株)	
第3連絡責任者	清水油槽所	東燃ゼネラル石油(株)	

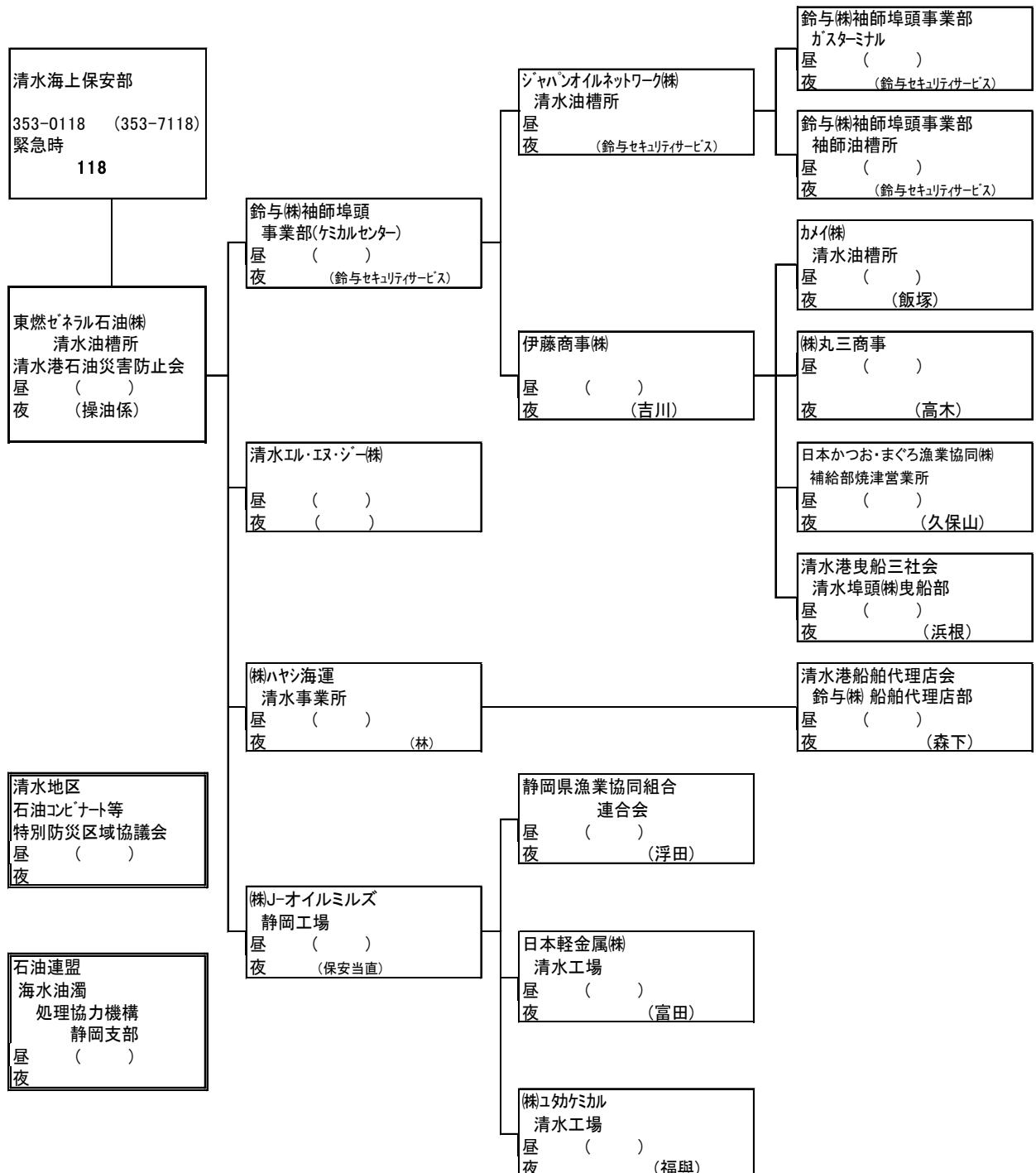
■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他の連絡手段
清水港管理局	管理課	054-353-2202	054-354-0380 (災害時優先電話兼用)	090-5853-2589	shimizuko-bousai@pref.shizuoka.lg.jp 400MHz系無線 静岡県防対 308
清水港湾事務所	総務課	054-352-4146	054-353-3072	090-3023-8180	
清水海上保安部	交通課	054-355-0225	054-355-0226		400MHz系無線 静岡県防対 306
静岡運輸支局 清水庁舎	運航課	054-352-0175	054-355-0432		
静岡市役所	清水港振興課 (清水庁舎内)	054-354-2432	054-353-1022		
	防災対策課 (静岡庁舎内)	054-221-1241	054-251-5783		
静岡県港湾局	港湾企画課	054-221-3050 054-221-3779	054-221-2389	090-5853-2501 (県庁土木防災情報センター(サイボス室))	kouwan_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

■会員等の緊急連絡先

清水港石油災害防止会連絡網（平成26年05月29日）

「(夜)は夜間、休日 ()はファクシミリ」



平常時

- 
- ① 協会・社内マニュアルの作成
 - ② 防災教育・訓練の実施
 - ◆注意情報公表時の対応
 - ◆警戒宣言の発令とともに避難
 - ③ 緊急連絡網の定期点検

注意情報発表、警戒宣言発令時は末尾を参照

発 災 → 避難・救助

揺れがおさま
っても、
余震と津波に
注意！！

避難完了後から 津波警報解除ま での間

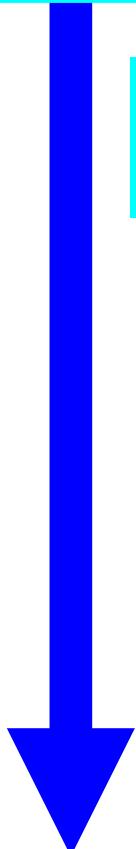
- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。
- 避難場所にて人命救助等に努める。
- テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。
- 会員会社の担当の連絡先・所在を確認する。
- その他、防災計画等に従った措置を講ずる。

津波警報解除

応急復旧

- 災害が発生した場合には、静岡県石油コンビナート等防災計画に従って、対応する。
- 油の流出等の事故がない場合で、清水港管理局からの要請があった場合に、水域への漂流物を除去するため、作業船、作業員の動員によるオイルフェンスの展張等に協力されたい。
地震連絡票(石油1)
- 作業が完了したら、その旨を管理局に報告する。
地震連絡票(石油2)



応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

【注意情報発表、警戒宣言発令時の活動】

平常時

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）

- 清水港管理局から、注意情報が発表された旨の連絡を受ける。
- 静岡県石油コンビナート等防災計画に基づき、現地本部の設置準備を行う。
- 必要に応じて、在港船舶の港外退避等の災害予防活動を行う。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。
- 会員会社の担当の連絡先・所在を再度確認する。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- ・東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・サイレン・広報などで伝達される。
- ・交通規制等が行われる。

- 静岡市地震災害警戒本部が設置される場所に、現地本部を、現地に現地連絡所を設置する（原則として共同防災センター）
- 特定事業所等は、コンビナート等防災計画が定める様式により、地震応急対策実施状況を現地本部長（清水区長）に報告する。
- 特定事業所等は、出火防止対策等の保安対策を実施する。
- 出火、爆発、石油等の漏洩等の災害を引き起こす恐れがある場合は、操業を中止する等の措置をとる。
- 津波に備え、荷役中の船舶の荷役作業を中止し、直ちに離岸し、港外に退避する。
- 浮遊する恐れのある物の除去又は固定を行う。
- 危険物、高圧ガス等施設の点検（亀裂の有無、防火消火設備の機能など）を行う。
- 点検の結果、異常があったら、直ちに消防本部に通報するとともに、応急補修を行う。
- その他、石油コンビナート等防災計画に従った措置を講ずる。
- できる限り、災害予防対応が中途でも放棄し、速やかに避難する。

発災 → 避難・救助

地震連絡票(石油1)

石油災害防止会 ← 管理局

管理局担当サイン		
----------	--	--

FAX又は直渡し

年 月 日

清水港石油災害防止会会长 様
(東燃ゼネラル石油(株)様)
FAX 054-371-9767

静岡県清水港管理局長

大規模地震発生に伴なう緊急作業について

次のとおり、作業を依頼します。

項目	内容	作業依頼番号
場所		清水(石油)-
漂流物の量・状態		※1からの連番とすること。
依頼する作業の内容		

地震連絡票(石油2)

管理局 ← 石油災害 防止会

防止会担当サイン		
----------	--	--

FAX又は直渡し

年 月 日

静岡県清水港管理局長 様
FAX 054-354-0380

清水港石油災害防止会会长

大規模地震発生に伴なう緊急作業の完了について

作業依頼番号「清水(石油)ー 」の作業は完了しました。

動員状況は次のとおりです。

項目	内 容		
船の隻数	隻		
作業員	人		
作業時間(注)	開始(a)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	終了(b)	年 月 日 午前・午後 時 分 (24時間表記のこと)	
	所要時間(b-a)	時間	分

(注) 作業時間は、曳船事業者の事務所出発から帰着までの時間とする。

清水コンテナターミナル

清水コンテナターミナル

**TEL 054-365-7521
FAX 054-367-5810**

所在地：清水区横砂 408-17

袖師第1埠頭 袖師コンテナターミナル内

コンテナ事業者 活動マニュアル

- [主な役割]
 - ◎コンテナ流出防止措置
 - ◎流出コンテナの把握
 - ◎散乱コンテナの除去・整理

■清水コンテナターミナル(株)

	氏名	役職	夜間・休日の連絡先
第1連絡責任者	片瀬 弘	総務部次長	
第2連絡責任者	山村 善敬	総務部長	
第3連絡責任者			

■行政機関

機関	担当課	電話	FAX	衛星電話	その他の連絡手段
清水港管理局	管理課	054-353-2202	054-354-0380 (災害時優先電話兼用)	090-5853-2589	shimizuko-bousai@pref.shizuoka.lg.jp
清水港湾事務所	総務課	054-352-4146	054-353-3072	090-3023-8180	
清水海上保安部	交通課	054-355-0225	054-355-0226		
静岡運輸支局 清水庁舎	運航課	054-352-0175	054-355-0432		
静岡市役所	清水港振興課 (清水庁舎内)	054-354-2432	054-353-1022		
	防災対策課 (静岡庁舎内)	054-221-1241	054-251-5783		
静岡県港湾局	港湾企画課	054-221-3050 054-221-3779	054-221-2389	090-5853-2501 (県庁土木防災情報センター(サイボス室))	kouwan_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

■コンテナ事業者等への緊急連絡先

名称	緊急時の連絡方法		通常の連絡方法	
	手段	番号	手段	番号
鈴与(株) コンテナターミナル部	携帯		TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	
			TEL	
			FAX	

この欄は、各団体の緊急連絡簿として活用してください。

平常時

- ① コンテナ事業者への協力要請
- ② 社内防災マニュアルの作成
- ③ 防災教育・訓練の実施
 - ◆注意情報公表時の対応を検討すること。
 - ◆警戒宣言の発令とともに避難すること。
- ④ 緊急連絡網の定期点検

※ コンテナターミナルのコンテナ配置等をおこなうコンピューターシステムのサーバーは内陸にあり、バックアップも複数とられている。

注意情報発表、警戒宣言発令時は末尾を参照

発災 → 避難・救助

揺れが
おさまっても、
余震と津波に
注意!!

避難完了後から 津波警報解除ま での間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を港管理者に報告されたい。

避難する。(自分の身を守る。)

揺れがおさまっても、津波警報の解除までは港内に近づかない。

避難場所にて人命救助等に努める。

テレビ・ラジオおよび周辺目視により情報収集に努める。

津波警報解除

被害状況調査

コンテナの流出・散乱状況を調査する。

清水港管理局 → S C T → コンテナ事業者
伝令等 伝令等

- 津波警報の解除を速やかに会員に連絡する。
 - ・ 電話不通の際は、伝令も含めあらゆる手段を試すこと。

- 会員企業の従業員は、警報解除と同時に職場に復帰し、緊急対応準備を開始する。

清水港管理局 ← S C T ← コンテナ事業者
伝令等 伝令等

- 各事業者は、コンテナ流出状況を調査し、SCTに報告する。

地震連絡票(コンテナ2)

- SCTは流出状況を集約し、清水港管理局に提出する。
(概要・詳細)

地震連絡票(コンテナ2)

応急復旧

- 応急工事の進め方協議に参加する。

- 各事業者は、地上に散乱したコンテナの除去・整理を行う。

- 各事業者は、引き上げられた海上流出コンテナの片付けを行う。

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

【注意情報発表、警戒宣言発令時の活動】

平常時

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）

清水港管理局 → S C T → コンテナ事業者
FAX FAX
E-Mail E-Mail

- 清水港管理局から、注意情報が発表された旨の連絡を受ける。
地震連絡票(コンテナ1)
- SCT 担当者は、注意情報の発令を全ての事業者に連絡する。
地震連絡票(コンテナ1)
- 事業者は、**地震連絡票(コンテナ1)**のチェックリストにより災害予防対応を行う。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。

警戒宣言発令→災害予防対応終了→即 避難！

警戒宣言

- ・東海地震が発生しそうだと判断された時、総理大臣が発令する。
- ・サイレン・広報などで伝達される。
- ・交通規制等が行われる。

- 災害予防対応が中途でも放棄し、速やかに避難する。
- テレビ・ラジオをつけて情報収集に努める。
- 最終のコンテナ配置状況の把握をする。

発 災 → 避難・救助

地震連絡票(コンテナ1)

FAX送信(本書のみ)

会員 ← SCT

SCT

担当者サイン

年 月 日

コンテナ事業者 各位

清水コンテナターミナル(株)

転送しますので対応をお願いします。

SCT ← 管理局

管理局

担当サイン

年 月 日

清水コンテナターミナル(株) 様

FAX 054-367-5810

静岡県清水港管理局長

東海地震の注意情報公表に伴なう協力要請について

平成 年 月 日午前・午後 時 分、気象庁より東海地震に関する注意情報が公表されました。

ついては、今後考えられる警戒宣言の発令までに、下記の作業を行うよう協力を要請します。
また、警戒宣言が発令された場合には、作業を中断し、速やかに避難してください。
なお、テレビ・ラジオ等による情報収集に努めてください。

記

① 岸壁の整理

- 岸壁のエプロン上に荷物を置かないこと。
- 屋外の荷物は、できるだけ一ヶ所に集めてロープ・ワイヤーで縛ること。
- コンテナ流出防止対策の実施(空コンテナ多段積み等)

② 荷役機械の避難

- ガントリークレーン等の大型荷役機械の運転を停止すること。
- ガントリークレーン等の大型荷役機械を固定すること。
- ガントリークレーン等の大型荷役機械の電源を切ること。
- フォークリフト、トラッククレーン、クローラクレーン等の移動可能な荷役機械は、可能な限り津波浸水域の外側に自走避難すること。

③ 自動車・トラックの避難

- 新興津埠頭・興津第一埠頭・興津第二埠頭(耐震強化岸壁のある埠頭)にある自動車・トラックは、すべて埠頭外に出すこと。
- その他の埠頭でも、原則として、自動車・トラックを埠頭外に出すこと。
- 埠頭から出せないときは、できるだけ岸壁から離れた場所に避難すること。
- 自動車のキーは付けたままにして、交通障害とならないように駐車すること。

地震連絡票(コンテナ2)

FAX又は直渡し

管理局 ← SCT

SCT 担当

サイン

年 月 日

静岡県清水港管理局長様

FAX 054-354-0380

清水コンテナターミナル(株)担当者

次のとおり提出します。

SCT ← コンテナ事業者

報告者

サイン

年 月 日

清水コンテナターミナル(株) 様

FAX 054-367-5810

会社名

報告者所属

氏名

コンテナ流出・散乱状況について (速報 ・ 確定)

下記のとおりコンテナ流出・散乱状況を報告します。

記

1 コンテナ海上流出個数

20フィート	本
40フィート	本
その他	本
航路支障	有 · 無

2 コンテナ陸上散乱個数(概数)

20フィート	本
40フィート	本
その他	本
通路支障	有 · 無

* 速報時は全体の概数でも可、確定時は、種類別に加え、3 流出詳細も記載のこと

3 流出詳細(確定時のみ)

コンテナ種別	コンテナ記号	船会社	内容物
20 · 40 · ()			空・危
20 · 40 · ()			空・危
20 · 40 · ()			空・危
20 · 40 · ()			空・危
20 · 40 · ()			空・危
20 · 40 · ()			空・危
20 · 40 · ()			空・危
20 · 40 · ()			空・危
20 · 40 · ()			空・危

* 内容物が空又は危険物(農薬、医薬品、放射性物質等)の場合内容物の頭の空・危に○をつけ、空以外は内容物を記載

* コンテナ種別その他は、()内に冷凍、タンク等と記載

* 行数不足の場合地震連絡表(コンテナ2-2)を使用する。

地震連絡票(コンテナ2-2)

* 内容物が空又は危険物（農薬、医薬品、放射性物質等）の場合内容物の頭の空・危に○をつけ、空以外は内容物を記載

* コンテナ種別その他は、() 内に冷凍、タンク等と記載

* 行数不足の場合地震連絡表（コンテナ2-2）を使用する。

清水港管理局

県庁港湾局

清水港管理局

TEL 054-353-2201～2203,2206,2208
FAX 054-354-0380(災害時有線電話兼用)
衛星電話 090-5853-2589
県無線(地上系) 5-130-9000 (4F 整備課赤電話)
5-130-9001 (4F 防災室電話)
5-130-8001 (4F 防災室 FAX)
県無線(移動系) 5-935-1 (4F 整備課緑電話)
市防災無線 399 (1対1通話は人命に関わる等緊急案件のみ)
防災無線(400MHz 系) 静岡県防対 308
150MHz 系無線(基地局・3F) こうわんかんりしみず
150MHz 系無線(江尻監視所) こうわんかんりしみず 16

清水港管理局・県庁港湾局 活動マニュアル

[主な役割]

- ◎ 県災害対策本部(中部方面本部)の一部となる
- ◎ 被害を最小にするための措置を講ずる
- ◎ 港湾施設の応急復旧を行う
- ◎ 緊急物資の海上輸送拠点となる
- 港湾局は、本部と清水港管理局の調整等を行う

■清水港管理局

		管理局内担当課	電話
清水建設業協会、清水港 湾建設工事安全協議会、 日本海上起重技術協会等	清水港湾事務所 清水海上保安部	整備課	054-353-2205 054-353-2206
清水船舶情報センター 清水水先区水先人会	曳船三社会 清水港石油災害防止会	港営課	054-353-2208
清水港運協会 清水港上屋利用組合	静岡県倉庫協会清水支部 清水海運貨物取扱同業会 清水コンテナターミナル	管理課	054-353-2202
静岡県内航海運組合 静岡県旅客船協会	清水港船舶代理店会 静岡運輸支局 静岡市役所	企画振興課	054-353-2203

平常時

- 
- ① マニュアルの点検
 - ② 非常時の責任者の順位を決めておく。
 - ③ 緊急物資に関して、発受信書類にサインする担当責任者を順位とともに決めておく。
 - ④ 応急復旧対応班と緊急物資対応班毎の名簿を整理する。
 - ⑤ 他の行政機関及び民間事業者と一体となった訓練の実施（清水港管理局が事務局として計画立案）
 - ◆防災訓練
 - ◆図上訓練
 - ⑥ 緊急連絡網（民間との連絡を含む）の定期点検

注意情報発表、警戒宣言発令時は末尾を参照

発 災 → 避難・救助



揺れがおさまっても、余震と津波に注意！！

避難完了後から津波警報解除までの間

- ・災害規模によっては、数時間～1日程度かかることが予想される。
- ・この間、可能であれば、①安否確認、②人・機材・連絡手段の把握、③周辺被災状況の把握等の情報収集をされたい。
- ・また、情報収集結果を(必要に応じて)関係者に報告されたい。

- 避難する。(自分の身を守る。)
- 人的被害の確認
 - 清水港管理局及び臨時参集先、管理局パトロール要員の 安否確認
 - 未参集職員安否状況確認
- 庁舎被害の確認
 - 電話、FAXの使用の可否
 - OA機器の使用の可否
 - SDOの接続の可否(県庁との連絡は可能な限りSDOを利用し迅速に行う)

□担当責任者は、応援の要請を行うため、次の様式のサイン欄にサインして、各団体にFAXする。

	事業者様式No.	送信先
<input type="checkbox"/>	地震連絡票(港運1)	港運協会
<input type="checkbox"/>	" (上屋1)	上屋利用組合

□担当者は、次の団体に応援の要請を行う。

	連絡先
<input type="checkbox"/>	倉庫協会清水支部(天野回漕店)
<input type="checkbox"/>	海運貨物取扱同業会(清和海運)
<input type="checkbox"/>	水先人会
<input type="checkbox"/>	曳船事業者(清水埠頭)
<input type="checkbox"/>	内航海運組合
<input type="checkbox"/>	旅客船協会(エスパルス・ドリーム・フェリー)
<input type="checkbox"/>	船舶代理店会(鈴与)
<input type="checkbox"/>	船舶情報センター
<input type="checkbox"/>	清水建設業協会
<input type="checkbox"/>	清水港湾建設工事安全協議会(古川組)
<input type="checkbox"/>	石油災害防止会(東燃ゼネラル石油)

□次の部署との通信確認を行う。

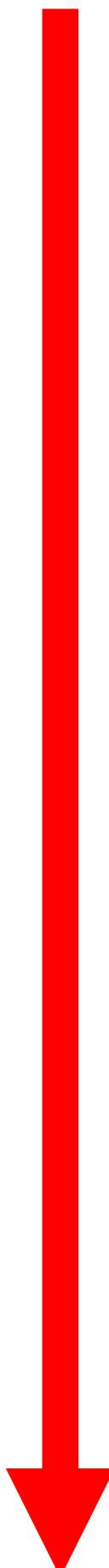
	県無線	市無線	衛星電話
清水港湾事務所	一	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
清水海上保安部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一
静岡市 清水港振興課 防災対策課	一	<input type="checkbox"/>	一
県災害対策本部中部方面本部指令班	<input type="checkbox"/>	一	<input type="checkbox"/>
県庁港湾局	一	一	<input type="checkbox"/>

□防災無線の使用方法を確認する。

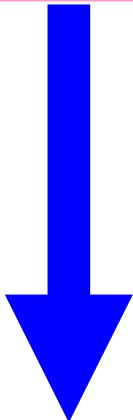
□非常用電源を確認する。

□ラジオ放送をつけて情報を収集する。

□トランシーバー、携帯電話、衛星携帯等の充電をする。



津波警報解除

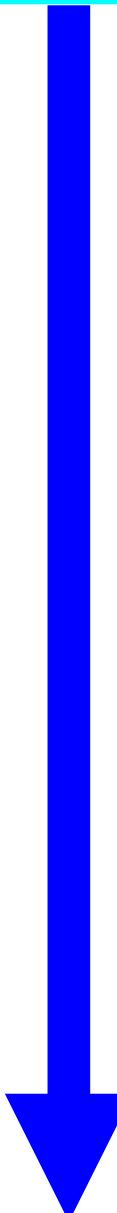


- 津波警報の解除と被災状況調査依頼を伝達する。
※電話等が使用不能の場合は伝令によること

	連絡先
<input type="checkbox"/>	清水港運協会
<input type="checkbox"/>	上屋利用組合
<input type="checkbox"/>	倉庫協会
<input type="checkbox"/>	海貨同業会
<input type="checkbox"/>	曳船事業者(代表:清水埠頭)
<input type="checkbox"/>	清水建設業協会

- 臨時収集先での可搬型衛星電話による情報収集

被害状況調査



【被害状況調査】

○ 陸上被害調査を実施する

- 各埠頭の被災状況を調査する。
- ケーソン式岸壁、矢板式岸壁の沈下量を測量する。
- 残存耐力評価システム整備後は、これにより岸壁の使用可否・制限を算定する。

※プログラム未整備の間は、被害軽微なもののみを使用する。

○ 水域の被害調査を実施する

- 海上パトロールを実施する。
- 調査結果を、まとめる。

チェック	様式名
<input type="checkbox"/>	行政相互1
<input type="checkbox"/>	行政相互2

□ 調査結果の相互伝達と相互受信を行う

	海上保安部		港湾事務所	
	発信	受信	発信	受信
行政相互1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
行政相互2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

民間事業者から被災状況調査の結果を受信する。

	送信者	事業者様式No.
<input type="checkbox"/>	港運協会	地震連絡票（港運 2）
<input type="checkbox"/>	上屋利用組合	〃（上屋 2）
<input type="checkbox"/>	倉庫協会	〃（倉庫 1）
<input type="checkbox"/>	海貨同業会	〃（海貨 1）
<input type="checkbox"/>	曳船（清水埠頭）	
<input type="checkbox"/>	〃（東海曳船）	〃（曳船 1）
<input type="checkbox"/>	〃（春海曳船）	
<input type="checkbox"/>	建設業協会	協定様式第3号

※FAX不通の場合は伝令により収集すること。

船舶情報センターに電話をして情報収集する。

地震連絡票(PR1)

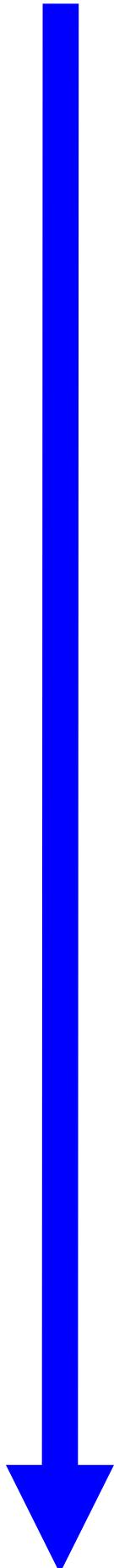
●港湾残存能力の判定

港湾被災状況を、「被災情報等伝達様式」に取りまとめ、報告する。

作成確認	様式番号	様式名	発信先	発信確認
<input type="checkbox"/>	302-1	港湾、漁港被害・復旧(見込)状況	支部指令班	<input type="checkbox"/>
			港湾企画課	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	51-1	災害復旧重機資材の状況	支部指令班	<input type="checkbox"/>
			港湾企画課	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	344-1	河川・海岸・港湾水閘門等操作状況	支部指令班	<input type="checkbox"/>
			港湾企画課	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	302-2	海上輸送確保状況	支部指令班	<input type="checkbox"/>
			港湾企画課	<input type="checkbox"/>

港湾、漁港被害・復旧(見込)状況(様式 302-1 号)は、位置図も作成する。

海上輸送確保状況(様式 302-2 号)は、位置図も作成する。



応急復旧

□行政機関(海上保安部、清水港湾事務所、清水港管理局)が協力して深浅測量を行う。

【岸壁等応急復旧の優先順位及び担当箇所】

優先度	目標	担当	内容
1	水域に漂流する航行障害物を除去する(緊急性の高い箇所(※)から順次)	清水海上保安部 清水港管理局	漂流物の除去と深浅測量
	耐震岸壁を使用可能にする	清水港湾事務所	応急復旧工事
2	一般岸壁のうち応急復旧可能な岸壁を使用可能にする	清水港湾事務所 清水港管理局	漂流物の除去と深浅測量

※「緊急性の高い箇所」は現場の状況を確認して決定する。

《※想定する応急復旧の優先順位》

- ① 港口から新興津埠頭の耐震岸壁周辺まで
- ② 港口から興津第一埠頭の耐震岸壁周辺まで
- ③ 港口から興津第二埠頭の耐震岸壁周辺まで
- ④ 日の出埠頭の耐震岸壁周辺までの航路
- ⑤ その他使用可能な岸壁に至る航路

□管理局は、清水港湾事務所と協議のうえ、清水建設業協会に対して出動できる事業者の推薦を依頼する。

□建設業協会から事業者の推薦を受けた場合、清水港湾事務所と協議・調整する。

□清水港湾事務所、清水港管理局ごとに事業者へ出動要請する。

・港湾事務所→安全協議会は別紙-12様式 出動要請書

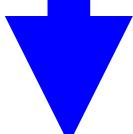
別紙16-1 業務指示書

・管理局→建設業協会会員は協定様式第4号 出動依頼書

□各事業者からの承諾書を受領する。

・安全協議会→港湾事務所は別紙第4承諾書

・建設業協会→管理局は協定様式第4号出動応諾書



□清水建設業協会(事業者)、清水港湾事務所、清水海上保安部、清水コンテナターミナル、石油災害防止会、清水港運協会、曳船三社会、清水港船舶代理店会と応急復旧工事の進め方を協議し、以下の事項を決定する。

- ・応急復旧工事の範囲
- ・応急復旧工事の手順
- ・応急復旧工事の工程
- ・被災貨物やガレキの一時保管場所
- ・作業分担

※破壊の程度が少ないもので、そこに至る水域の船舶航行の障害となる漂流物の除去が済んでいるもの、又は、短時間で除去が完了すると見込まれる岸壁から復旧していく。

□応急復旧工事の進め方協議で決定した方針に従って応急復旧作業を開始する。

- ・港湾施設の応急復旧
- ・被災貨物・ガレキの撤去
- ・航路・泊地の啓開

□海上保安部は被災者の捜索救助や海難船舶の救助を最優先に実施しているので、清水港内の状況について可能な範囲での情報提供を求める。

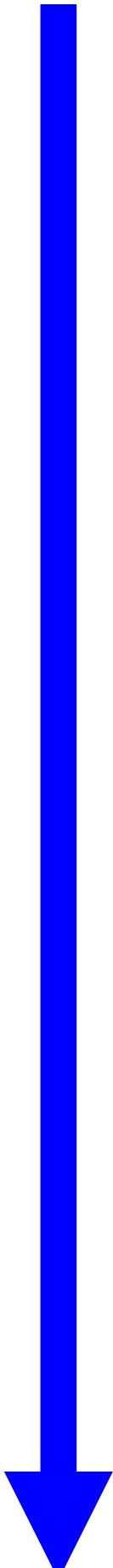
□必要に応じて、曳船各社に、水域で船舶の航行を阻害する漂流物の除去作業を依頼する。

<input type="checkbox"/>	地震連絡票(曳船2)
<input type="checkbox"/>	地震連絡票(石油1)

□作業が完了した場合は、完了報告書を提出してもらう。

<input type="checkbox"/>	地震連絡票(曳船4)
<input type="checkbox"/>	地震連絡票(石油2)

□静岡土木事務所に、漁協に貸与している掃海用の網の利用を要請する。



緊急物資輸送

内航海運への要請

○県災害対策本部(対策班)からの緊急物資荷役の依頼があり次第、荷役作業を依頼するための準備を開始する。

□情報ルートは、本部対策班 ⇔ 港湾局 ⇔ 清水港管理局。

□清水港管理局は、**地震連絡票(行政相互3)**により災害対策本部対策班(港湾局経由)から、緊急物資輸送船舶の情報を得る。

□協定に基づき、内航海運組合に対して、県災害対策本部(港湾局経由)から若しくは清水港管理局経由で船舶による輸送等の協力要請を行う。

口頭による連絡 又は **協定様式第1号**

□口頭による連絡の場合は、直後に文書(協定様式第1号)を交付する。

□必要に応じ、全国内航海運総連合会への支援をあわせて要請する(内航海運組合を窓口とする)。

□作業終了後、組合から口頭での完了報告を受けたら、ただちに、県災害対策本部(県庁港湾局)に報告する。

□口頭による報告の後、報告書の提出を受けたら、県災害対策本部(県庁港湾局)に、伝達する。 **協定様式第2号**

□必要に応じて、船舶代理店会に対して、緊急物資輸送を行う内航船に関して代理店業務が可能かを打診する。

トラックとの調整

□ トラックの時間と台数等の連絡が本部対策班から出される場合は、港湾湾総室を経由して通知される。

※ トラック輸送は、本部対策班・支部指令班が決定する。

□輸送船の着岸埠頭名・岸壁名・予定時刻を本部・対策班(港湾局経由)と調整する。

□ トラックによる物資の引取りに関する連絡には、
地震連絡票(行政相互4)を使う。

岸壁の指定 (バース調整)

□岸壁被害、現況水深、水路啓閉状況、岸壁使用状況等から、船舶が着岸する岸壁を決定する。

※沈船等がなくても地盤隆起により水深が変化している可能性があるので、保安部・港湾事務所から受信した情報とあわせて検討すること。

様式名
<input type="checkbox"/> 行政相互1
<input type="checkbox"/> 行政相互2

□**地震連絡票(行政相互3)**から、**地震連絡票(港運4・PR2)**に船舶名や積荷種類等を記載して、港運協会に送付する。

□概算の荷役時間を記入した**地震連絡票(港運4・PR2)**を港運

荷役作業の依頼

□**地震連絡票(上屋2)(倉庫1)(海貨1)**を港運協会に送信する。

□港運協会等4団体に対して、**地震連絡票(荷役共同1)**より、緊急物資の荷役作業を依頼する。

※このとき、次のことに留意すること。

- ① 保管可能な物資量は、空きスペース1坪につき5立方メートルの率で換算すること。
- ② 直接集積所に運搬する荷物と、港内で一時保管する荷物を明確にして連絡すること。

□港運協会には、検数の手配を依頼する。

□港運協会には、港内移動のためのトラック手配を依頼する。

□港運協会等4団体から、**地震連絡票(荷役共同2)**より、緊急物資の一時保管場所の報告を受ける。

□作業完了後、荷役作業の完了報告書を提出してもらう。

地震連絡票(荷役共同4)

一時保管した物資の荷役作業の依頼

【空コンテナの利用】

一時保管の方法の一つとして空コンテナの利用も考えられる。

●留意点

コンテナは船会社の所有であるので、利用には船会社の了解(船舶代理店会の協力)が必要。

●課題

コンテナの目的外使用は関税法等により規制されている(税関の所掌事務)ので、現状で利用することは困難。今後の検討課題である。

□県災害対策本部中部支部からの指示があつたら、
地震連絡票(荷役共同3)により、上屋利用組合、倉庫協会又は海貨取扱同業会に、一時保管物資の搬出を依頼する。

※このとき、次のことに留意すること。

- ①この依頼は、当該荷物を保管している団体に対して個別に行う。
- ②緊急物資の一時保管は、空きスペースの少ないところへ大量の物資を保管するものであることから、通常のような作業スペースは存在しない。したがって、この依頼は、対象となる上屋又は倉庫ごとに行うものとする(物資の種類を特定して、特定のもののみの搬出を依頼することはしないこと)。

□作業完了後、荷役作業の完了報告書を提出してもらう。

地震連絡票(荷役共同4)

誘導

□船舶入港時、必要に応じて水先人会に輸送船の先導を依頼する。
地震連絡票(水先1)

□先導の終了ごとに作業報告を受け取り、ファイルに保管する。
地震連絡票(水先2)

□船舶入港時、必要に応じて曳船に輸送船の先導を依頼する。
地震連絡票(曳船3)

□先導の終了ごとに作業報告を受け取り、ファイルに保管する。
地震連絡票(曳船4)

人員輸送

□人員輸送の開始は、本部対策班が決定し、港湾総室を通じて、
管理局に連絡される。
地震連絡票(行政相互5)

□連絡があった場合、日の出埠頭の耐震岸壁が使える場合は、そ
こを人員輸送のための岸壁とする。

□水域の状況により日の出埠頭が使えない場合は、船舶情報セン
ターと協議しながら、人員輸送用岸壁を指定し、港湾局を通じ
て、本部対策班に連絡する。

□協定に基づき、旅客船協会に対して、県災害対策本部(港湾
局経由)から若しくは清水港管理局経由で船舶による輸送等
の協力要請を行う。

口頭による連絡 又は **協定様式第1号**

□口頭による連絡の場合は、直後に文書(協定様式第1号)を
交付する。

□作業終了後、協会から口頭で完了報告を受けたら、ただちに、県
災害対策本部(県庁港湾局)に業務の完了を伝達する。

□口頭による報告の後、速やかに報告書の提出を受け、県災害対
策本部(県庁港湾局)に伝達する。

協定様式第2号

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

【注意情報発表、警戒宣言発令時の活動】

平 常 時

注意情報発表→災害予防対応開始

注意情報

- ・東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する。
- ・警戒宣言までは5時間から半日程度と考えられる（気象庁のプレスリップ・シミュレーションによる）

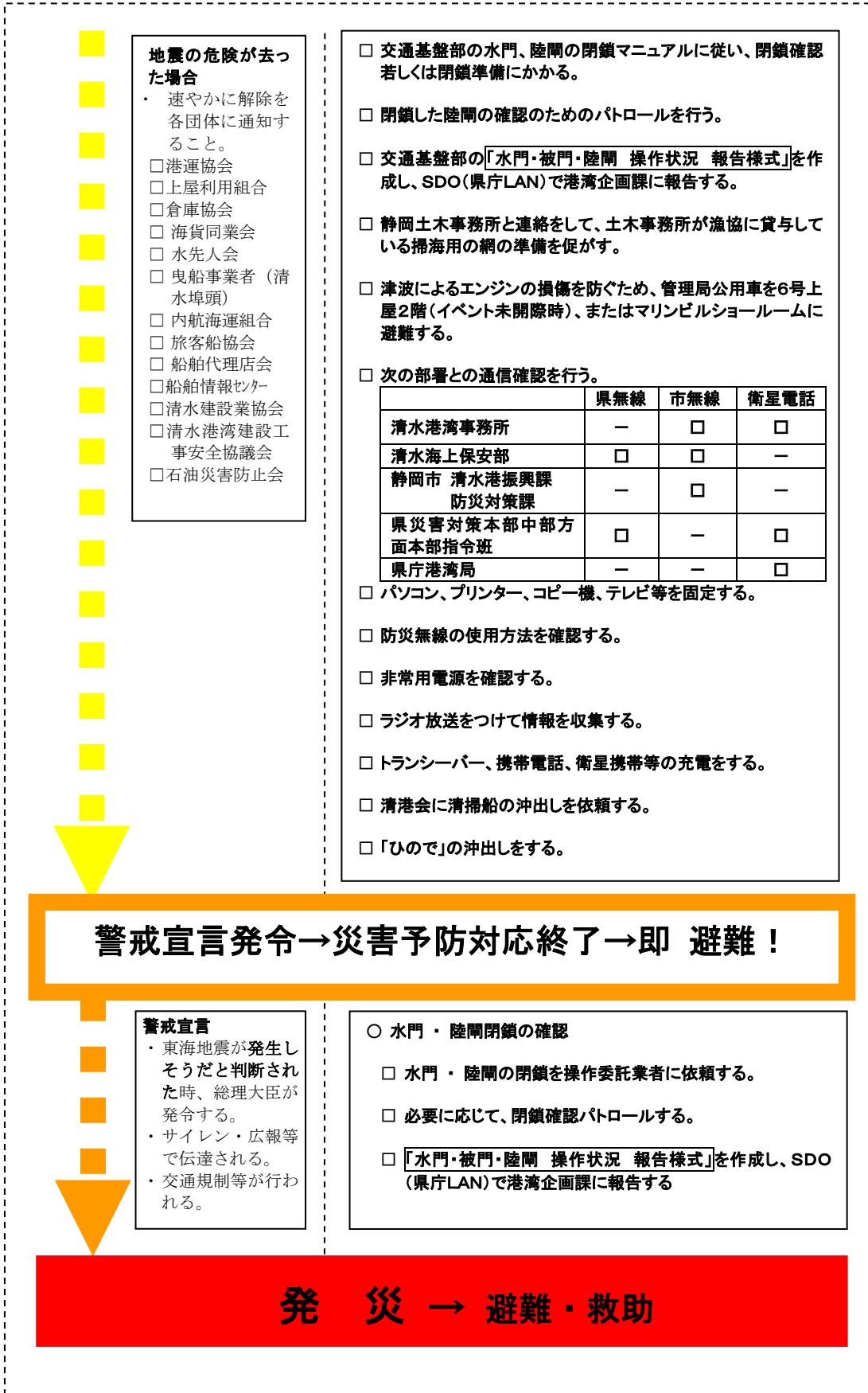
危機管理局 → 全員参集 → 各職員
電話、メール 電話等

- 注意情報の発表で、全職員は連絡網により管理局に参集する。
- 荷役機械等避難のため、多目的上屋2階スロープのシャッターを開放する。
- 担当者は、予め登録されたメールアドレスあてに、注意情報の発令を連絡する。
- 担当責任者は、予防措置の要請を行うため、次の様式のサイン欄にサインして、各団体にFAXする。

	事業者様式№.	送信先
<input type="checkbox"/>	地震連絡票(港運1)	港運協会
<input type="checkbox"/>	〃 (上屋1)	上屋利用組合

- 担当者は、次の団体に注意情報の発表を電話連絡する。

連絡先
<input type="checkbox"/> 倉庫協会清水支部(天野回漕店)
<input type="checkbox"/> 海運貨物取扱同業会(清和海運)
<input type="checkbox"/> 水先人会
<input type="checkbox"/> 呂船事業者(清水埠頭)
<input type="checkbox"/> 内航海運組合
<input type="checkbox"/> 旅客船協会(エスパルス・ドリーム・フェリー)
<input type="checkbox"/> 船舶代理店会(鈴与)
<input type="checkbox"/> 船舶情報センター
<input type="checkbox"/> 清水建設業協会
<input type="checkbox"/> 清水港湾建設工事安全協議会(古川組)
<input type="checkbox"/> 石油災害防止会(東燃ゼネラル石油)



平 常 時

注意情報発表、警戒宣言発令時は末尾を参照

発 災

津波警報解除時の 港湾局 の業務

被害状況調査

- 清水港管理局との連絡を確保する。
- 港湾整備課は、清水港管理局からの被害状況の報告を受け、本部交通基盤部に伝達する。

受付	伝達	様式番号	様式名
□	□	302-1	港湾・漁港被害・復旧(見込)情報
□	□	344-1	河川・海岸・港湾・漁港水閘門等操作状況
□	□	302-2	海上輸送確保状況

応急対策時の 港湾局 の業務

内航海運組合 への要請

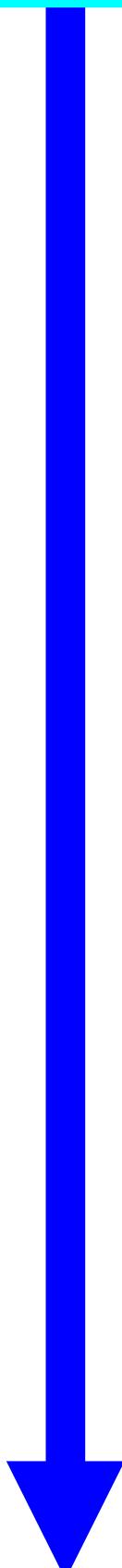
【内航海運組合への要請】

- 緊急物資の輸送は、本部対策班が決定する。
※内航海運組合への要請は、協定に基づき、口頭で要請を行い、直ちに文書を交付する。
- 電話等不通で本部から連絡できないときは、港湾局及び清水港管理局を経由して要請する。 **協定様式第1号**
- 業務が完了したら報告書を受領する。 **協定様式第2号**

緊急物資輸送 船の調整

【緊急物資輸送船の調整】

- 災害対策本部対策班(危機管理局)と連絡調整し、海上輸送の対象物資に関する情報を受領する。**地震連絡票(行政相互3)**
- 支援自治体が輸送船舶を決定している場合は、その情報も併せて、受領する。
- 不足する情報は、港湾局より相手方自治体又は指定された輸送船舶に対して、確認する。
- 特殊車両の運搬にRORO船が適当であるので、必要に応じて、本部対策班に助言すること。
- 船舶が決定したら、船舶の諸元や入出港日時等を調査し、記載する。
- 対策班から入手した情報を防災無線FAXにより清水港管理局に伝達する。
- トラック手配に備え、同じ情報を本部対策班にも返す。
- 同時に、防災無線電話又は衛星電話で内容を伝達する。



トラック情報

【トラック手配情報の入手・伝達】

- トラック手配は、本部対策班が静岡運輸支局を通じて行う。
地震連絡票(行政相互4)
- トラックによる物資の引取り情報は、本部対策班から港湾局に伝達される。
- この情報は、そのまま清水港管理局に伝達する。
- 港湾局は、清水港管理局と着岸岸壁等に関する調整を行ない、結果を本部対策班に伝達する。

人員輸送（旅客船協会への要請）

【人員輸送】

- 人員輸送の開始は、本部対策班が決定し、海上輸送連絡所を通じて、旅客船協会に要請する。
協定様式第1号
- 業務が完了したら報告書を受領する。
協定様式第2号
- 港湾局は、人員輸送の開始を清水港管理局ともう一ヶ所の輸送対象となる港の管理事務所に伝達し、双方の港での準備に当たらせる。
地震連絡票(行政相互5)

応急復旧対策完了、以後、復興対応へ

このマニュアルはここまで

【注意情報発表、警戒宣言発令時の活動】

平 常 時

注意情報発表時の 港湾局 の業務

- 港湾整備課は様式344-1「河川、海岸、港湾、漁港水閘門等操作状況」をSDO(県庁LAN)で受領する。
- 港湾整備課は様式第202号「貯木場等地震防災応急対策実施状況」を受領する。

警戒宣言発令時の 港湾局 の業務

- 港湾整備課は様式344-1「河川、海岸、港湾、漁港水閘門等操作状況」をSDO(県庁LAN)で受領する。
- 港湾整備課は様式第202号「貯木場等地震防災応急対策実施状況」を受領する。

発 災

清水港管理局、港湾事務所、海上保安部でそれぞれ作成し、2事務所に送信すること。

**地震連絡票(行政相互1)
FAX又は直渡し**

発信担当 サイン		
-------------	--	--

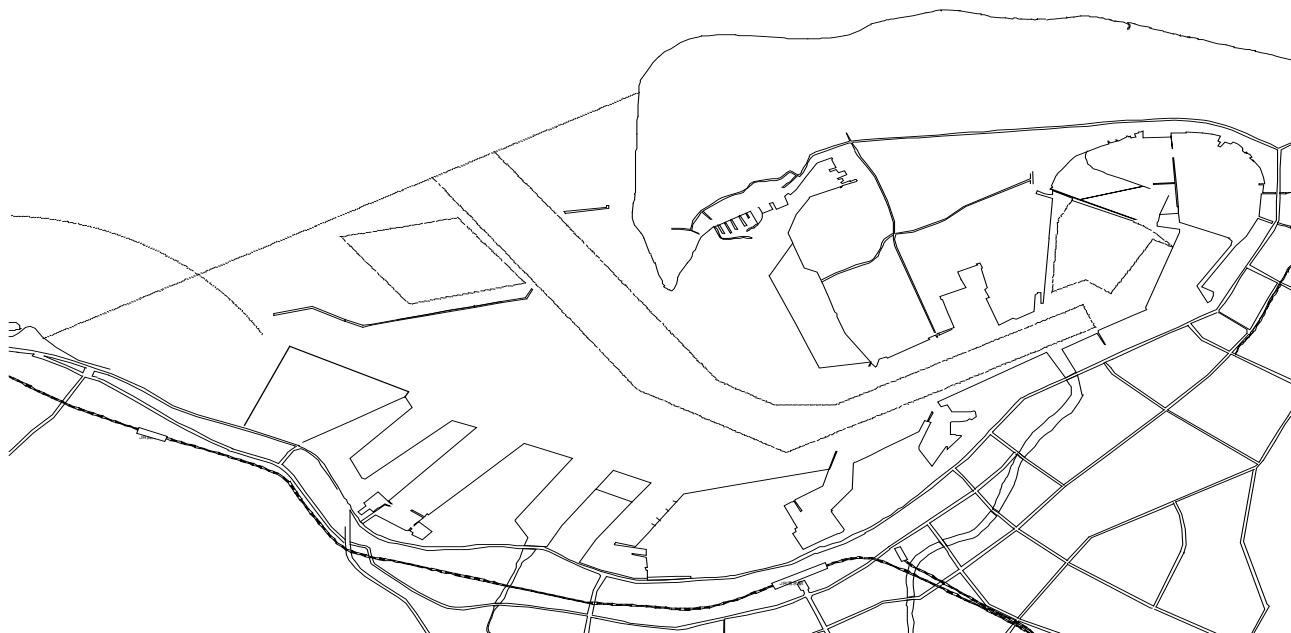
年 月 日

清水海上保安部長・清水港湾事務所長・清水港管理局長様

(355-0226) (353-3072) (354-0380) ←FAX番号

清水海上保安部長・清水港湾事務所長・清水港管理局長

港湾区域内の漂流物調査について



清水港管理局、港湾事務所、海上保安部でそれぞれ作成し、2事務所に送信すること。

**地震連絡票(行政相互2)
FAX又は直渡し**

発信担当
サイン

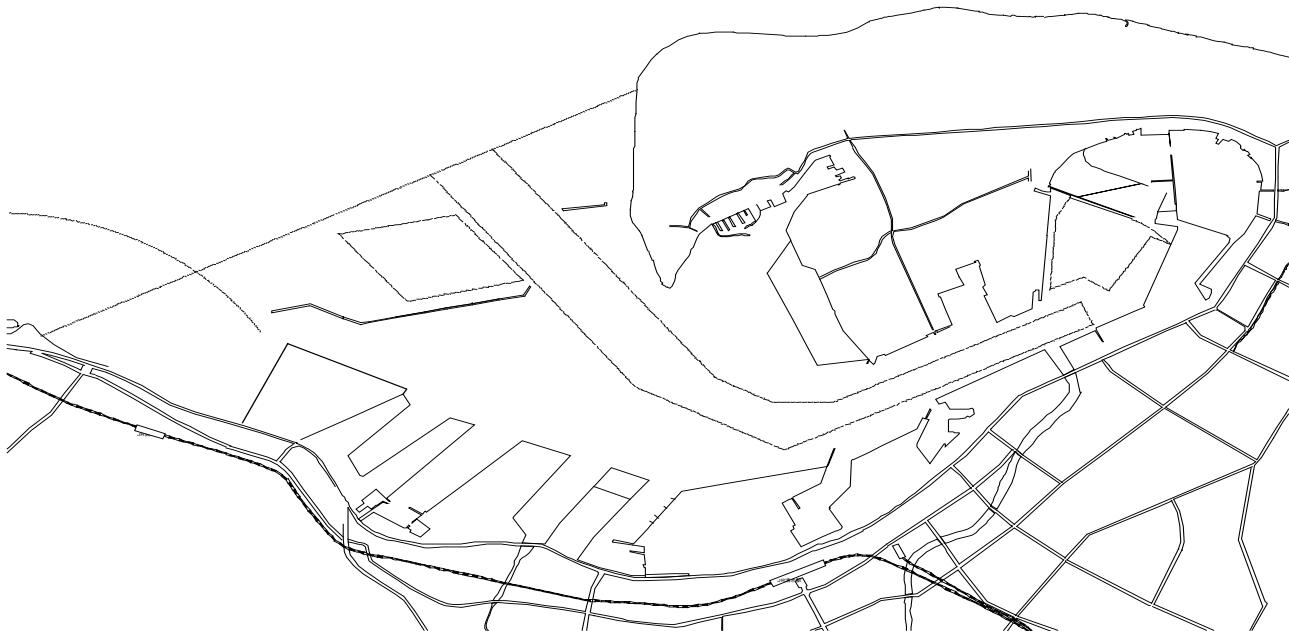
年 月 日

清水海上保安部長・清水港湾事務所長・清水港管理局長様

(355-0226) (353-3072) (354-0380) ←FAX番号

清水海上保安部長・清水港湾事務所長・清水港管理局長

港湾施設等の被害状況調査について



地震連絡票(行政相互3)
FAX送信(本書のみ)

管理局 ← 港湾総室

港湾班担当
当サイン

年 月 日

災害対策本部中部方面本部長様
(清水港管理局扱い)

災害対策本部港湾班長(港湾局長)

転送しますので対応をお願いします。

港湾総室 ← 対策班

対策班担当
当サイン

年 月 日

災害対策本部港湾班長(港湾局長)様

災害対策本部対策班長

緊急物資輸送船に関する情報

防災局への確認事項	調達自治体	自治体名	
		担当部署	
		担当者	
		電話	
本県からの依頼者		部	室
相手方自治体への確認事項	荷積み地		港
	荷物の種類		
	荷物の形態	コンテナ・パレット・バラ混・全バラ	
	船名		
	総トン数		
	船籍(何処の県の船か)		
	船舶電話番号		
船舶への確認事項	清水港での代理店	有・無	
		荷主オプション	
船舶への確認事項	デリックの装備		
	その他		

地震連絡票(行政相互4)
FAX送信(本書のみ)

管理局 ← 港湾班

港湾班担当
当サイン

年 月 日

災害対策本部中部方面本部長様
(清水港管理局扱い)

災害対策本部港湾班長(港湾局長)

転送しますので対応をお願いします。

港湾班 ← 対策班

対策班担当
当サイン

年 月 日

災害対策本部港湾班長(港湾局長)様

災害対策本部対策班長

緊急物資輸送のトラックに関する情報

対象物資	種類					作業依頼番号
	量					清水(トラック)ー
トラック	港への到着予定日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃				※1からの連番とすること。
	台数					
	車両ナンバー					
	運転手氏名					
作業場所	岸壁					
	上屋())
	倉庫())
	野積場())
	その他())
備考						

地震連絡票(行政相互5)
FAX送信(本書のみ)

管理局 ← 港湾班

港湾班担当 当サイン		
---------------	--	--

年 月 日

災害対策本部中部方面本部長様
(清水港管理局扱い)

災害対策本部港湾班長(港湾局長)

転送しますので対応をお願いします。

港湾班 ← 対策班

対策班担当 当サイン		
---------------	--	--

年 月 日

災害対策本部港湾班長(港湾局長)様

災害対策本部対策班長

人員輸送の開始に関する情報

区間	港から	港
予定期間	年 月 日から	年 月 日
便数		
使用する船舶	名称	
	総トン数	
	乗船人員	
	その他	
予定時間	出港	
	到着	
協力船会社		
備考		